

かすみがうら市
一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

令和 2 年 3 月

か す み が う ら 市

目次

第1章 基本的事項	1
1. 1 計画改定の趣旨	1
1. 2 適用範囲	2
1) 計画対象地域	2
2) 計画対象廃棄物	2
3) 計画目標年次	2
1. 3 法規制等	3
1) 法体系	3
2) 上位計画	4
3) 本計画の位置付け	7
第2章 地域概況	8
2. 1 位置と地勢	8
2. 2 人口動態	9
2. 3 産業構造について	10
2. 4 土地利用について	11
第3章 ごみ処理基本計画	12
3. 1 ごみ処理の現況	12
1) ごみ処理体制	12
2) ごみの排出量及びその処理の状況	17
3) 国、茨城県、前計画との比較	23
4) ごみ処理行政の動向	26
5) ごみ処理に関する課題の整理	27
3. 2 基本理念及び目標	28
1) 基本理念及び基本方針	28
2) 計画数値目標	29
3) ごみ発生量及び処理量の見込み	29
4) 施策体系	34
3. 3 ごみ処理基本計画	35
1) 市民・事業者・行政の協力体制づくりの推進	35
2) 排出抑制の推進	36
3) 教育・啓発活動の充実	36

4)	再生利用の推進	37
5)	収集・運搬計画	38
6)	中間処理計画	38
7)	最終処分計画	41
8)	その他のごみ処理に関する計画	41
第4章 生活排水処理基本計画		42
4. 1	生活排水処理の現況	42
1)	生活排水処理体制	42
2)	生活排水の排出量及び処理の状況	48
3)	国、茨城県、前計画との比較	51
4)	生活排水処理に関する課題の整理	52
4. 2	基本理念・方針及び目標	53
1)	基本理念及び基本方針	53
2)	計画数値目標	54
3)	処理人口及び発生量の見込み	54
4)	施策体系	56
4. 3	生活排水処理基本計画	57
1)	市民・事業者・行政の協働体制づくりの推進	57
2)	排出抑制の推進	57
3)	教育・啓発活動の充実	57
4)	収集運搬計画	58
5)	安定した処理体制の構築	58
6)	資源化・最終処分計画	59
第5章 計画の進捗管理		60

第 1 章 基本的事項

1. 1 計画改定の趣旨

近年、我が国では大量生産・大量消費型社会経済活動による、廃棄物の大量発生や環境負荷の増大、地球温暖化等の環境問題への反省から環境負荷の削減に向けた様々な取り組みが行われてきました。

国における法整備は「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」や「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以降、「廃棄物処理法」といいます。）」が制定されました。また、廃棄物処理法の特例を定めた法律として、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの個別物品ごとにリサイクル法が制定されました。また、平成 30 年 6 月に示された循環型社会形成推進に関する事項を定めた第四次循環型社会形成推進基本計画では、地域循環共生圏形成による地域活性化やライフスタイル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。

茨城県では平成 28 年 3 月に第 4 次茨城県廃棄物処理計画を策定し、県内における廃棄物の減量とその適正な処理に関する計画を示しています。

かすみがうら市（以降、「本市」といいます。）では平成 27 年 3 月に「かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画」（以降、「前計画」といいます。）を策定しました。前計画の中間目標年次である平成 31 年度（令和元年度）を迎えたのに伴い、社会経済情勢の変化や各施策の進捗状況、現状と課題を踏まえ、前計画の検証、見直しを行うとともに、新たな課題に対応するため、計画の改定を行います。

1. 2 適用範囲

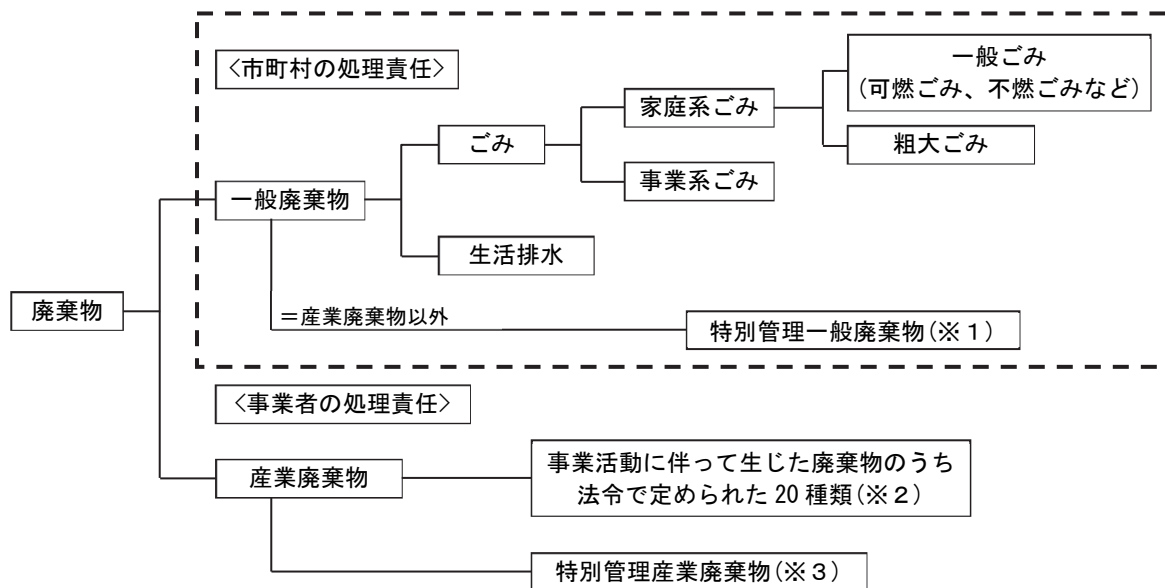
1) 計画対象地域

本計画の対象地域は、本市内全域とします。

2) 計画対象廃棄物

図 1-1 に廃棄物の区分を示します。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、一般廃棄物は市町村に処理責任があります。本計画では、一般廃棄物のごみと生活排水を対象とします。



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）、上記 20 種類の産業廃棄物を処分するために処理したものと、資源回収を目的として輸入された廃棄物（主に廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒など）

※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

資料：環境省

図 1-1 廃棄物の区分

3) 計画目標年次

本計画は令和 2 年度を計画初年度とし、計画策定から 10 年後の令和 11 年度を計画目標年次とします。また、計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に実施するために中間目標年次を令和 6 年度に設定します。

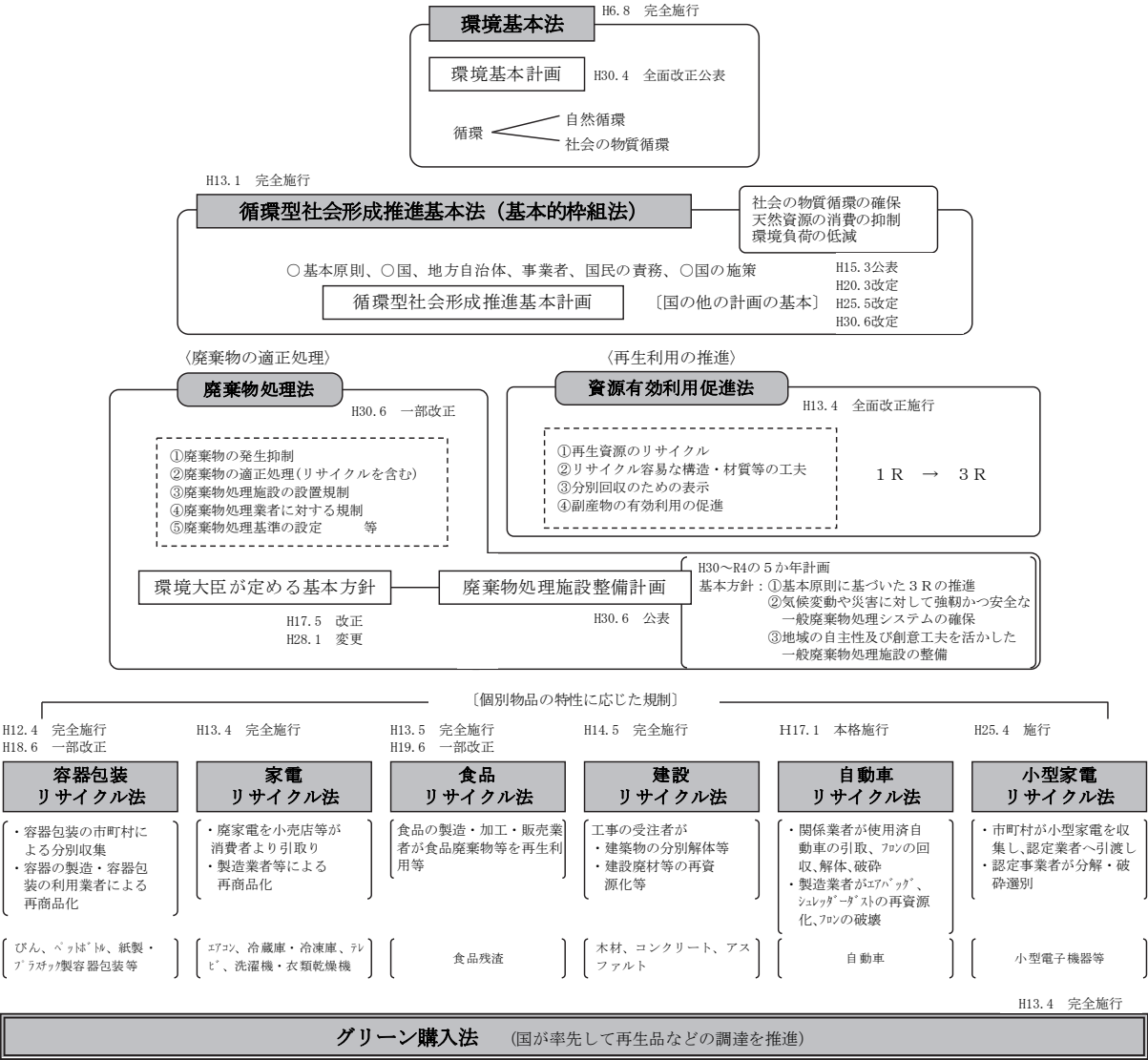
なお、本計画は概ね 5 年ごとに改定するとともに計画策定の前提条件となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検証し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。

1. 3 法規制等

1) 法体系

図 1-2 に循環型社会形成推進のための法体系を示します。

環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。循環型社会の形成に向けて、廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理法」、再生利用の推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに実効性のある取り組みの推進を図っています。



資料：環境省（一部修正）

図 1-2 循環型社会形成推進のための法体系

2) 上位計画

(1) ごみ

① 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）」では、新たな計画として環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。循環型社会形成推進基本計画の目標値を表1-1に示します。

② 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成13年環境省告示第34号、改正：平成28年告示第7号）（以降、「廃棄物処理基本方針」といいます。）」が定められています。廃棄物処理基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的利用を徹底したうえで、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。廃棄物処理基本方針の目標値を表1-1に示します。

③ 茨城県廃棄物処理計画

茨城県では、持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物処理の取組を更に推進していくために「第4次茨城県廃棄物処理計画」を策定しています。第4次茨城県廃棄物処理計画では、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携して、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用のできないものは適正な処分を確保するという「各主体が連携した循環型社会の形成」を基本理念としています。茨城県廃棄物処理計画の目標値を表1-1に示します。

④ かすみがうら市総合計画

本市では、平成29年度以降の長期的な展望を示し、目指すべき将来像を実現するための行政運営の指針として、平成29年3月に「第2次かすみがうら市総合計画」を策定しています。第2次かすみがうら市総合計画では豊かな自然のもと、市民の安全・安心な暮らしを支えるまちづくりを進めるとともに、活力ある元気な地域へと発展させていくことを目指して、将来都市像を下記のとおりに定めています。また、かすみがうら市総合計画の目標値を表1-1に示します。

きらり輝く みず みどり 湖と山 笑顔と活気のふれあい都市
～ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら ～

表 1-1 上位計画の目標値（ごみ）

項目	目標値
国の方針	【循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）】 目標年次：令和 7 年度 ＜一般廃棄物＞ 平成 12 年度比に対して、1 人 1 日当たりのごみの排出量を 28%削減する。 平成 12 年度：1,185g/人日⇒目標値：約 850g/人日 ＜家庭系ごみ＞ 平成 12 年度比に対して、1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量を 33%削減する。 平成 12 年度：653g/人日⇒目標値：約 440g/人日 ※家庭系ごみ排出量とは、集団回収、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量をいう。 ＜事業系ごみ＞ 平成 12 年度に対して、事業系ごみの排出量を 39%削減する。 平成 12 年度：1,799 万 t⇒目標値：約 1,100 万 t ※事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることから 1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」を指標とする。
	【廃棄物処理基本方針（平成 28 年 1 月）】 目標年次：令和 2 年度 ＜一般廃棄物＞ 平成 24 年度比に対して、年間排出量を約 12%削減する。 ＜家庭系ごみ＞ 平成 24 年度比に対して 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500g/人日とする。 平成 24 年度：512g/人日⇒目標値：500g/人日 ※家庭系ごみ排出量とは、集団回収、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量をいう。 ＜排出量に対する再生利用の割合＞ 平成 24 年度比に対して約 27%に増加させる。 ＜最終処分量＞ 平成 24 年度比に対して、最終処分量を約 14%削減する。
茨城県の 方針	【第 4 次茨城県廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）】 目標年次：令和 2 年度 ＜一般廃棄物＞ 平成 24 年度に対して、1 人 1 日当りのごみ排出量を約 8%削減する。 平成 24 年 1,002g/人日⇒目標値 919g/人日 ＜再生利用率＞ 平成 24 年度に対して、約 6%増加させる。 平成 24 年度：21.3%⇒目標値：約 27% ＜最終処分量＞ 平成 24 年度に対して、約 14%削減する。 平成 24 年度：102 千 t⇒目標値：88 千 t
本市の方針	【総合計画（平成 29 年 3 月）】 目標年次：令和 3 年度 ＜一般廃棄物＞ 1 人 1 日当たりのごみの排出量を 980g/人日にする。 平成 27 年度：1,077g/人日⇒980g/人日 ＜リサイクル率＞ 22.2%に増加させる。

(2) 生活排水

① 社会資本整備重点計画

国は社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため社会資本整備重点計画を策定しています。これまで3次にわたる計画が策定されており、平成27年9月に第4次社会資本整備重点計画が策定されました。第4次社会資本整備重点計画では、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえつつ、汚水処理の早期概成に向けて、地域の実情に応じた最適な汚水処理施設の整備を推進するとしています。第4次社会資本整備重点計画に示されている汚水処理人口普及率の目標値を表1-2に示します。

② 茨城県生活排水ベストプラン

茨城県は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽といった汚水処理施設を最も効率的（ベスト）に配置して、整備や維持管理を進めるために生活排水ベストプランを策定しています。平成28年度に人口減少や厳しい財政事情等といった社会情勢の変化に対応するため、各汚水処理の特性を踏まえ、経済比較を基本としながら地域特性や市町村の意向を考慮した第3回改定を行っています。第3回改定生活排水ベストプランに示されている汚水処理人口普及率を表1-2に示します。

③ かすみがうら市総合計画

第2次かすみがうら市総合計画では、水質保全、水質汚濁防止のため、経済比較に基づく最適な整備手法による汚水処理の整備促進と維持管理、雨水排水設備の計画的な整備を進めるとしています。第2次かすみがうら市総合計画に示されている汚水処理人口普及率の目標値を表1-2に示します。

表 1-2 上位計画の目標値（生活排水）

項目	目標値
国の方針	【第4次社会資本整備重点計画】 目標年次：令和2年度 ＜汚水処理人口普及率＞ 汚水処理人口普及率を約96%にする。 平成25年度：約89%⇒目標値：約96%
茨城県の方針	【第3回改定生活排水ベストプラン】 目標年次：整備完了時 ＜汚水処理人口普及率＞ 汚水処理人口普及率を100%にする。 平成25年：80.7%⇒令和7年度（中期計画目標年次）：90.8%⇒整備完了：100%
本市の方針	【第2次かすみがうら市総合計画】 目標年次：令和3年度 ＜汚水処理人口普及率＞ 汚水処理人口普及率を91.0%にする。 平成27年度：89.5%⇒令和3年度：91.0%

※汚水処理人口普及率＝（下水道処理人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽処理人口）／総人口

3) 本計画の位置付け

図 1-3 に本計画の位置付けを示します。

本計画は、関連する上位計画及び諸計画との整合性を図りながら、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に基づき策定します。

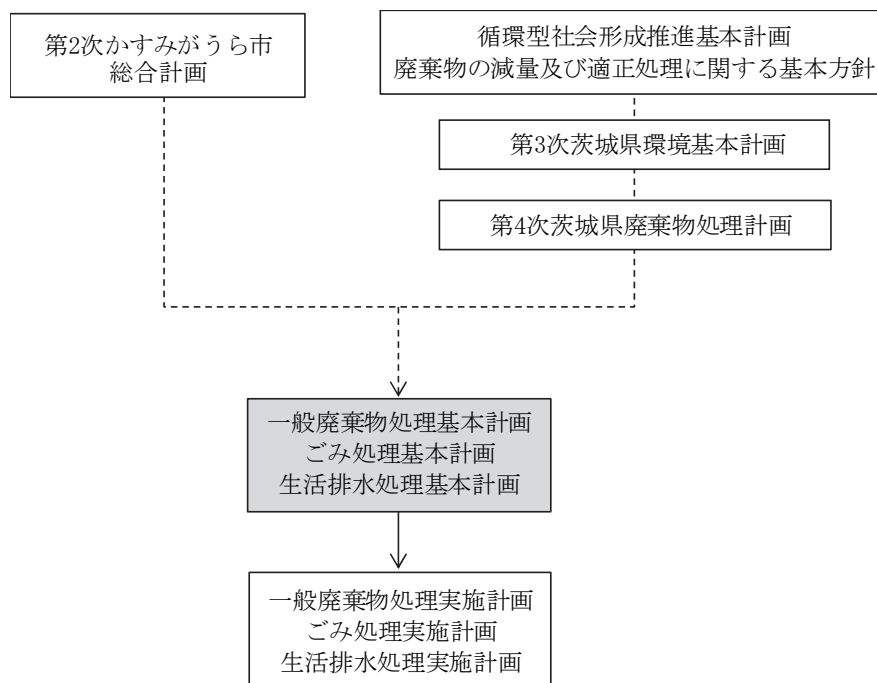


図 1-3 本計画の位置付け

2. 1 位置と地勢

本市は、我が国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系南麓にはさまれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、つくば市へ約10kmの距離に位置しています。また、幹線交通網として、JR常磐線、千代田石岡インターチェンジが置かれている常磐自動車道、国道6号、国道354号を有するなど、田園都市ながら立地に恵まれています。

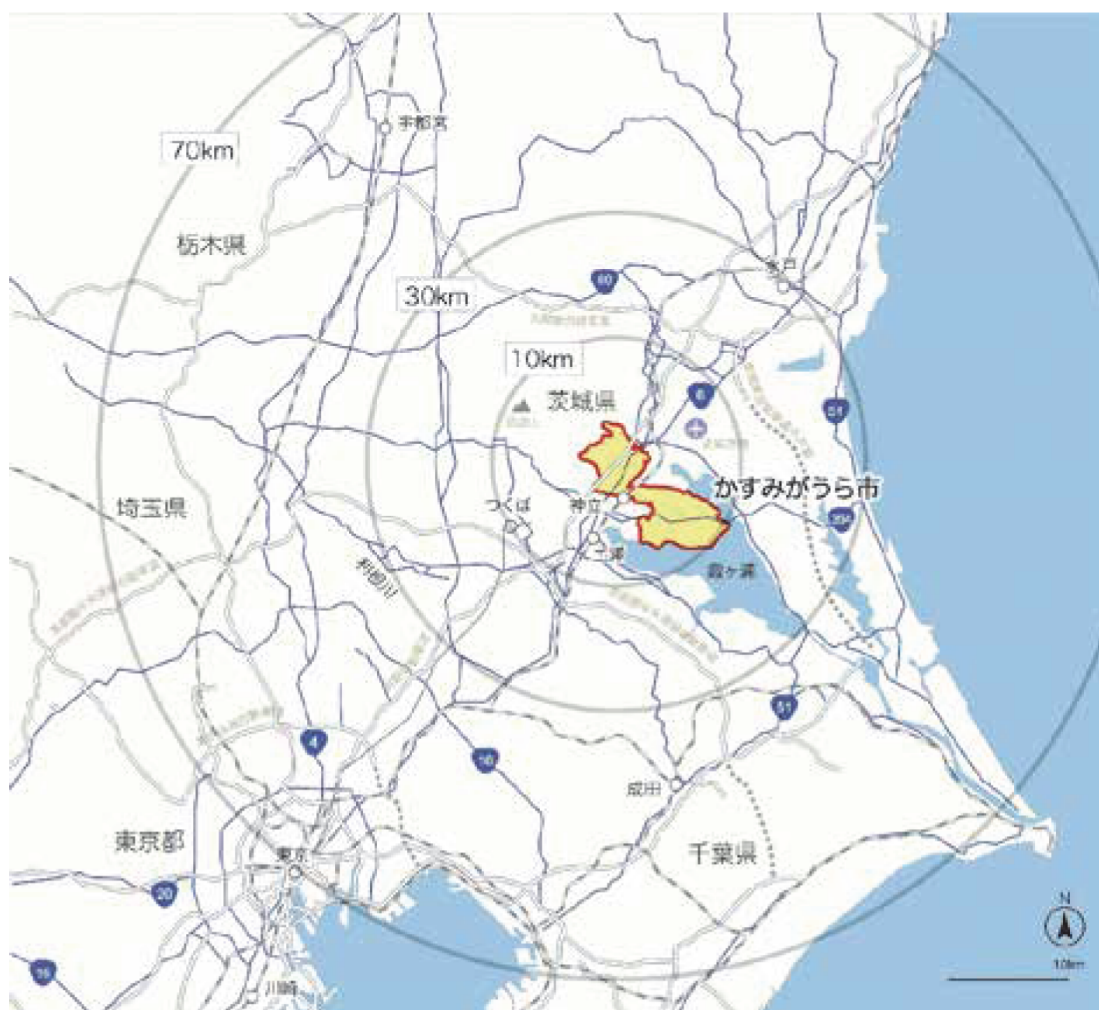


図 2-1 本市の位置図

2. 2 人口動態

表 2-1 及び図 2-2 に本市の人口及び世帯数の実績を示します。

本市の人口は年々減少しており、平成 30 年度は 42,060 人で平成 21 年度に比べて 3,118 人(7%)減少しています。世帯数は年々増加しており、平成 30 年度は 17,367 世帯で平成 21 年度に比べて 1,033 世帯増加しています。そのため、1 世帯当たりの人員は平成 21 年度が 2.77 人/世帯であったのに対し、平成 30 年度は 2.42 人/世帯に減少しています。その要因として少子高齢化や核家族、単独世帯の増加が影響していると考えられます。

表 2-1 人口及び世帯数の実績

平成 年度	人口	世帯数	1 世帯当たり 人口 (人/世帯)
21	45,178	16,334	2.77
22	44,985	16,558	2.72
23	44,679	16,738	2.67
24	44,217	16,605	2.66
25	43,780	16,723	2.62
26	43,372	16,825	2.58
27	42,866	16,863	2.54
28	42,545	16,941	2.51
29	42,267	17,126	2.47
30	42,060	17,367	2.42

資料： 平成 21 年～25 年は「かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 3 月）」
平成 26 年～30 年は「かすみがうら市一般廃棄物処理実施計画（令和元年度）」

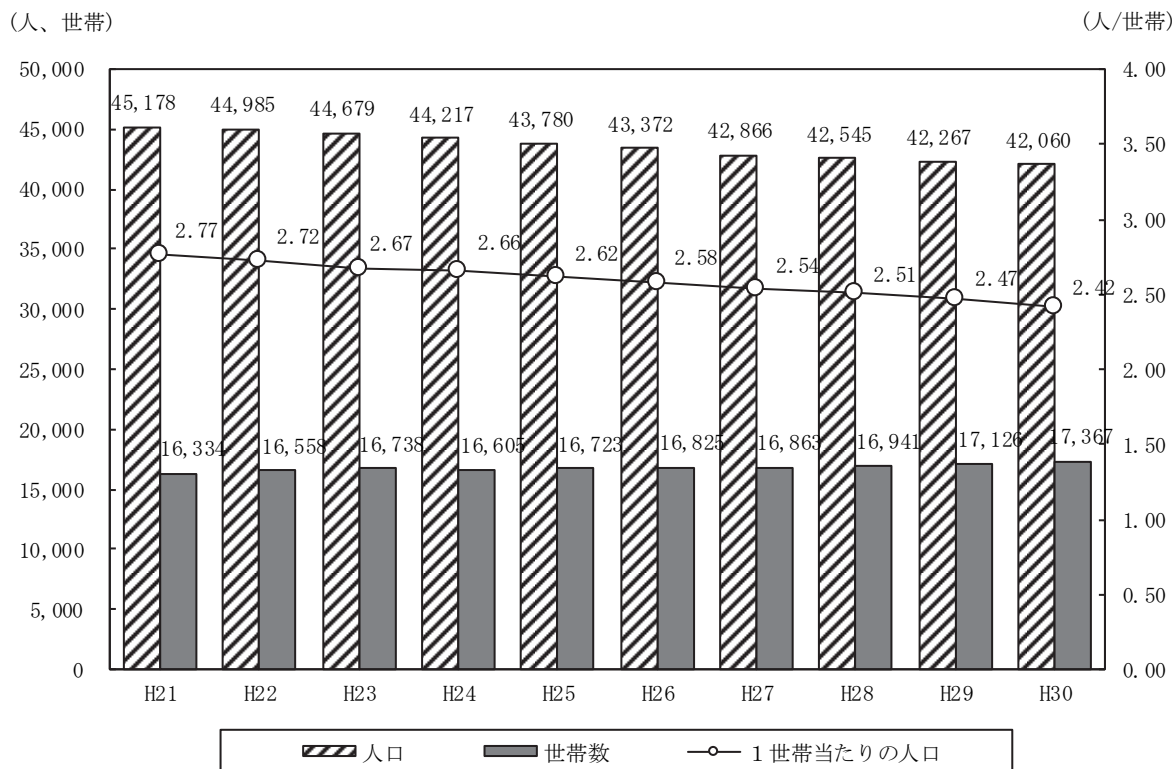


図 2-2 人口及び世帯数の実績

2. 3 産業構造について

表 2-2 に本市の産業構造を示します。

本市の産業構造は従業者数の約 60%が第三次産業に従っており、第三次産業が主体となっています。また、産業分類（大分類）で見ると製造業の従業者数が最も多く約 30%を占めています。

表 2-2 産業構造

産業分類※1	産業分類（大分類）	事業所数	事業所 構成比	従業者数 (人)	従業者 構成比
第一次産業	農林漁業	28	1.79%	245	1.53%
	小 計	28	1.79%	245	1.53%
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	255	16.31%	1,150	7.20%
	製造業	168	10.75%	4,671	29.25%
	小 計	423	27.06%	5,821	36.46%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.13%	18	0.11%
	情報通信業	4	0.26%	35	0.22%
	運輸業、郵便業	79	5.05%	1,933	12.11%
	卸売業、小売業	346	22.14%	2,919	18.28%
	金融業、保険業	10	0.64%	108	0.68%
	不動産業、物品賃貸業	127	8.13%	315	1.97%
	学術研究、専門・技術サービス業	29	1.86%	226	1.42%
	宿泊業、飲食サービス業	105	6.72%	647	4.05%
	生活関連サービス業、娯楽業	127	8.13%	675	4.23%
	教育、学習支援業	45	2.88%	516	3.23%
	医療、福祉	98	6.27%	1,410	8.83%
	複合サービス事業	13	0.83%	80	0.50%
	サービス業(他に分類されないもの)	112	7.17%	663	4.15%
	公務(他に分類されるものを除く)	15	0.96%	356	2.23%
	小 計	1,112	71.15%	9,901	62.01%
	総 計	1,563	100.00%	15,967	100.00%

資料：総務省「平成 24 年経済センサス」

※1 産業分類は平成 24 年度経済センサスを参考に、第一次産業を「農業、林業」「漁業」とし、第二次産業を「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」、第三次産業はそれら以外の産業として集計。

※2 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

2. 4 土地利用について

表 2-3 及び図 2-3 に本市の土地利用状況について示します。

本市の土地利用は、田と畑で 55%以上を占めており、住宅の面積は僅か 12.8%となっています。

表 2-3 土地利用状況

区分	総面積	田	畑	住宅	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	10,080	2,315	3,255	1,287	2,265	217	736	5
構成比 (%)	100.0	23.0	32.3	12.8	22.5	2.2	7.3	0.05

※端数処理の関係上、構成比の合計が 100%になりません。

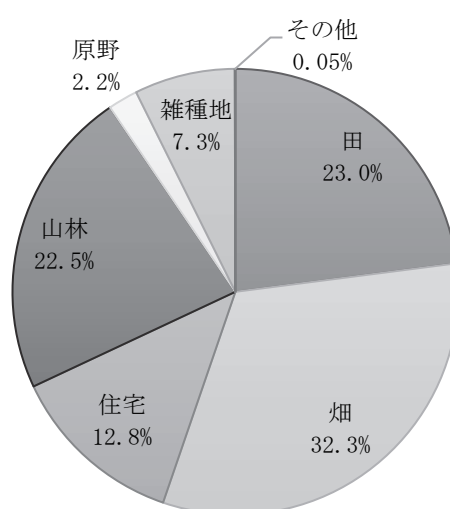


図 2-3 土地利用状況

資料：統計かすみがうら（令和元年度版）

第3章 ごみ処理基本計画

3. 1 ごみ処理の現況

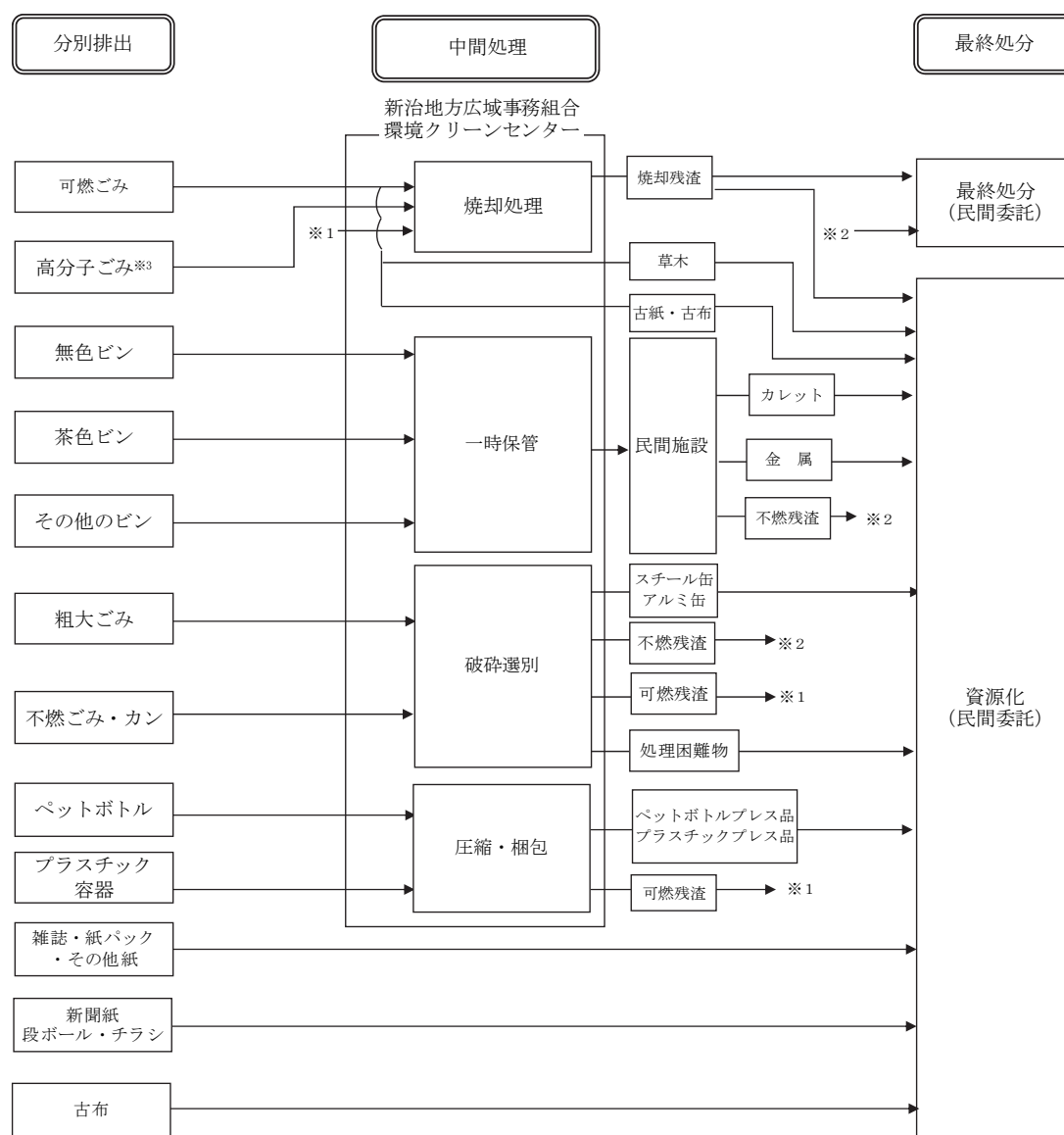
1) ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

図 3-1 に本市のごみ処理フローを示します。

本市で発生したごみは、古紙や古布を除き新治地方広域事務組合環境クリーンセンター（以下、「環境クリーンセンター」といいます。）で中間処理を行っています。中間処理後の焼却残渣と不燃残渣は、民間の最終処分場で最終処分を行っています。カレットや金属等の資源物及び焼却残渣の一部は民間の資源化施設で資源化を行っています。また、収集した古紙や古布は、直接民間の資源化施設に持ち込み資源化を行っています。

令和3年度より4市町（本市、石岡市、小美玉市、茨城町）でごみの広域処理を開始し、霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設で処理を行う予定となっています。



※1 可燃残渣は、焼却処理されます。

※2 不燃残渣は、最終処分されます。

※3 高分子ごみとはタイヤ、塩ビパイプ、雨樋、塩ビ波版等をいいます。

図 3-1 ごみ処理フロー

(2) 分別区分

表 3-1 に本市の分別区分を示します。

各地区の集積所では 11 区分の分別区分を設けて家庭系ごみの収集を行っています。集積所に排出不可の粗大ごみ及び高分子ごみは、環境クリーンセンターに市民自ら搬入を行っています。また、環境クリーンセンターで処理不可能なごみについては、取り扱いメーカーや専門の処理業者に処理を依頼するように市民に呼びかけを行っています。

令和 3 年度より広域処理を行うため、新広域ごみ処理施設の分別区分に応じて本市の分別区分も見直しを行っていきます。

表 3-1 分別区分

分別区分		品目	
集積所に排出可能	可燃ごみ	生ごみ、紙屑、合成皮革類、木屑、吸い殻、マットレス、布団、ビデオテープ、ラップ、風呂用品、プラスチック製のおもちゃ等	
	茶色ビン	茶色のビン（ビールビン、栄養ドリンクビン等）	
	無色ビン	無色のビン、白の磨り、ガラスのビン（無色の一升ビン、牛乳ビン等）	
	その他のビン	無色、茶色以外の色付きビン（青、緑、黒、その他の色）ワイン等の薄い色のビンも含む	
	不燃ごみ・カン	缶類、小さな鉄屑、アルミ鍋、アルミ箔、水道蛇口、乾電池、瀬戸物、陶磁器類、蛍光灯、コップ、化粧品ビン、板ガラス、鏡等	
	ペットボトル	ペットボトル	
	雑誌・紙パック・その他紙	漫画本、週刊誌、辞書、辞典、電話帳、牛乳パック包装紙、菓子箱等	
	古布	古着類、シャツ、ズボン、セーター、肌着、靴下、シーツ、カーテン、布団カバー	
	プラスチック容器	プラスチック容器、発泡スチロール容器、カップラーメン容器、シャンプー容器、洗剤容器等	
	新聞紙・段ボール	新聞紙、チラシ、書類、段ボール	
粗大ごみ	小型家具類、小型電気製品、座椅子、傘、ガスコンロ、小型ストーブ、針金ハンガー		
集積所に排出不可	自己搬入	粗大ごみ	長さ 1.5m 以上、または重さ 20kg 以上の物の粗大ごみ
		高分子ごみ	タイヤ、塩ビパイプ、雨樋、塩ビ波板
	処理不可	リサイクル家電	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン
		産業廃棄物	産業廃棄物
		建築廃材	コンクリートがれき、ブロック、鉄骨、材木等
		医療廃棄物	メス、注射器等
		危険・有害ごみ	ガスボンベ、消火器、薬物、劇物、塗料、オイル等

資料：本市ごみ収集カレンダー

(3) 収集・運搬体制

表 3-2 に本市の収集・運搬体制を示します。

本市のごみは定期的に各地区に設けられた集積所で収集を行っています。集積所からの収集・運搬は民間事業者に委託をしています。

可燃ごみは組合認定袋又は中身が確認できる透明・白の半透明な袋、また、ペットボトル及びプラスチック容器は組合認定袋又は市販の透明のビニール袋で排出することができますが、集積所ではそれ以外の袋で排出されたり、他地区からのごみの持ち込み等も多々見受けられます。組合認定袋については自由に販売価格を設定できるため、取扱店が絞られたり、地域差が生じたりし、組合認定袋の使用も限定的となっています。公正な費用負担の仕組みの確立と分別・排出ルール of 徹底が課題となっています。

表 3-2 収集・運搬体制

収集品目	収集容器	収集回数	収集主体及び手数料
可燃ごみ	組合認定袋 又は透明・白の半透明な袋	週 2 回	委託（無料）
茶色ビン	コンテナ	月 1 回又は月 2 回	
無色ビン	コンテナ	月 1 回	
その他のビン	コンテナ	月 1 回	
不燃ごみ・カン	コンテナ	週 1 回又は月 3 回	
ペットボトル	組合認定袋 又は市販の透明のビニール袋 (半透明不可)	月 2 回	
雑誌・紙パック・ その他紙	ヒモで十字に束ねる	月 2 回	
古布	透明のビニール袋 又はヒモで十字に束ねる	月 2 回	
プラスチック容器	組合認定袋 又は市販の透明のビニール袋 (半透明不可)	月 2 回	
新聞紙・段ボール	ヒモで十字に束ねる	月 2 回	
粗大ごみ	-	月 1 回	委託（無料） 自己搬入（有料）
高分子ごみ	-	-	自己搬入（有料）

資料：本市ごみ収集カレンダー

(4) 処理施設

表 3-3 に環境クリーンセンターの施設諸元を示します。

環境クリーンセンターの焼却施設及び不燃・粗大処理施設は竣工から 25 年が、ペットボトル処理施設は竣工から 21 年が経過しています。環境クリーンセンターは老朽化が進んでおり、令和 3 年度より霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設で処理を行っていきます。

最終処分場及び溶融処理施設の施設諸元を表 3-4 及び表 3-5 に示します。最終処分場及び溶融処理施設は民間の処理施設を使用しています。

表 3-3 環境クリーンセンターの施設諸元

施設		内容
焼却処理施設	竣工年月	平成 7 年 3 月
	形式	准連続燃焼式
	処理能力	60 t / 日 × 2 基
不燃・粗大処理施設	竣工年月	平成 7 年 3 月
	形式	乾式回転破碎機
	処理能力	30 t / 5 h
ペットボトル処理施設	竣工年月	平成 11 年 7 月
	形式	圧縮・梱包処理
	処理能力	300 kg / 5 h
所在地		かすみがうら市上佐谷 31-1

表 3-4 最終処分場の施設諸元

施設名	新草津ウェイストパーク※1	管理型最終処分場第4工区※2	エコフロンティアかさま※3
事業者	(株)ウィズウェイストジャパン	向洋産業(株)	(一財)茨城県環境保全事業団
形式	管理型	管理型	管理型
埋立物	焼却灰	焼却灰、不燃残渣、その他 (飛灰固化物)	茨城県内の産業廃棄物 笠間市の一般廃棄物 茨城県内市町村の焼却灰・ 不燃残渣、溶融飛灰処理物
埋立面積	41,866 m ²	41,670 m ²	9.8ha
埋立容量	850,000m ³	1,024,641m ³	約240万m ³
所在地	群馬県吾妻郡草津町大字前 口字井堀140番外106筆	茨城県北茨城市関南町神岡 下2072	茨城県笠間市福田165番1

※1 (株)ウィズウェイストジャパンホームページ

※2 向洋産業(株)環境経営レポート(2018.4発刊、環境省エコアクション21ホームページ)

※3 エコフロンティアかさまカタログ

表 3-5 溶融処理施設の施設諸元

施設名	中央電気工業(株) 鹿島工場※1
処理方法	溶融固化
処理物	飛灰固化物
処理能力	15,000 t /年
所在地	茨城県鹿嶋市光4

※1 一般廃棄物処理実施計画(令和元年度)

2) ごみの排出量及びその処理の状況

(1) ごみの排出量

① ごみ総排出量の実績

図 3-2 に本市のごみ総排出量の推移を示します。

家庭系ごみは、増減を繰り返しながら推移しており、平成 30 年度の排出量は 11,733t となっています。事業系ごみは平成 26 年度から平成 27 年度にかけて 411t が減少しましたが、平成 28 年、29 年度は前年より増加し、平成 30 年度は再度減少に転じ 5,314t となっています。平成 30 年度のごみ総排出量は過去 5 年間で 2 番目に多い 17,047t となっています。

平成 26 年度から平成 29 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量はほぼ横ばいでしたが、平成 30 年度は前年度に比べ約 30g 増加の 1,110g/人日となっています。

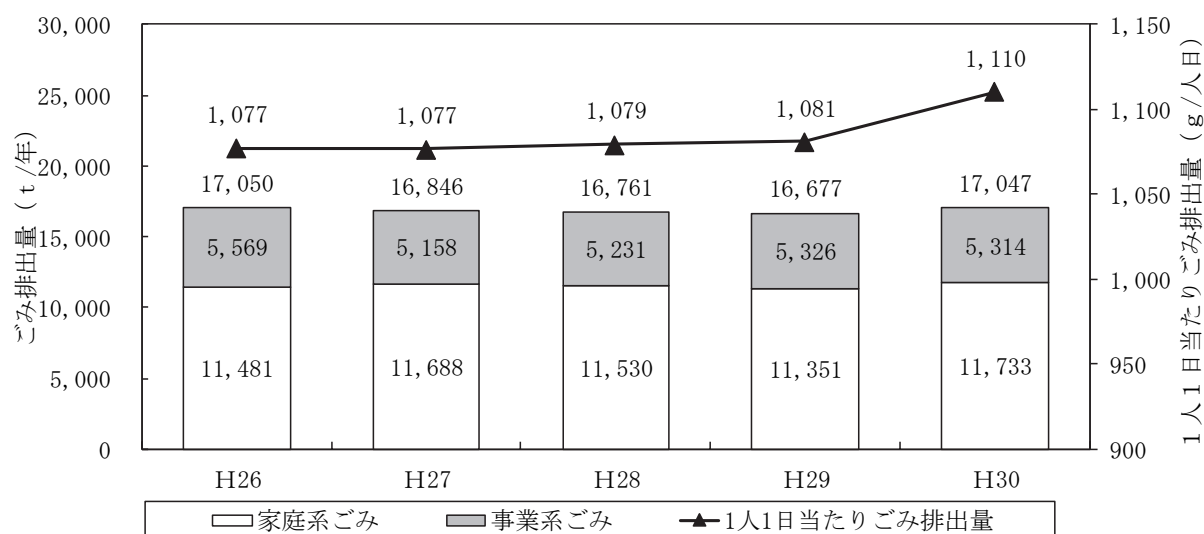
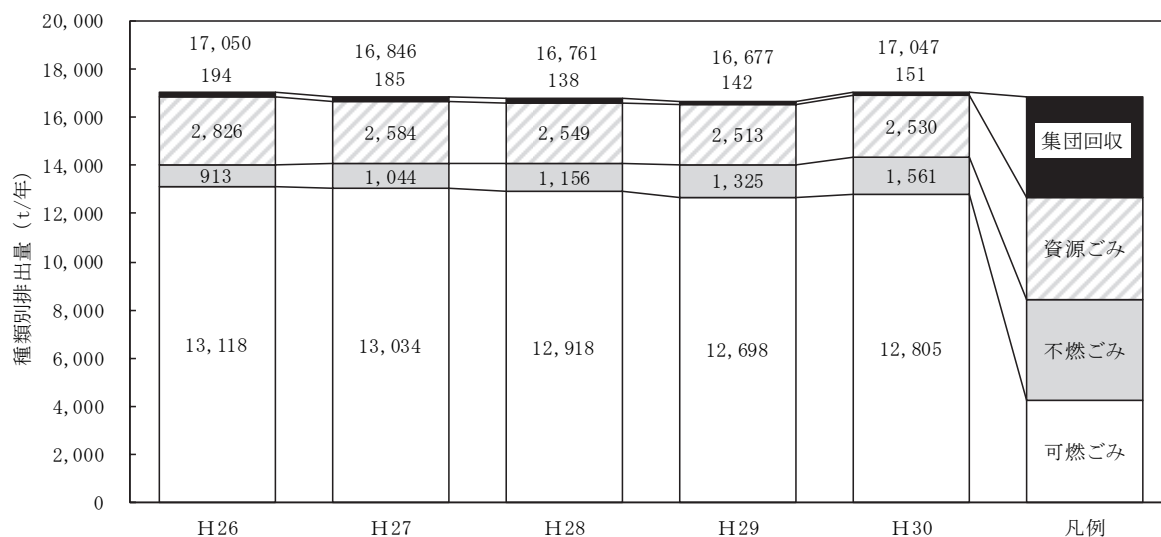


図 3-2 ごみ総排出量の推移

② 種類別排出量

図 3-3 に種類別排出量の推移を示します。

可燃ごみは、平成 26 年度から平成 29 年度に減少傾向でしたが、平成 30 年度の排出量は増加に転じ 12,805t となっています。不燃ごみは年々増加しており、平成 30 年度の排出量は平成 26 年度に比べて 648t 増加の 1,561t となっています。資源ごみは減少傾向にあり、平成 30 年度の排出量は平成 26 年度に比べて 296t 減少の 1,561t となっています。集団回収は平成 26 年度から平成 28 年度まで減少しましたが平成 29、30 年度は増加し、平成 30 年度は 151t となっています。



※凡例の分別区分は以下のとおりです。

可燃ごみ：可燃ごみ（剪定枝を含む）、高分子ごみ

不燃ごみ：不燃ごみ・カン、粗大ごみ

資源ごみ：茶色ビン、無色ビン、その他のビン、プラスチック容器、ペットボトル、雑誌・紙パック・その他紙、新聞紙・段ボール・チラシ、古布

集団回収：集団回収

図 3-3 種類別排出量の推移

(2) 中間処理

① ごみ性状

表 3-6 及び図 3-4 に環境クリーンセンターに搬入された可燃ごみの組成分析結果を示します。

6 組成分析結果より可燃ごみ中には紙・布類が約 4 割、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が約 3 割含まれており、可燃ごみ中に資源可能な紙・布類やプラスチック類が多く含まれていると考えられます。3 組成分析結果より、水分が約 50%を占めています。水分はちゅう芥類（生ごみ等）による影響が大きく、ちゅう芥類の水切り等を行うことで可燃ごみの減量化につながります。

表 3-6 クリーンセンターに搬入された可燃ごみの組成分析結果

測 定 項 目			単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平 均
6 組 成 分 析	紙・布類		%	43.87	46.58	28.75	34.13	45.10	39.68
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類			25.70	15.53	36.03	25.98	32.58	27.16
	木・竹・ワラ類			14.73	14.55	21.93	25.25	12.40	17.77
	ちゅう芥類			9.17	17.30	7.70	7.80	5.63	9.52
	不燃物類			1.43	0.10	2.48	1.00	0.68	1.14
	その他			5.10	5.95	3.13	5.85	3.63	4.73
	合計			100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
単 位 容 積 重 量			kg/m3	153.67	164.00	161.50	184.75	169.25	166.63
3 組 成 分 析	水 分		%	50.97	54.95	52.88	54.90	47.55	52.25
	灰 分			7.30	6.78	7.05	6.33	6.50	6.79
	可 燃 分	プラスチック類		10.77	6.00	14.65	10.05	15.08	11.31
		プラスチック類以外		30.97	32.28	25.43	28.73	30.88	29.65
発 熱 量	低位発熱量ー 1 （計算値） ※1		kcal/kg	1,573	1,393	1,485	1,415	1,783	1,530
			kJ/kg	6,583	5,825	6,213	5,920	7,455	6,399
	低位発熱量ー 2 （計算値） ※2		kcal/kg	1,950	1,605	1,998	1,770	2,310	1,927
			kJ/kg	8,157	6,715	8,358	7,405	9,665	8,060

※1 低位発熱量-1（計算値）は環整第95号別紙2-1による計算結果です。

※2 低位発熱量-2（計算値）はごみ処理施設構造指針解説 昭和62年8月25日による計算結果です。

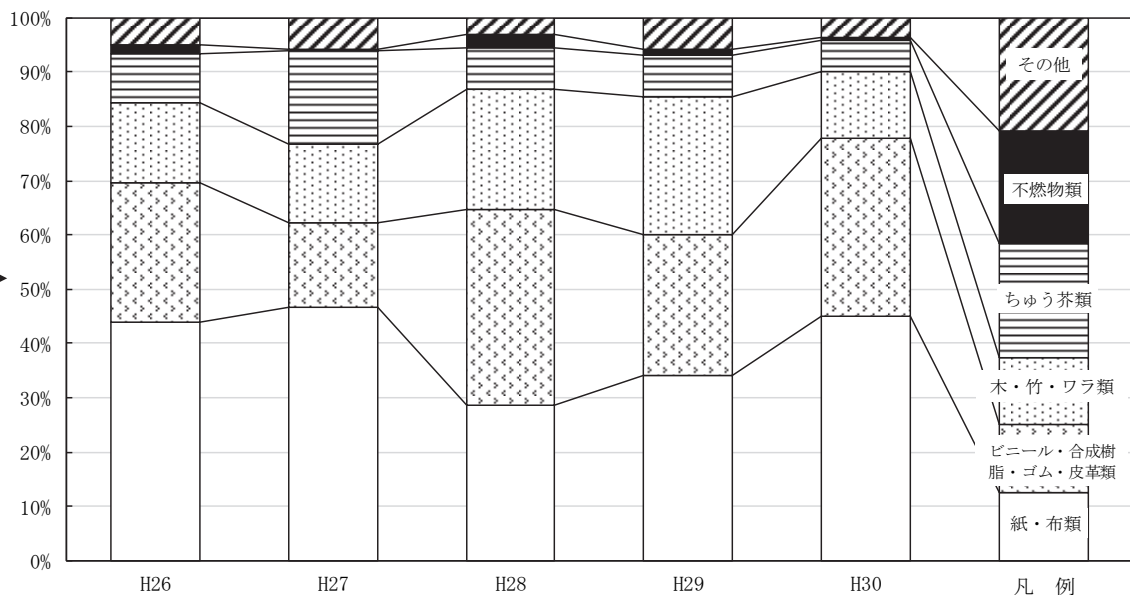


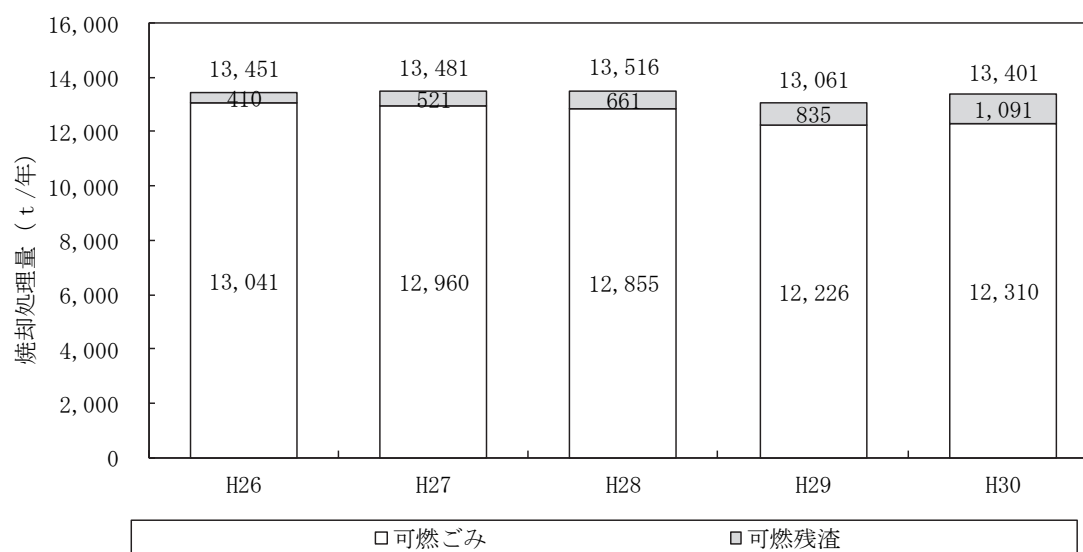
図 3-4 クリーンセンターに搬入された可燃ごみの組成分析結果

② 焼却処理

図 3-5 に焼却処理量の推移を示します。

可燃ごみとして環境クリーンセンターに持ち込まれたもののうち、資源化可能な状態の古紙、古布、剪定枝を取り除いた可燃ごみ及び破碎・選別処理施設から発生する可燃残渣は焼却処理されます。

焼却処理される可燃ごみは概ね減少傾向にあり、平成 30 年度では 12,310t となっています。また、破碎・選別処理施設から発生する可燃残渣は年々増加しており、平成 30 年度は平成 26 年度に比べて 681t 増加して 1,091t を焼却処理しています。総焼却処理量はほぼ横ばいで推移しており、平成 30 年度は 13,401t となっています。なお、可燃残渣は不燃ごみの増加量と同等量増加しているため、可燃残渣の増加は不燃ごみが影響していると考えられます。



※可燃ごみには高分子ごみを含みます。

図 3-5 焼却処理量の推移

図 3-6 に焼却残渣量と焼却残渣率の推移を示します。

焼却残渣量は増加傾向で推移しており、平成 30 年度は平成 26 年度に比べて 54t 増加して 1,705t 発生しています。また、焼却残渣率は平成 29 年度に 12.9%に増加しましたが、平成 30 年度は 12.7%に減少しました。

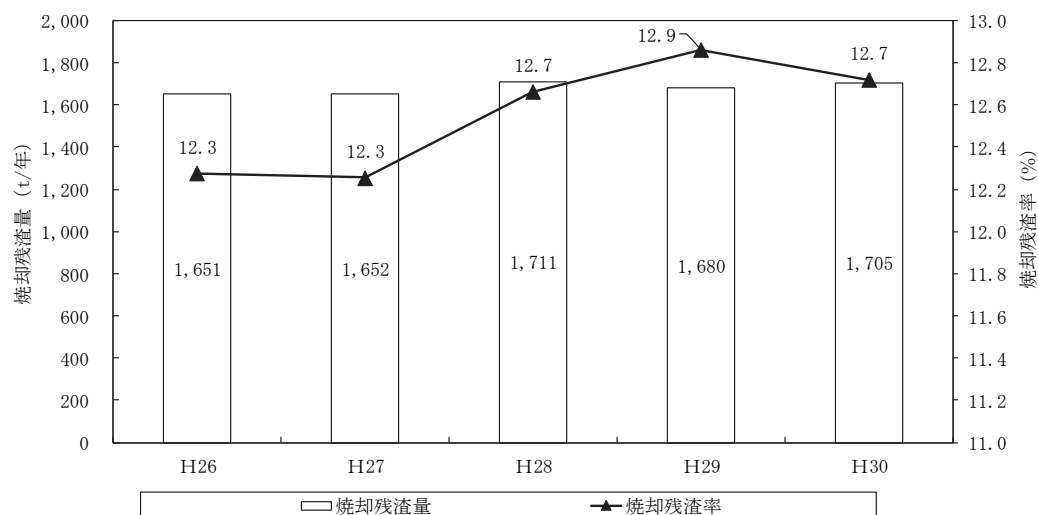


図 3-6 焼却残渣量と焼却残渣率の推移

③ 資源化量と資源化率

図 3-7 に資源化量と資源化率の推移を示します。

直接資源化量は減少傾向にあります。中間処理後資源化量は概ね横ばいで推移しています。集団回収量と溶融処理量は平成 28 年度までは減少しましたが、それ以降は増加となっています。資源化率は平成 28 年度まで減少していましたが、草木類の資源化を開始した平成 29 年度以降は資源化率が増加し、平成 30 年度は 22.6%となっています。

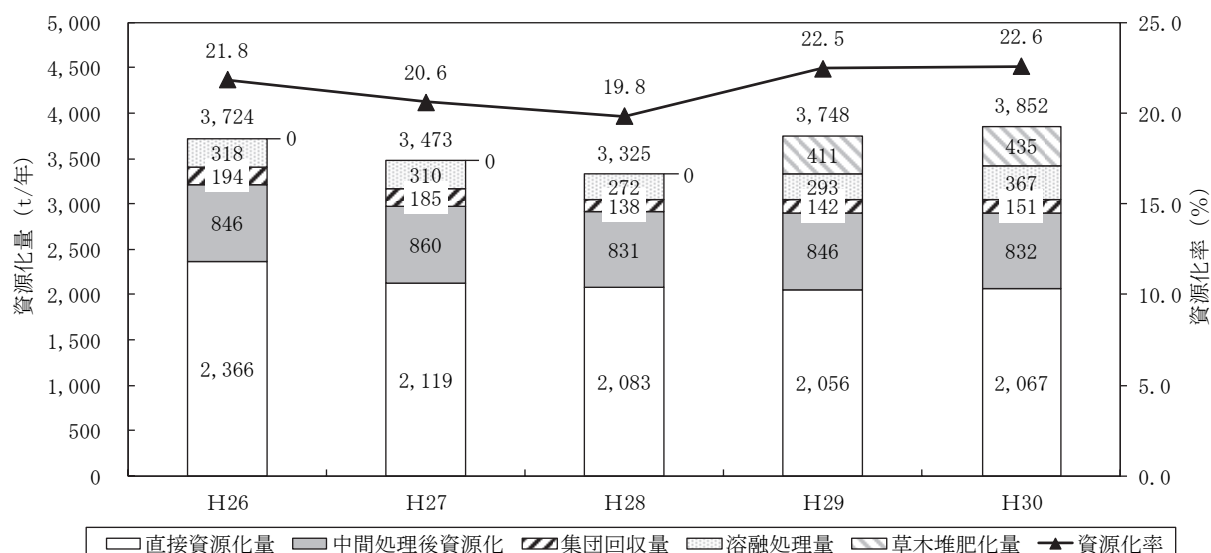


図 3-7 資源化量と資源化率の推移

④ 最終処分

図 3-8 に最終処分量と最終処分率の推移を示します。

最終処分量及び最終処分率は平成 28 年度までは増加しており、それ以降は減少しています。平成 30 年度 of 最終処分量は 1,499t、ごみ総排出量に対して 8.8%を最終処分しています。

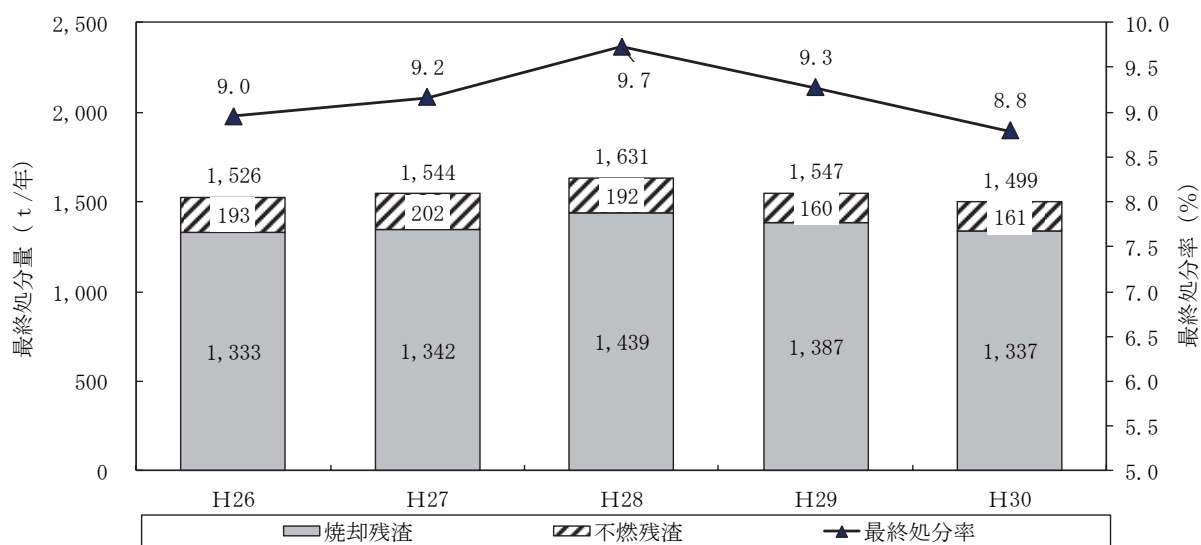


図 3-8 最終処分量と最終処分率の推移

3) 国、茨城県、前計画との比較

(1) 前計画の目標値

① ごみの減量化目標値

図 3-9 に前計画の 1 人 1 日当たりのごみ排出量の目標値を示します。

1 人 1 日当たりのごみ排出量の目標値は、平成 25 年度 (1,044g/人日) に対し、令和元年度までに約 5% (990g/人日)、令和 11 年度までに約 10% (約 940g/人日) 削減することとなっています。

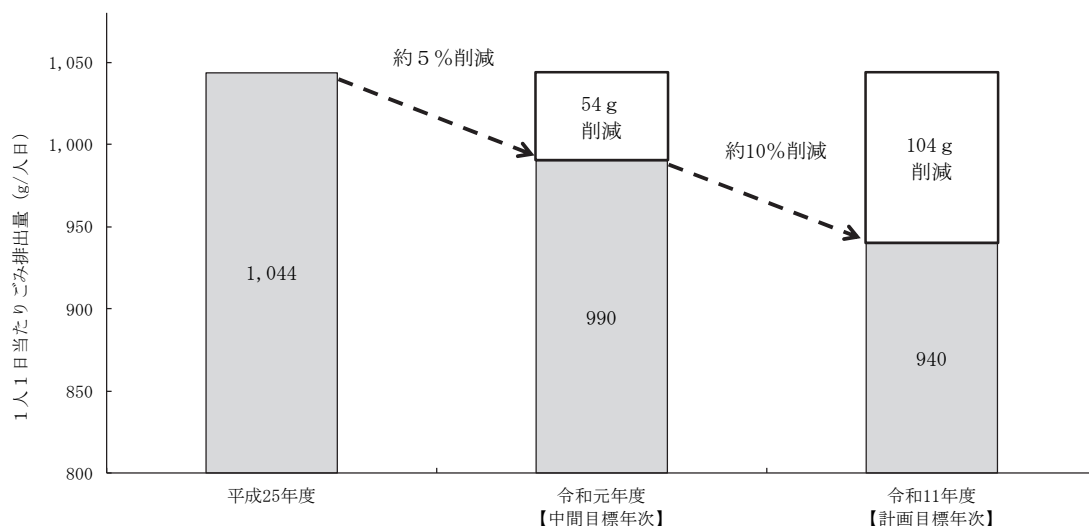


図 3-9 1 人 1 日当たりのごみ排出量の目標値 (前計画)

② 資源化率

図 3-10 に前計画の資源化率の目標値を示します。

資源化率の目標値は、平成 25 年度 (20.3%) に対し、令和元年度までに 0.9% (21.2%)、令和 11 年度までに 2.7% (23.0%) 増加させることとなっています。

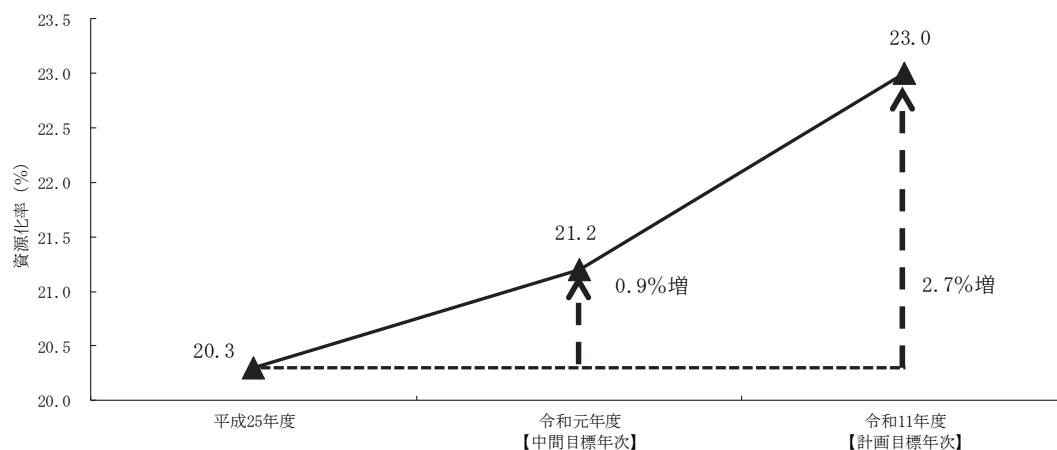


図 3-10 資源化率の目標値 (前計画)

③ 1人1日当たりのごみ排出量

図 3-1 1 に1人1日当たりのごみ排出量の推移を示します。

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、国、茨城県の平均値に比べて高い値で推移しており、平成29年度では、国に対しては161g/人日、茨城県に対しては96g/人日多くなっています。前計画と比較すると目標未達となっており、平成30年度では目標値に対し110g/人日多くなっています。

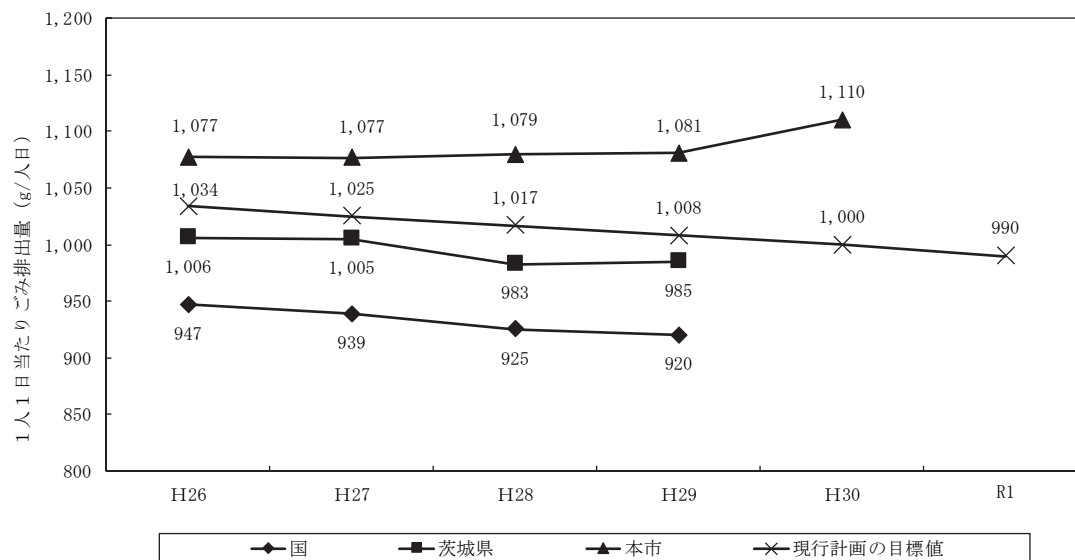


図 3-1 1 1人1日当たりのごみ排出量の推移

※国及び茨城県の値は「環境省 一般廃棄物処理実態調査」によります。以下同様とします。

④ (参考) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (事業系ごみを除く)

図 3-1 2 に1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移を示します。

本市の平成30年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、764g/人日となっています。平成29年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、国に比べて95g/人日、茨城県に比べて31g/人日多くなっています。

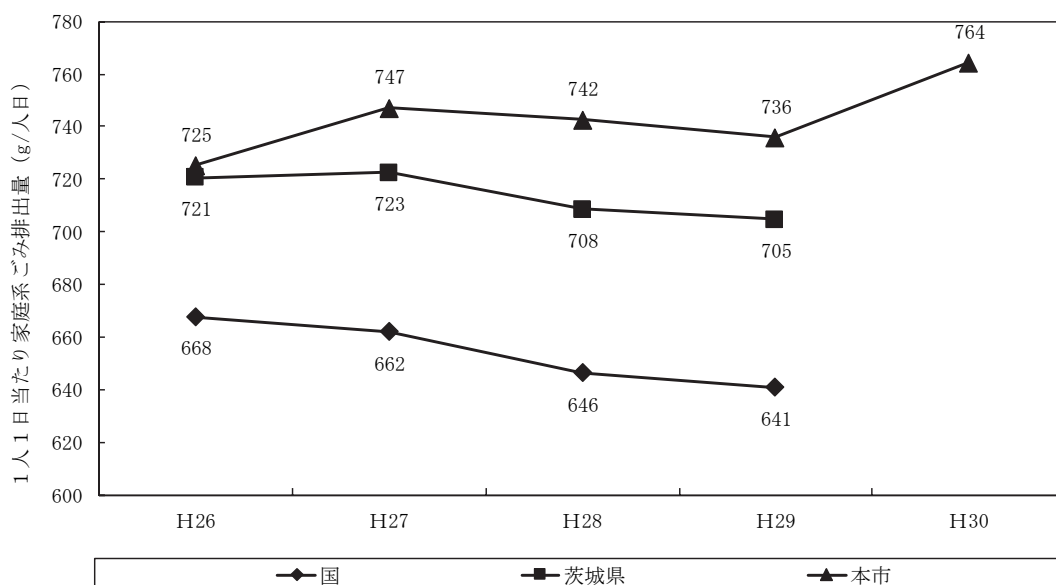


図 3-1 2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

⑤ 資源化率

図 3-13 に資源化率の推移を示します。

本市の資源化率は平成 28 年度までは減少傾向にあり、平成 28 年度は国、茨城県の平均値より低くなっていました。平成 29 年度より草木類の堆肥化を開始したため、平成 29 年度以降は国及び前計画の目標値を上回っています。

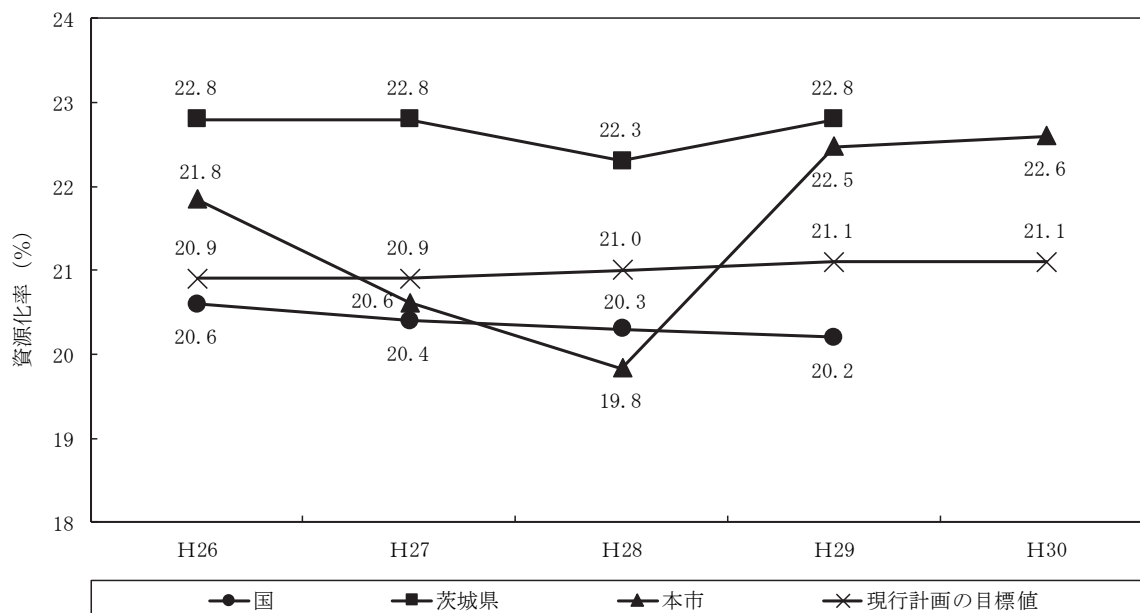


図 3-13 資源化率の推移

⑥ 最終処分率

図 3-14 に最終処分率の推移を示します。

本市の最終処分率は、平成 28 年度以降国平均値を上回っています。茨城県平均値と比較すると平成 26 年度以降高い状況にあります。

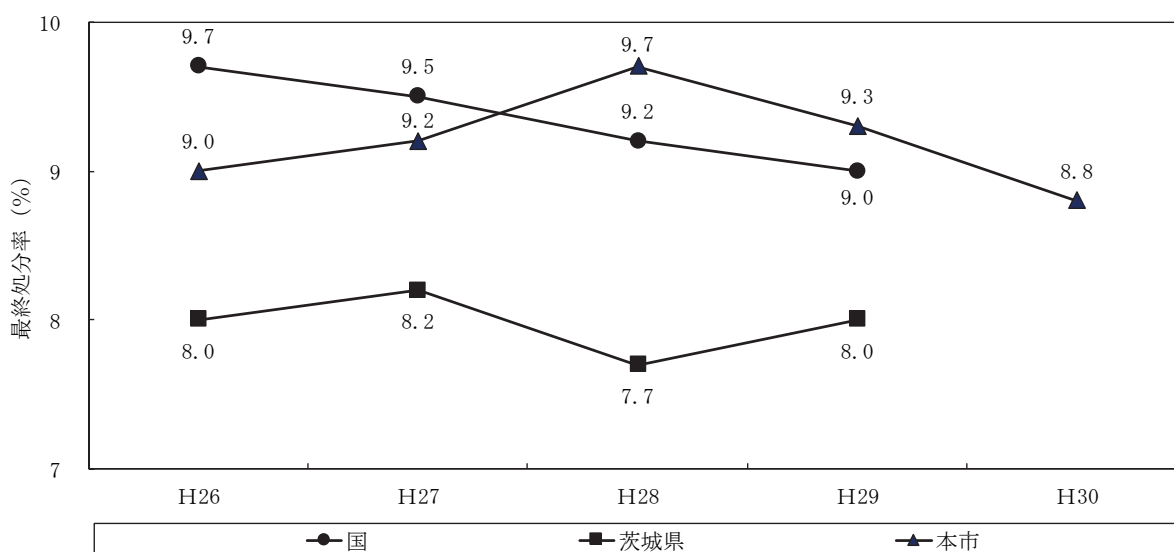


図 3-14 最終処分率の推移

4) ごみ処理行政の動向

表 3-7 及び図 3-15 にごみ処理の比較・評価（全国類似市町村との比較）を示します。

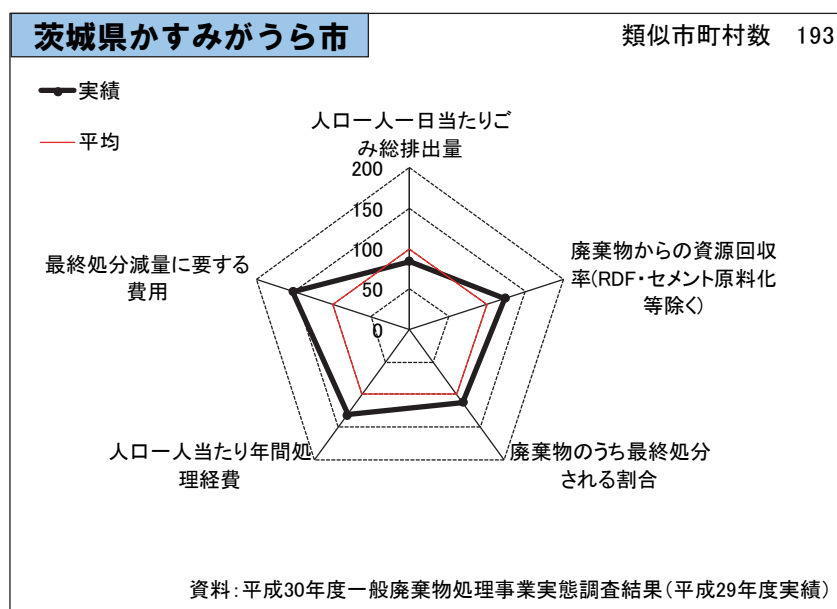
本市と類似市町村との比較は環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて行います。

人口 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、類似市町村が平均 0.933kg/人日であるのに対し、本市は 1.079kg/人日と多い結果となっています。その他の指標については本市が優れている結果となっています。

表 3-7 ごみ処理の比較・評価（全国類似市町村との比較）

標準的な指標		人口 1 人 1 日当たり ごみ総排出量 (kg/人日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・ セメント原料化 等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口 1 人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
類似市町村	平均	0.933	0.18	0.107	14,470	47,269
	最大	1.522	0.748	0.903	63,463	331,928
	最小	0.564	0.05	0	4,977	8,514
	標準偏差	0.154	0.085	0.120	6,036	30,392
本市実績		1.079	0.224	0.094	10,029	22,626
指数値		84.4	124.4	112.1	130.7	152.1

資料：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 29 年度実績版、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」



資料：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 29 年度実績版、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」

図 3-15 ごみ処理の比較・評価（全国類似市町村との比較）

5) ごみ処理に関する課題の整理

(1) ごみの排出における課題

本市の 1 人 1 日当たりごみ排出量は国や茨城県の平均より多く、前計画の目標値より高い値となっています。これは家庭系、事業系ともに可燃ごみの減量化が進んでおらず、また、粗大ごみ量が増加していることが考えられます。また、可燃ごみ中には分別すれば資源として再生利用可能なものが含まれており、水分も多くなっています。さらに集積所では、他の地区からのごみの持ち込みやルールが守られずに排出されるごみが多くなっています。

今後はごみの発生、排出段階における抑制に取り組むとともに分別排出及び排出ルールを徹底していく必要があります。

令和 3 年度より新広域ごみ処理施設が稼働することから、それに合わせた分別区分の見直しが必要になります。

(2) 中間処理における課題

環境クリーンセンターは竣工から 25 年が経過し、老朽化が進んでいることから、石岡市、小美玉市、茨城町とともに霞台厚生施設組合を構成し、新広域ごみ処理施設を整備中です。新広域ごみ処理施設の稼働開始までは環境クリーンセンターの適切な維持管理を行う必要があります。また、令和 3 年度より霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設で中間処理を開始することから、構成市町及び同組合と協力し安定的な処理を行っていく必要があります。

(3) 資源化における課題

本市の資源化率は、平成 29 年度以降国の平均値及び前計画の目標値を上回っていますが、茨城県の資源化率には達していません。

今後も分別区分、資源化率の向上に取り組んでいく必要があります。特に可燃ごみには資源化可能なものが多く含まれることから、資源ごみとしての分別排出を徹底する必要があります。また、平成 29 年度以降に開始した草木類の資源化を引き続き実施する必要があります。

(4) 最終処分における課題

本市は最終処分場を有しておらず、焼却残渣の一部と不燃残渣は民間の最終処分場で埋立処分を行っています。今後も最終処分量の低減化を図るとともに、焼却残渣の一部で行っている熔融処理の拡大や将来にわたる最終処分先の確保を検討する必要があります。また、最終処分委託先で適正に埋立処分されているか継続して確認する必要があります。

3. 2 基本理念及び目標

1) 基本理念及び基本方針

前計画の基本理念である「みんなでごみゼロ大作戦！～きらきら 豊かなめぐみ野 かすみ がうら～」を「第2次かすみがうら市総合計画」にある将来都市像を踏襲し、「みんなでごみゼロ大作戦！～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら～」とします。また、基本理念を具現化するために下記のとおり3つの基本方針を設定し、持続可能な開発目標（SDGs）も考慮しながら、本計画に掲げる施策を推進していきます。

【基本理念】

みんなでごみゼロ大作戦！
～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら～

【基本方針】

基本方針1：市民・事業者・行政の役割分担によるごみ発生抑制・資源化の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して発生抑制、減量化・資源化を推進していくための協力体制づくりを推進します。

基本方針2：効率的な資源循環システムの構築

市民・事業者が参加しやすく、円滑な資源回収が行える仕組みを作るとともに、効率的な収集・運搬体制の整備を行います。近隣市町で新広域ごみ処理施設の整備・運営を行い、最適な処理・処分体制を構築します。

基本方針3：環境の負荷を抑えたごみ処理事業の推進

排出抑制、循環的利用を徹底したうえで、なお循環的な利用が行われないものについては、適正に処理を行います。廃棄物をより適正に処理していくために、災害廃棄物の処理体制の構築や不法投棄対策、将来にわたる最終処分先の確保検討などを推進していきます。

2) 計画数値目標

国及び茨城県の計画、本市の分別収集計画及びごみ処理の実績等を参考に、本市の減量化・資源化の目標を以下のとおり設定します。

目標 1 ごみ減量化目標

1人1日当たりのごみ排出量は平成30年度比（1,110g/人日）で
令和6年度までに約7.5%（1,027g/人日）
令和11年度までに約10%（1,000g/人日）を削減します。

目標 2 資源化率目標

資源化率は平成30年度（22.6%）で
令和6年度までに27.1%
令和11年度までに27.7%を目指します。

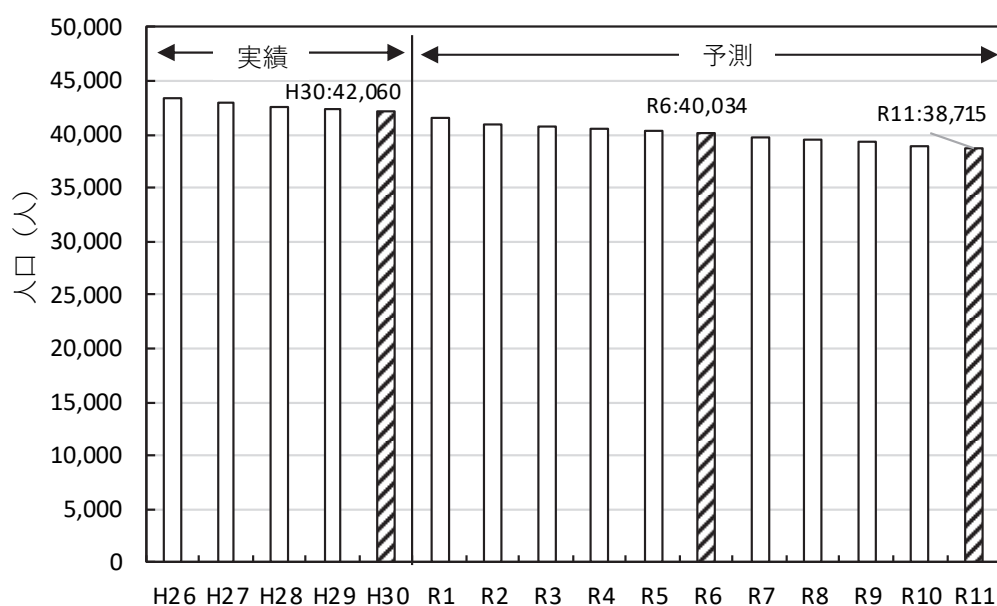
3) ごみ発生量及び処理量の見込み

計画目標年次におけるごみ発生量及び処理量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果、自家処理量等の見込み、他の市町村からの搬入（あるいは、他の市町村への排出）等を勘案して、ごみの種類ごとに予測を行います。

① 将来人口

図 3-16 に将来人口の予測を示します。

令和6年度に40,034人に、令和11年度に38,715人になる見込みです。



資料：かすみがうら市総合計画

図 3-16 将来人口の予測

② ごみ排出量

図 3-17にごみ排出量の予測を示します。

減量化・資源化施策を実施せずに現状のまま推移した場合、令和 11 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,228g/人日となり、平成 30 年度より 118g/人日増加すると予測されます。また、ごみ排出量は平成 30 年度以降増加して推移すると予測されます。

減量化・資源化施策を実施した場合は令和 6 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,027g/人日となります。また、令和 11 年度では 1,000g/人日となり、平成 30 年度より 110g/人日減少すると予測されます。また、ごみ排出量は令和 6 年度に 15,002t/年、令和 11 年度に 14,128t/年となり、平成 30 年度より 2,919t 減量すると予測されます。

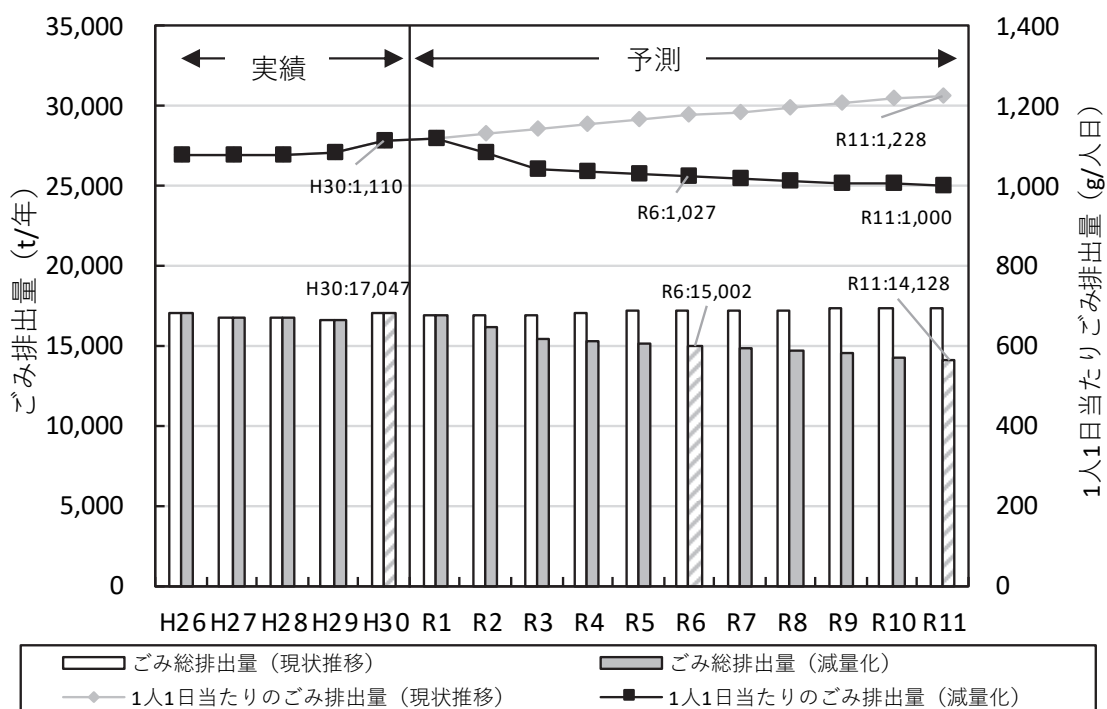


図 3-17 ごみ排出量の予測

③ 家庭系ごみ排出量

図 3-18 に家庭系ごみ排出量の予測を示します。

減量化・資源化施策を実施した場合、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は令和6年度に696g/人日、令和11年度に670g/人日となり、平成30年度より94g/人日減量すると予測されます。また、家庭系ごみ排出量は令和6年度に10,165t/年、令和11年度に9,463t/年となり、平成30年度より2,270t/年減量すると予測されます。

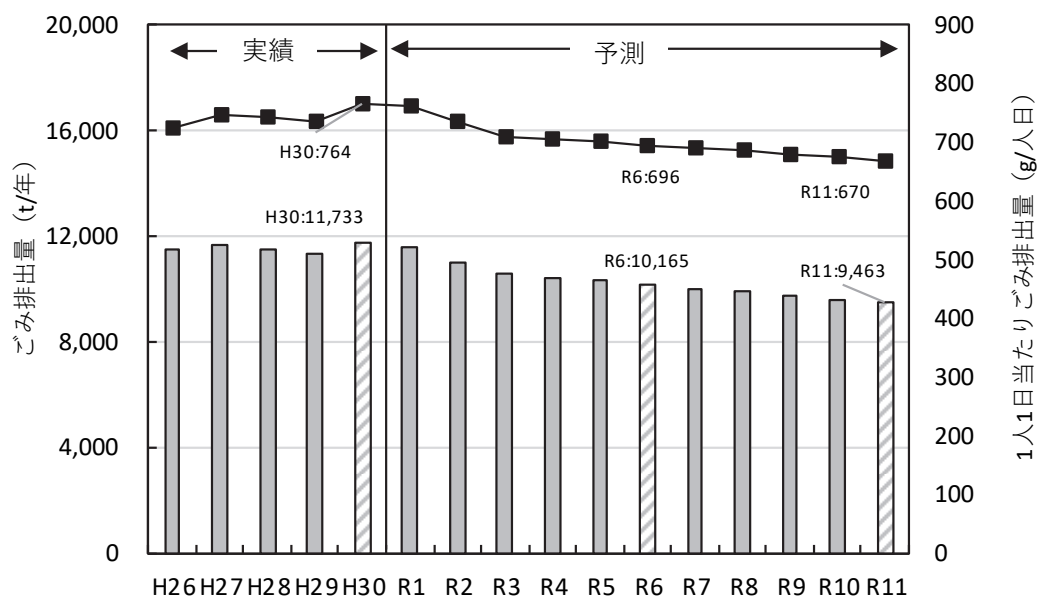


図 3-18 家庭系ごみ排出量の予測

④ 事業系ごみ排出量

図 3-19 に事業系ごみ排出量の予測を示します。

減量化・資源化施策を実施した場合、令和6年度に4,837t/年、令和11年度に4,665t/年となり、平成30年度より649t/年減量すると予測されます。

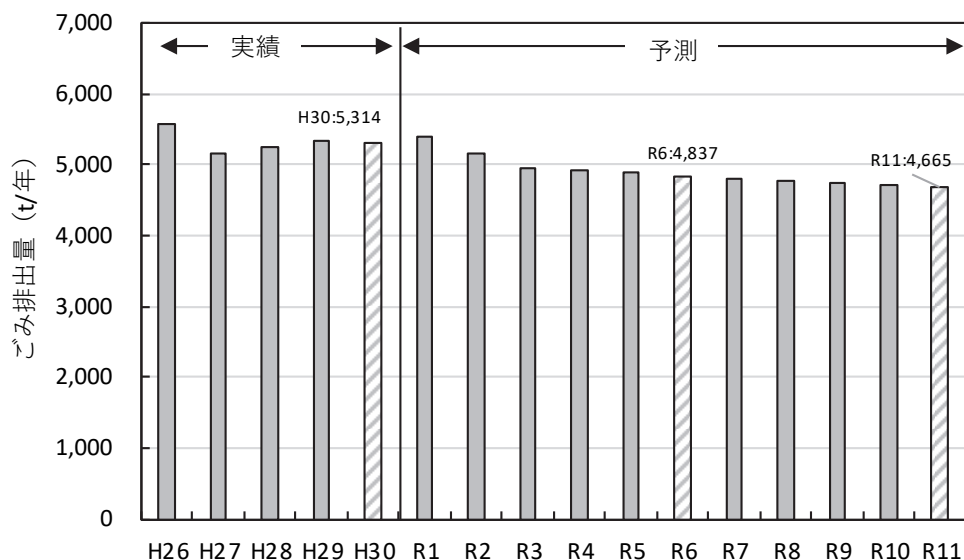


図 3-19 事業系ごみ排出量の予測

⑤ 焼却処理量

図 3-20 に焼却処理量の予測を示します。

減量化・資源化施策を実施した場合、焼却処理量は令和 6 年度に 11,163t/年、令和 11 年度に 10,423t/年となり、平成 30 年度より 2,978t/年減量すると予測されます。

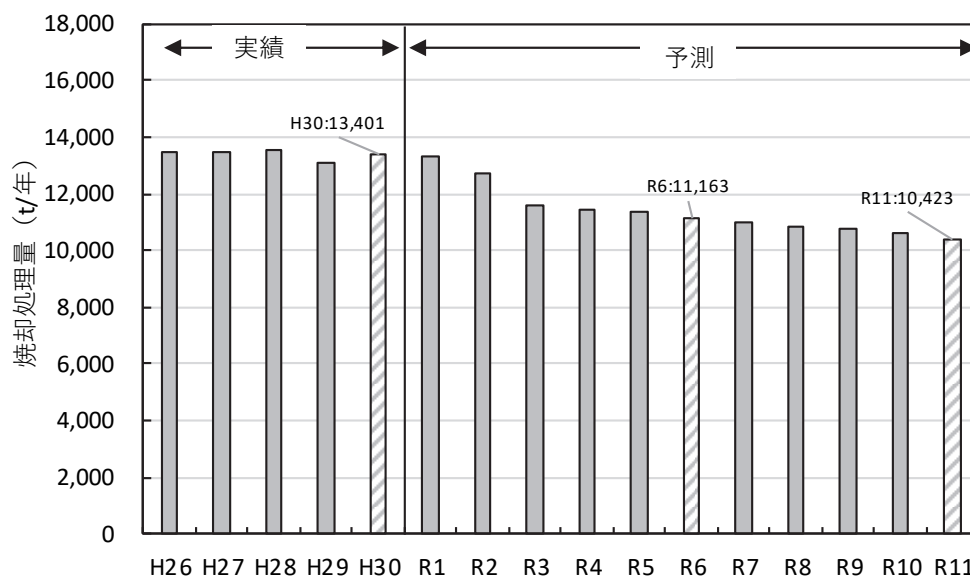


図 3-20 焼却処理量の予測

⑥ 資源化率

図 3-21 に資源化率の予測を示します。

資源化率は令和 6 年度に 27.1%、令和 11 年度に 27.7%となり、平成 30 年度より 5.1%増加となります。

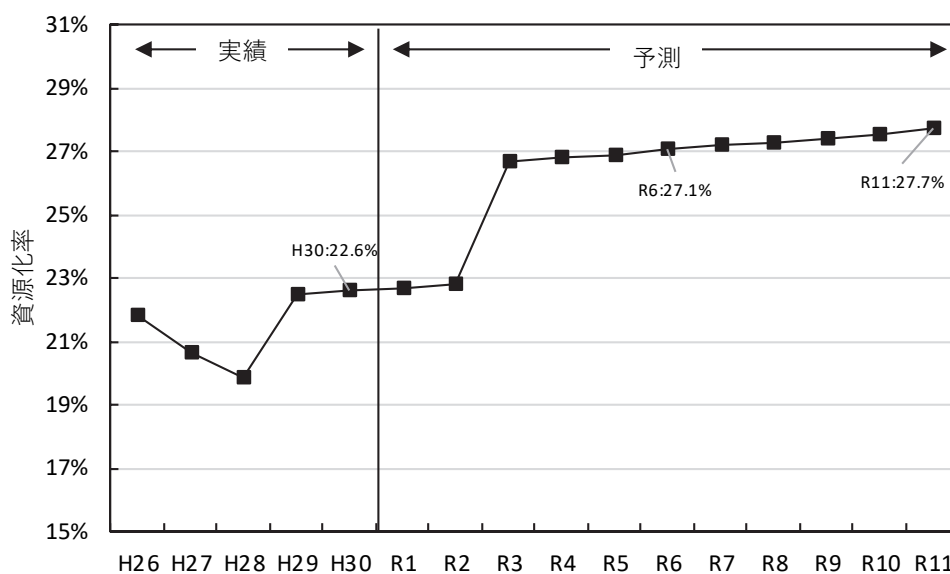


図 3-21 資源化率の予測

⑦ 最終処分量

図 3-2 2に最終処分量の予測を示します。

減量化・資源化施策を実施した場合、令和 6 年度に 1,316t/年、令和 11 年度では 1,230t/年となり、平成 30 年度より 269t/年減量と予測されます。

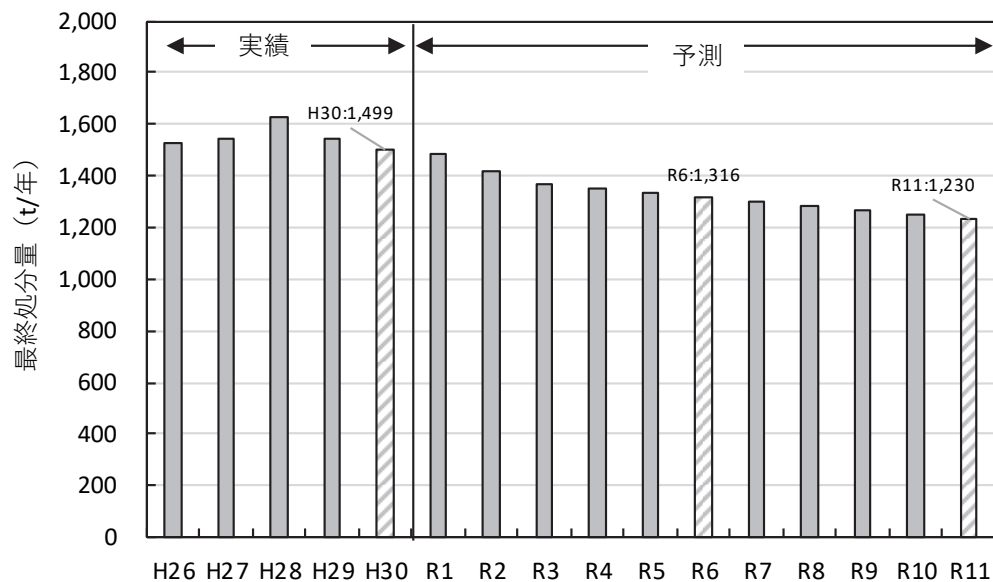


図 3-2 2 最終処分量の予測

4) 施策体系

図 3-2 3 にごみ処理基本計画の体系図を示します。

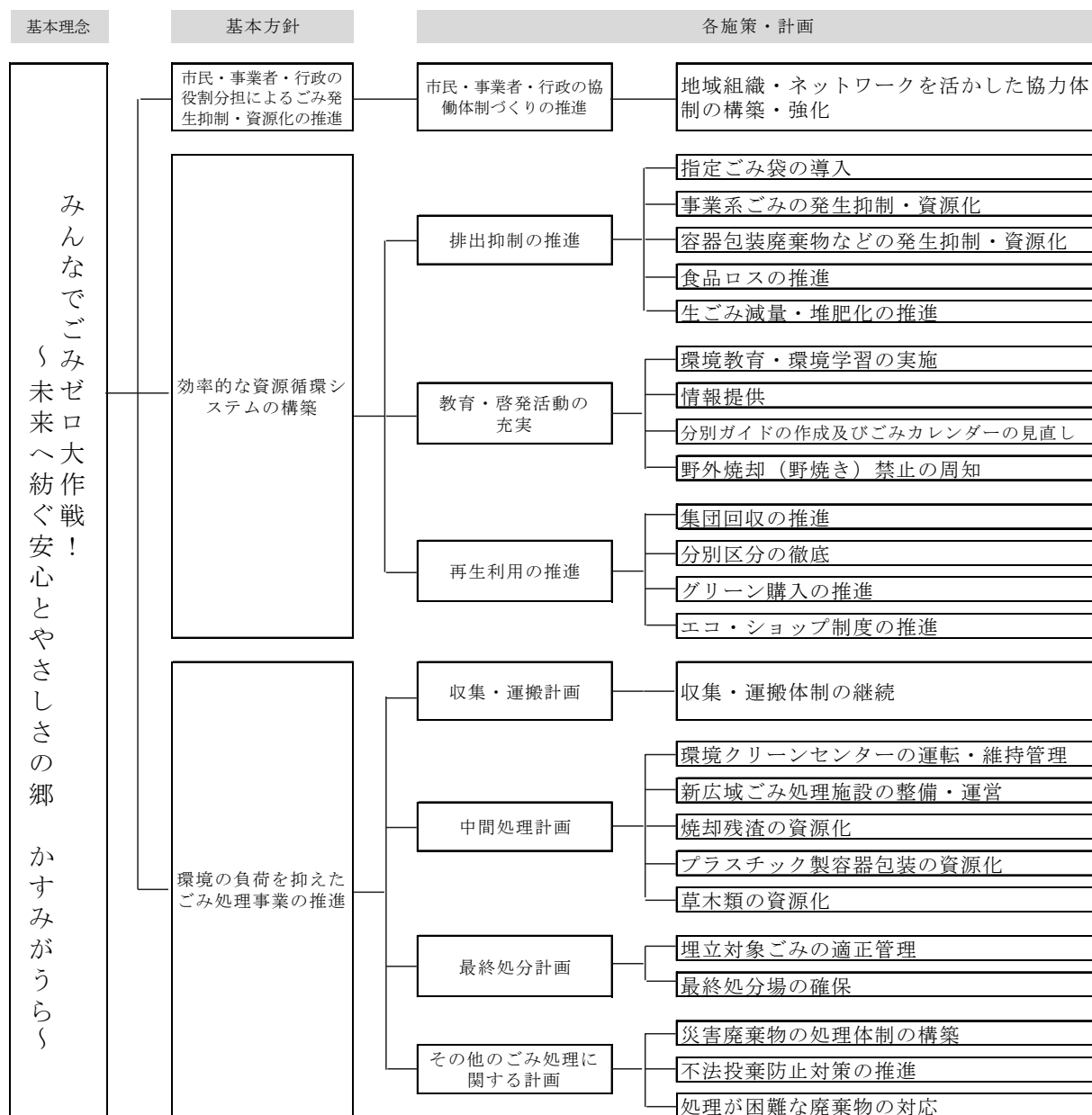


図 3-2 3 ごみ処理基本計画の体系図

3. 3 ごみ処理基本計画

1) 市民・事業者・行政の協力体制づくりの推進

(1) 地域組織・ネットワークを活かした協力体制の構築・強化

表 3-8 に各主体の役割を示します。

ごみの排出抑制・資源化を推進していくためには市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解して、各々が主体的に継続して取り組んで行く必要があります。本市は、各地域の自治会や区長会、子ども会などの主体的な取り組みを推進していくためにごみの排出抑制や資源化に対する現状や課題点等について意見交換を実施し、協力体制を継続します。その他にかすみがうら市環境美化委員会、かすみがうら市ごみ減量推進会議及びかすみがうら市廃棄物不法投棄監視委員会を開催し、市民や事業者との相互理解を継続して深めていきます。

表 3-8 各主体の役割

主体	内容
市民	市民一人ひとりがごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、以下の事項に日常より心がけ、ごみの排出抑制・資源化に自ら取り組みます。また、事業者や行政が行うごみの排出抑制や資源化に対する取り組みに協力します。 ・ 不要な商品は購入しないことや受け取らないこと、また、マイバックやマイ箸等の使用に努めます。 ・ 商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出が少ない商品、繰り返し使用できる商品、長期間使用できる商品を選択します。 ・ ごみ排出に当たっては、分別を行い可能な限り資源可能物は資源化を行います。
事業者	事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、以下の事項に取り組み、資源化できるものは分別し再利用、再生利用していく必要があります。 ・ 環境負荷の少ない原材料の選択やサービスの提供に取り組み、ごみ排出抑制を行います。 ・ ごみの再生利用を他の事業者と連携するなど適正な循環的利用を行います。 ・ 自らが製造を行った製品等がごみとなったものについては可能な限り自主的に引き取り適正な処理を行います。
行政	本市は、ごみ排出抑制・資源化に向けて以下の事項に取り組み、市民や事業者の具体的な行動を支援します。 ・ 市民や事業者にごみの排出状況や適正処理に係る法制度の情報共有や環境学習、啓発を行います。 ・ ごみの排出抑制や資源化に係る目標の設定を行い、市民や事業者の取り組みを支援します。 ・ ごみや資源物の循環利用に係る補助金等支援を継続して行います。 ・ 環境負荷の低減に配慮し、排出されたごみの適正処理を行います。

2) 排出抑制の推進

(1) 指定ごみ袋の導入

現在、本市の可燃ごみは組合認定袋又は透明・白の半透明な袋、また、ペットボトル及びプラスチック容器は組合認定袋又は市販の透明のビニール袋での排出していますが、他地区からのごみの持ち込みやルールを守らずに排出されるごみが多くなっています。

本市は、ごみの排出マナーの向上や他地区からのごみの持ち込み防止、市民意識向上等を目的として指定ごみ袋を導入します。なお、指定ごみ袋の導入時期は新広域ごみ処理施設の稼働に合わせて検討します。また、導入にあたっては、説明会の実施や啓発活動を行い、市民の協力・理解を得るように努めます。

(2) 事業系ごみの発生抑制・資源化

事業者は、過剰包装や流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用等について積極的に取り組むように協力を求めます。また、多量に排出する事業者に対して減量化・資源化等の計画の作成を指導し、指導の際には減量化・資源化啓発用のパンフレット等を提供するなどして事業系ごみの発生抑制・資源化を促します。

(3) 容器包装廃棄物などの発生抑制・資源化

マイバックの利用や簡易包装への取組みを強化していきます。また、店頭でのばら売り、詰め替え可能な商品、繰り返し使用可能な容器を用いている商品等の選択、資源物の店頭回収の利用を推進し、容器包装廃棄物などの発生抑制及び資源化を図ります。

(4) 食品ロス対策の推進

家庭における食品ロスの発生を抑制するために、食べ切れる量のみの購入や食品の食べ切りへの協力を呼びかけ、食べ残しゼロを促します。また、フードバンクの活用や食品ロスの削減の取組みを継続するとともに、フードバンクや本市の食品ロス対策活動を周知し、市民や事業者の取組みを促します。

(5) 生ごみの減量・堆肥化の推進

水切りの徹底やエコクッキングの普及・啓発により生ごみの減量化を図ります。また、発生した生ごみは家庭で生ごみ処理機を用いて堆肥化を行うように啓発を行います。なお、生ごみ処理機の補助金制度を周知し積極的な活用を促します。

3) 教育・啓発活動の充実

(1) 環境教育・環境学習の実施

市民・事業者のごみ問題に関する知識の習得や意識向上を図るために、各種イベントでの啓発活動や出前講座を行い、引き続き環境教育・環境学習の機会を提供します。

また、次世代を担う子どもたちに対しごみの分別や減量、リサイクル方法などについて授業を行い、環境教育を推進していきます。さらに、環境クリーンセンターや新広域ごみ処理施設の見学を行い、ごみ処理に関する理解を深めます。

（２）情報提供

市民や事業者に主体的にごみの排出抑制・資源化に取り組んでもらうため、広報誌やホームページ、パンフレット等でごみの排出量や資源化率、ごみの分別方法など本市のごみ処理の現況を周知するとともに、ごみの発生抑制方法や資源化方法等について情報提供を行います。

（３）分別ガイドの作成及びごみカレンダーの見直し

一目でごみの分別区分が分かるガイドブックを作成し、ごみの分別や排出方法の周知を行います。また、令和３年度以降、ごみの分別区分が変わるためごみカレンダーの見直しを行います。

（４）野外焼却（野焼き）禁止の周知

畑や事業所でのごみの野外焼却は、火災発生の危険性があるだけでなく有害物質が発生することもあるため、原則禁止しています。今後も本市は消防署等の関係機関と連携し、行為者に対して啓発を行うなど野外焼却の防止を推進していきます。

４）再生利用の推進

（１）集団回収の推進

集団回収で多くの資源物を回収できるように市民に対して子ども会等で実施している集団回収に参加・協力を促します。また、集団回収を促進するため資源物回収事業補助制度を周知し、積極的な活用を促します。

（２）分別区分の徹底

資源化率向上を図るため、ごみが適正に分別されるように、分別区分やごみ収集日等の見直しを検討するとともに、市民や事業者に対して分別排出の指導を引き続き行います。なお、集積所に不適正な分別で排出されているごみや指定の収集容器以外で排出されているごみについては、適正な排出をするように注意を記載したシールをごみ袋に貼り、集積所に残置する措置を行います。特に可燃ごみの中には資源化可能な古紙やプラスチック類、剪定枝が含まれていることから、これらについては資源物として排出するようにこれまで以上に周知・指導を行います。

事業者については適正な分別区分を行っているか環境クリーンセンターへの搬入時に展開検査を職員と共に行い、不適正なごみについては持ち帰らせる指導を引き続き行います。また、事業所から多量に発生する古紙を資源化するため、排出事業者が資源化業者に依頼するように周知します。

小型家電製品は、平成 25 年 4 月 1 日に施行された小型家電リサイクル法に基づき、小型家電製品に含まれる金、銅などの有用金属のリサイクルに取り組みます。

（３）グリーン購入の推進

市民や事業者に対しグリーン購入に関する情報提供を行い、グリーン購入を推進します。

(4) エコ・ショップ制度の推進

環境に優しい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む店舗を「エコ・ショップ」として認定し、市民に周知することで環境にやさしいライフスタイルの確立を促します。

5) 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬体制の継続

令和2年度までは現在の収集・運搬体制を維持します。新広域ごみ処理施設稼働後の収集・運搬体制については収集効率や収集運搬量等を踏まえながら関係者と協議し検討します。

6) 中間処理計画

(1) 環境クリーンセンターの運転・維持管理

令和2年度までは新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターで中間処理を行うため、適正な運転・維持管理を行い、ごみの安定処理を継続します。また、焼却処理量削減のため資源物の回収を徹底します。

(2) 新広域ごみ処理施設の整備・運営

表3-9に令和3年度以降の処理対象物・分別を、表3-10に新広域ごみ処理施設の概要を、図3-24に令和3年度以降のごみ処理フローを示します。

令和3年度より霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設で本市及び石岡市・小美玉市・茨城町とともにごみの広域処理を開始します。今後も霞台厚生施設組合の行う施設整備に協力するとともに令和3年度からの施設の運営にも協力していきます。

(3) 焼却残渣の資源化

現在、環境クリーンセンターで発生した焼却灰の一部は溶融処理を行い資源化しています。新広域ごみ処理施設稼働後も可能な限り焼却灰の資源化を行い、最終処分量を削減できるよう構成市町及び霞台厚生施設組合と検討を行います。

(4) プラスチック製容器包装の資源化

現在、プラスチック製容器包装は環境クリーンセンターで圧縮・梱包され、民間の施設にて資源化を行っています。新広域ごみ処理施設稼働後のプラスチック製容器包装の分別は各構成市町の判断によることから、本市では令和3年度以降も市単独でプラスチック製容器包装を分別回収し、民間の施設にて資源化を行います。

(5) 草木類の資源化

現在、草木類は環境クリーンセンターに分別のうえ自己搬入されたものについて、民間の施設で資源化を行っています。新広域ごみ処理施設稼働後も草木類は分別のうえ自己搬入されたものについては民間の施設で資源化を行います。

表 3-9 令和3年度以降の処理対象物・分別

分類		品目	収集容器	収集回数
燃やすごみ		生ごみ・紙くず等	指定ごみ袋	週2回
古紙類	新聞紙・チラシ	新聞紙	ヒモで十字に束ねる	月2回
	雑誌	雑誌・チラシ		月3回
	段ボール	段ボール		月2回
	紙パック	牛乳パック等		月3回
	その他雑紙	ボール紙・紙袋・包装紙・雑紙等		月3回
古布		古布	透明のビニール袋 又はヒモで十字に束ねる	月3回
ペットボトル		ペットボトル	市販の透明のビニール袋 (半透明不可)	月3回
プラスチック製容器包装		プラスチック容器、発泡スチロール容器、カップラーメン容器、シャンプー容器、洗剤容器等	市販の透明のビニール袋 (半透明不可)	月2回
カン・金属類		空き缶・小型金属製品・小型家電品等	コンテナ	月3回
ガラスびん	無色びん	牛乳びん・無色の一升びん等	コンテナ	月1回
	茶色びん	酒のびん・栄養ドリンクびん等	コンテナ	月1回
	その他びん	青色・緑色・黒色のびん	コンテナ	月1回
ガラス・陶磁器類		板ガラス・茶碗・コップ・瀬戸物等	コンテナ	偶数月1回
水銀使用製品	蛍光灯・電球	直管・丸管・白熱電球等	市販の透明のビニール袋 (半透明不可)	奇数月1回
	乾電池・水銀体温計	乾電池・水銀血圧計・水銀使用製品全般	—	拠点回収
危険ごみ	使い捨てライター	使い捨てライター	—	拠点回収
粗大ごみ		木製家具類、大型金属製品等	—	月1回又は自己搬入
草木類		剪定枝・刈草等	—	自己搬入

表 3-10 新広域ごみ処理施設の概要

施設	内容	
焼却処理施設	形式	ストーカ式
	処理能力	107.5 t/日×2 炉
リサイクルセンター	設備	破碎、選別、保管
	処理能力	22t/日
所在地	小美玉市高崎 1824 番地 2	

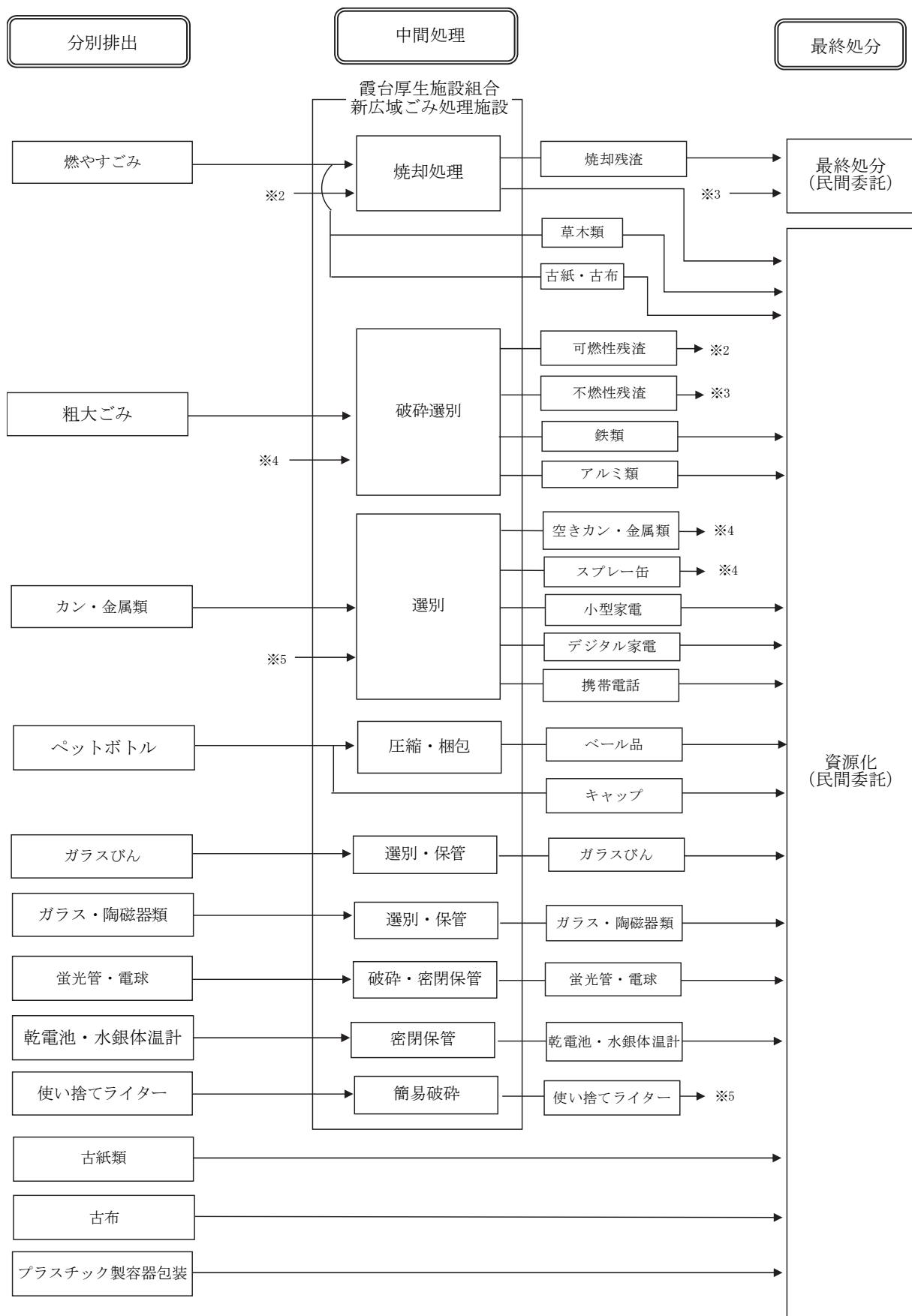


図 3-2 4 令和 3 年度以降のごみ処理フロー

7) 最終処分計画

(1) 埋立対象ごみの適正管理

現在、本市は最終処分場を有していないため、環境クリーンセンターで発生した焼却残渣の一部と不燃残渣は民間の最終処分場で埋立処分を行っています。埋立物の性状について確認し、民間で適正に埋立処分されているかモニタリングを継続していきます。

(2) 最終処分場の確保

焼却残渣や不燃残渣の削減を行い、今後も最終処分量の低減化を図ります。また、将来にわたる最終処分先の確保に向けた検討を行います。

8) 其他のごみ処理に関する計画

(1) 災害廃棄物の処理体制の構築

かすみがうら市地域防災計画に基づき、震災や水害で発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な対応を図るため、災害廃棄物処理計画を策定し、平常時より職員や市民、事業者へ情報の周知を行います。また、近隣市町村や民間団体等と連絡・調整を行い、災害時の協力・支援体制を構築します。

(2) 不法投棄防止対策の推進

本市内における廃棄物の不法投棄を防止するとともに早期発見、早期対応を図るために廃棄物不法投棄監視員を設置し、定期的なパトロールを実施します。また、警察署や自治会等と連携して不法投棄の防止を図ります。その他に不法投棄が多発する地域においては必要に応じて不法投棄を防止するための看板等を設置します。

(3) 処理が困難な廃棄物のへ対応

ガスボンベや建設廃材等の環境クリーンセンター又は新広域ごみ処理施設で受け入れできない廃棄物は専門の処理業者や販売店に処理を依頼するように指導します。また、注射針等の感染性廃棄物は医療機関に持ち込み処理するように周知します。その他の在宅医療廃棄物についても関係機関と協議の上、安全な処理を行います。

第4章 生活排水処理基本計画

4. 1 生活排水処理の現況

1) 生活排水処理体制

(1) 生活排水処理フロー

図 4-1 に生活排水の処理フローを示します。

本市内で発生する生活雑排水及びし尿、浄化槽汚泥は、霞ヶ浦浄化センター、田伏浄化センター及び石岡クリーンセンターで適切に処理を行い公共用水域に放流しています。また、農業集落排水施設及び石岡クリーンセンターから発生する脱水汚泥は堆肥化を行い、資源化しています。

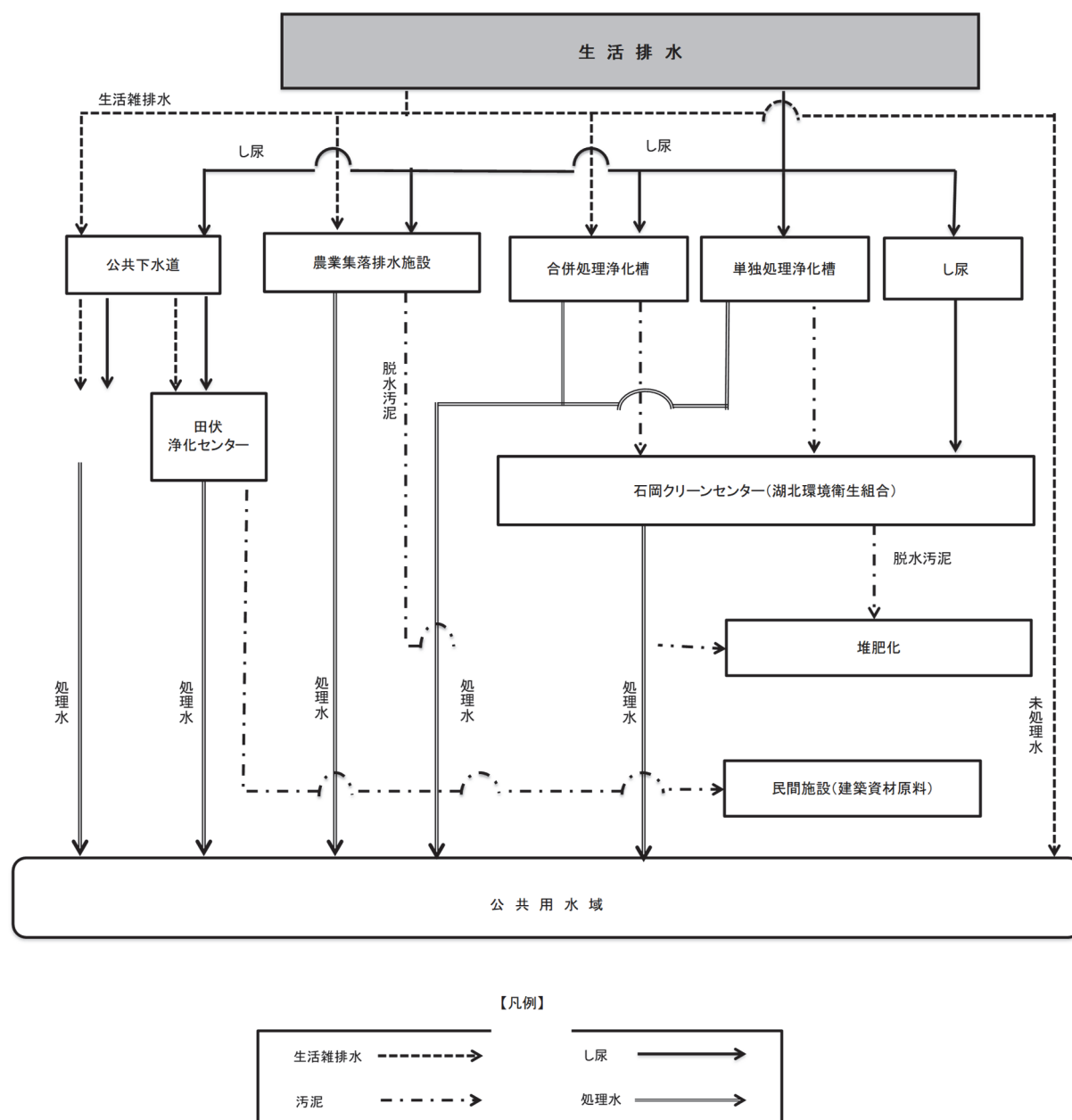


図 4-1 生活排水の処理フロー

(2) 生活排水処理の管理主体

表 4-1 に生活排水処理の管理主体を示します。

本市の生活排水処理形態は、茨城県が管理している流域関連公共下水道と本市が管理している流域関連特定環境保全公共下水道、単独特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設と設置者が管理している合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取りがあります。

図 4-2 に公共下水道及び農場集落排水施設等の位置図を示します。

表 4-1 生活排水処理の管理主体

生活排水処理形態	処理対象	管理主体 () 内はし尿・浄化槽汚泥処理施設の管理主体	し尿・浄化槽汚泥の処理施設
流域関連 公共下水道	し尿・ 生活雑排水	本市 (茨 城 県)	稲吉・中佐谷・実倉地区 霞ヶ浦浄化センター
流域関連特定環境 保全公共下水道	し尿・ 生活雑排水	本市 (茨 城 県)	牛渡・加茂地区 霞ヶ浦浄化センター
単独特定環境保全 公共下水道	し尿・ 生活雑排水	本市 (本市)	田伏・志戸崎地区 田伏浄化センター
農業集落排水施設	し尿・ 生活雑排水	本市 (本市)	志筑地区 千代田東部 地区
			志筑処理場 千代田東部処理場
			土田地区 新治地区
			土田処理場 新治処理場
			上稲吉地区 深谷地区
			上稲吉処理場 深谷浄化センター
			大和田地区 柏崎地区
合併処理浄化槽	し尿・ 生活雑排水	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター (湖北環境衛生組合)
単独処理浄化槽	し尿のみ	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター (湖北環境衛生組合)
し尿汲み取り	し尿のみ	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター (湖北環境衛生組合)

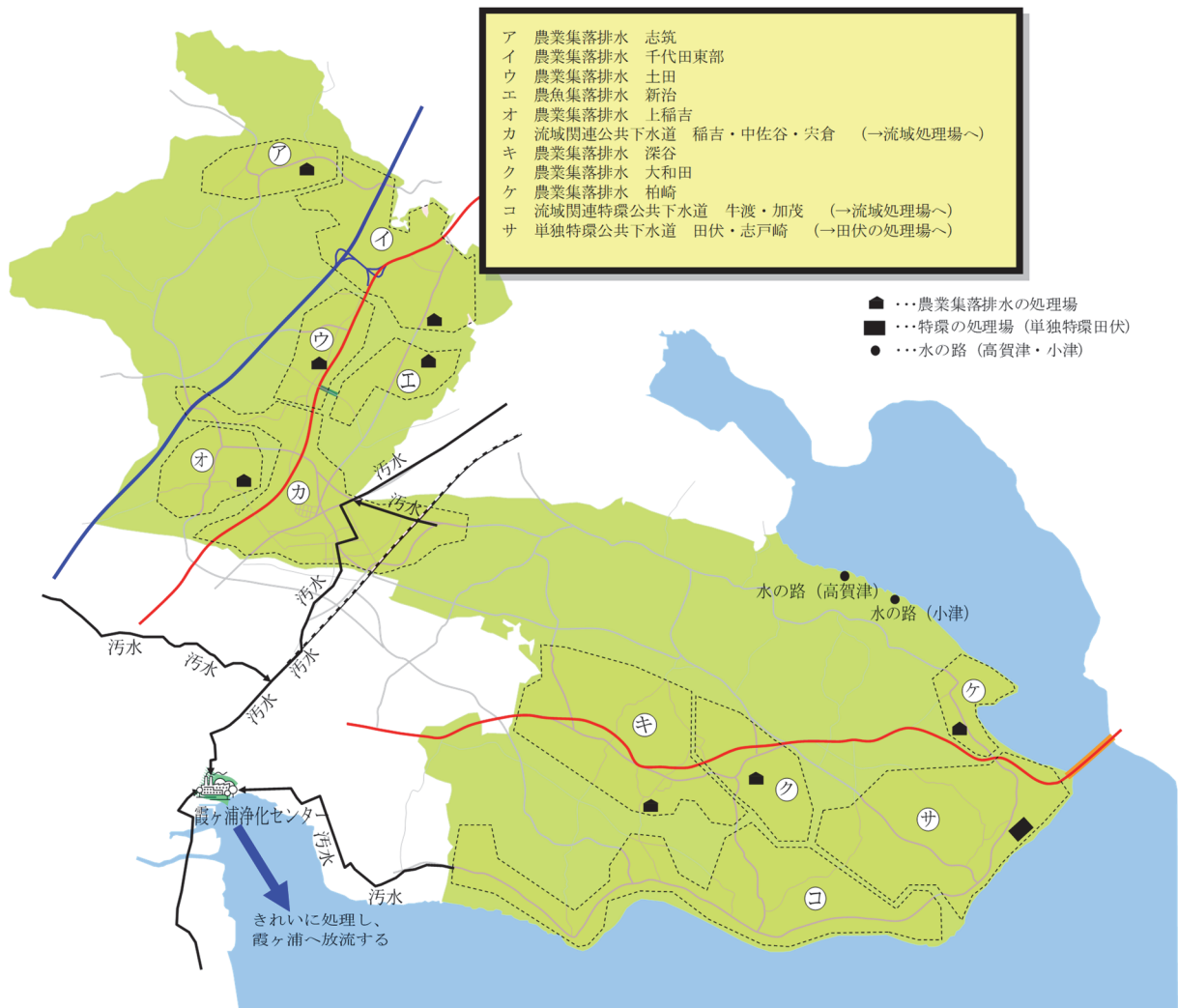


図 4-2 公共下水道及び農業集落排水処理施設等の位置図

(3) 公共下水道の整備状況

表 4-2 に流域関連公共下水道の整備状況を、表 4-3 に流域関連特定環境保全公共下水道の整備状況を、表 4-4 に単独特定環境保全公共下水道の整備状況を示します。

表 4-2 流域関連公共下水道の整備状況

区分	全体計画	事業計画
計画区域面積	1,401.7ha	689.1ha
計画処理人口	23,268 人	18,029 人
計画目標年次	平成 37 年度（令和 7 年度）	平成 34 年度（令和 4 年度）
計画汚水量（日最大）	14,052m ³	9,601m ³
処理場	霞ヶ浦浄化センター	
供用開始年月日	昭和 58 年 4 月 1 日	

表 4-3 流域関連特定環境保全公共下水道の整備状況

区分	全体計画	事業計画
計画区域面積	573.9ha	226.7ha
計画処理人口	7,832 人	3,215 人
計画目標年次	平成 37 年度（令和 7 年度）	平成 34 年度（令和 4 年度）
計画汚水量（日最大）	3,329m ³	1,366m ³
処理場	霞ヶ浦浄化センター	
供用開始年月日	平成 12 年 3 月 31 日	

表 4-4 単独特定環境保全公共下水道の整備状況

区分	全体計画	事業計画
計画区域面積	97ha	97ha
計画処理人口	2,700 人	2,500 人
計画目標年次	平成 37 年度（令和 7 年度）	平成 35 年度（令和 5 年度）
計画汚水量（日最大）	950m ³	914m ³
処理場	田伏浄化センター	
供用開始年月日	平成元年 4 月 1 日	

(4) 農業集落排水施設の概要

表 4-5 に農業集落排水施設の概要を示します。

本市の農業集落排水施設は 8 施設あり、供用開始後 17 年以上が経過しています。

表 4-5 農業集落排水施設の概要

地区	施設名称	計画処理人口 (人)	日最大計画 汚水量 (m3/日)	処理方法	所在地	供用開始年 月日
志筑	志筑処理場	1,340	422.4	回転式活性 汚泥方式	中志筑194-1	平成6年4月
千代田東部	千代田東部処理場	2,380	785.4	回転式活性 汚泥方式	東野寺1754-2	平成14年4月
土田	土田処理場	720	224.4	回転式活性 汚泥方式	上土田50-4	平成3年4月
新治	新治処理場	700	231	回転式活性 汚泥方式	新治1861	平成10年4月
上稲吉	上稲吉処理場	970	343.2	回転式活性 汚泥方式	上稲吉569-3	平成10年4月
深谷	深谷浄化センター	3,760	1240.8	回転式活性 汚泥方式	深谷3975	平成10年3月
大和田	一の瀬浄化センター	1,680	513	回転式活性 汚泥方式	一の瀬253-2	平成7年5月
柏崎	柏崎浄化センター	920	303.6	回転式活性 汚泥方式	柏崎1996	平成5年6月

(5) 合併処理浄化槽の設置基数

表 4-6 に合併処理浄化槽の新規設置基数を示します。

平成 30 年度は補助による新規設置が 36 基で、補助外は 12 基となっています。

表 4-6 合併処理浄化槽の新規設置基数

区分		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
浄化槽 新設 基数 (補助)	5人槽	基	19	21	23	26	18
	6～7人槽		17	21	22	22	16
	8～10人槽		5	7	2	7	2
	11～20人槽		0	0	0	0	0
	21～30人槽		0	0	0	0	0
	31～50人槽		0	0	0	0	0
	51人槽以上		0	0	0	0	0
	合計		41	49	47	55	36
浄化槽 新設 基数 (補助外)	5人槽		5	3	9	7	6
	6～7人槽		1	1	0	5	3
	8～10人槽		3	0	0	0	1
	11～20人槽		0	0	0	0	0
	21～30人槽		0	1	3	1	0
	31～50人槽		1	1	0	2	2
	51人槽以上		0	0	0	0	0
	合計		10	6	12	15	12
総計			51	55	59	70	48

(6) 収集・運搬

表 4-7 にし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制を示します。

家庭系及び事業系のし尿及び浄化槽汚泥は許可業者が収集・運搬を行っています。

表 4-7 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制

	し尿	浄化槽汚泥
家庭系	許可業者	許可業者
事業系	許可業者	許可業者

(7) 処理施設

表 4-8 に石岡クリーンセンターの施設諸元を示します。

表 4-8 石岡クリーンセンターの施設諸元

施設名称	石岡クリーンセンター	
所在地	茨城県石岡市東府中 25 番 1 号	
事業主体	湖北環境衛生組合	
組合構成市	かすみがうら市・土浦市・小美玉市・石岡市	
処理能力	141kℓ／日（し尿 52kℓ／日 浄化槽汚泥 89kℓ／日）	
建設年月日	平成 14 年 7 月 19 日～平成 17 年 3 月 31 日	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	
汚泥等 処理方法	し渣類	焼却処理
	汚泥	脱水後堆肥化及び焼却処理
処理水質	pH（水素イオン濃度）	5.8～8.6
	BOD（生物化学的酸素要求量）	10mg／ℓ以下
	COD（化学的酸素要求量）	10mg／ℓ以下
	SS（浮遊物質）	10mg／ℓ以下
	T-N（全窒素）	10mg／ℓ以下
	T-P（全リン）	1mg／ℓ以下
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1000 個／cm ³ 以下

2) 生活排水の排出量及び処理の状況

(1) 生活排水処理形態別人口

表 4-9 及び図 4-3 に生活排水処理形態別人口の推移を示します。

公共下水道人口は年々増加しており、平成 30 年度は 26,169 人となっています。また、合併処理浄化槽人口も同様に年々増加しており、平成 30 年度は 5,120 人となっています。農業集落排水人口、単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口は年々減少しています。生活排水処理普及率は、公共下水道処理人口及び合併処理浄化槽人口の増加に伴い年々増加しています。

表 4-9 生活排水処理形態別人口の推移（外国人登録人口含む）

区 分	単位	実 績				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画処理区域内人口（行政人口）	人	43,372	42,866	42,545	42,267	42,060
水洗化・生活雑排水処理人口※ ¹	人	38,189	38,347	38,513	38,453	38,553
コミュニティプラント人口	人	0	0	0	0	0
公共下水道処理人口（水洗化人口）	人	25,646	25,932	26,010	26,111	26,169
合併処理浄化槽人口	人	4,530	4,712	4,882	5,000	5,120
農業集落排水人口	人	8,013	7,703	7,621	7,342	7,264
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	人	4,040	3,395	2,957	2,783	2,476
非水洗化人口※ ²	人	1,143	1,124	1,075	1,031	1,031
し尿収集	人	1,143	1,124	1,075	1,031	1,031
自家処理	人	0	0	0	0	0
浄化槽人口	人	8,570	8,107	7,839	7,783	7,596
生活排水処理普及率※ ³	%	88.0	89.5	90.5	91.0	91.7

※¹ 水洗化・生活雑排水処理人口とは、公共下水道及び浄化槽等によってし尿が処理可能で水洗トイレにしている人口です。

※² 非水洗化人口とは、し尿が汲み取りで水洗化していない人口です。

※³ 生活排水処理普及率とは、計画処理区域内人口のうち水洗化・生活雑排水処理人口の占める割合です。

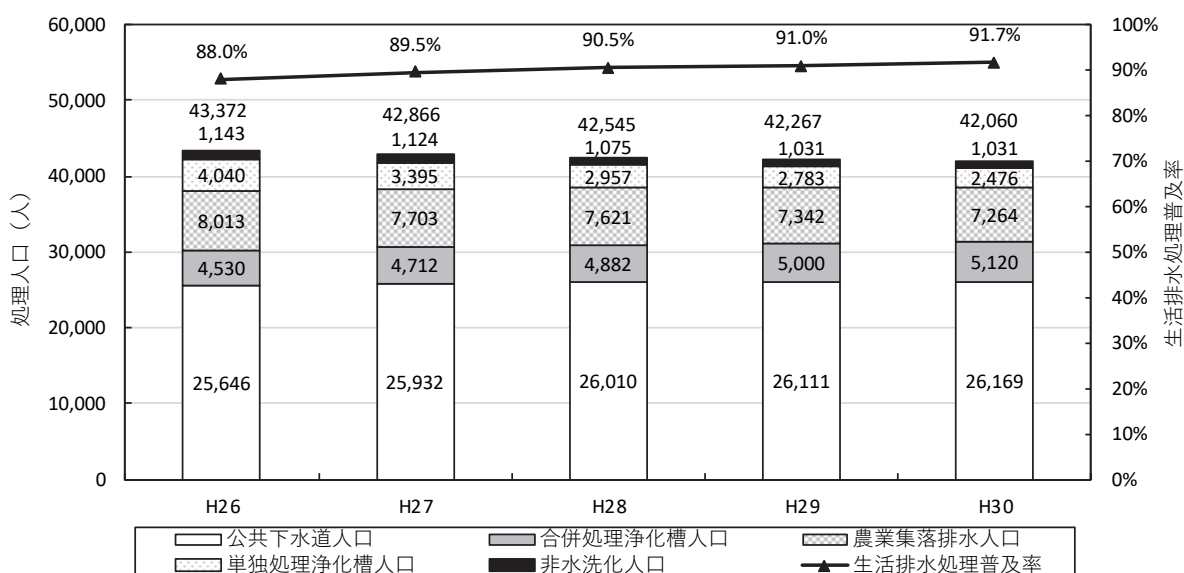


図 4-3 生活排水処理形態別人口の推移（外国人登録人口含む）

(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出量

表 4-10 にし尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績を、図 4-4 に年間排水量の推移を示します。

し尿収集人口が減少しているため、し尿の年間排出量は年々減少しています。また、浄化槽汚泥は、農業集落排水施設汚泥収集人口及び浄化槽汚泥収集人口が減少しているにもかかわらず、平成 30 年度の年間排出量は増加しています。

表 4-10 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績

区 分	単位	実 績				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収集人口	人	17,726	16,934	16,535	16,156	15,891
し尿収集人口	人	1,143	1,124	1,075	1,031	1,031
農業集落排水施設汚泥収集人口	人	8,013	7,703	7,621	7,342	7,264
浄化槽汚泥収集人口	人	8,570	8,107	7,839	7,783	7,596
年間排出量	kℓ/年	6,152.45	6,336.77	6,259.40	6,069.50	6,110.90
し尿	kℓ/年	1,377.38	1,372.72	1,262.50	1,142.60	1,043.60
浄化槽汚泥	kℓ/年	4,775.07	4,964.05	4,996.90	4,926.90	5,067.30
日平均排出量	kℓ/日	16.86	17.31	17.15	16.63	16.74
し尿	kℓ/日	3.77	3.75	3.46	3.13	2.86
浄化槽汚泥	kℓ/日	13.08	13.56	13.69	13.50	13.88
浄化槽汚泥混入率	%	77.61	78.34	79.83	81.17	82.92
処理量	kℓ/年	6,152.45	6,336.77	6,259.40	6,069.50	6,110.90
し尿	kℓ/年	1,377.38	1,372.72	1,262.50	1,142.60	1,043.60
浄化槽汚泥	kℓ/年	4,775.07	4,964.05	4,996.90	4,926.90	5,067.30

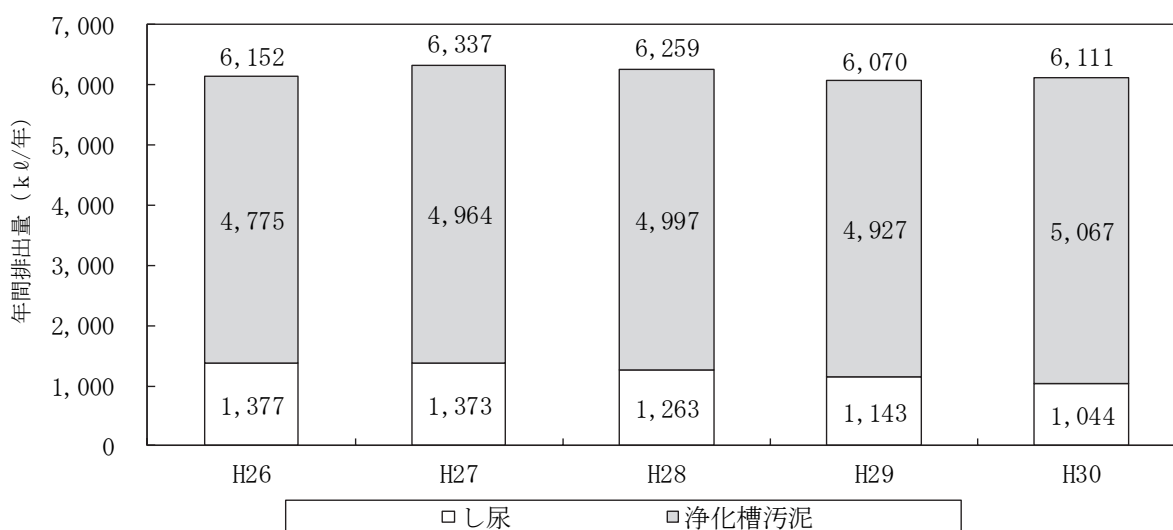


図 4-4 年間排出量の推移 (し尿、浄化槽汚泥)

(3) 脱水汚泥の処理量及び搬出量

図 4-5 に脱水汚泥の処理量及び搬出量の推移を示します。

脱水汚泥の処理量は増減を繰り返しながら推移しており、平成 30 年度では約 500t 処理しています。また、搬出量も同様に増減を繰り返しながら推移しており、平成 30 年度では約 57t 搬出しています。

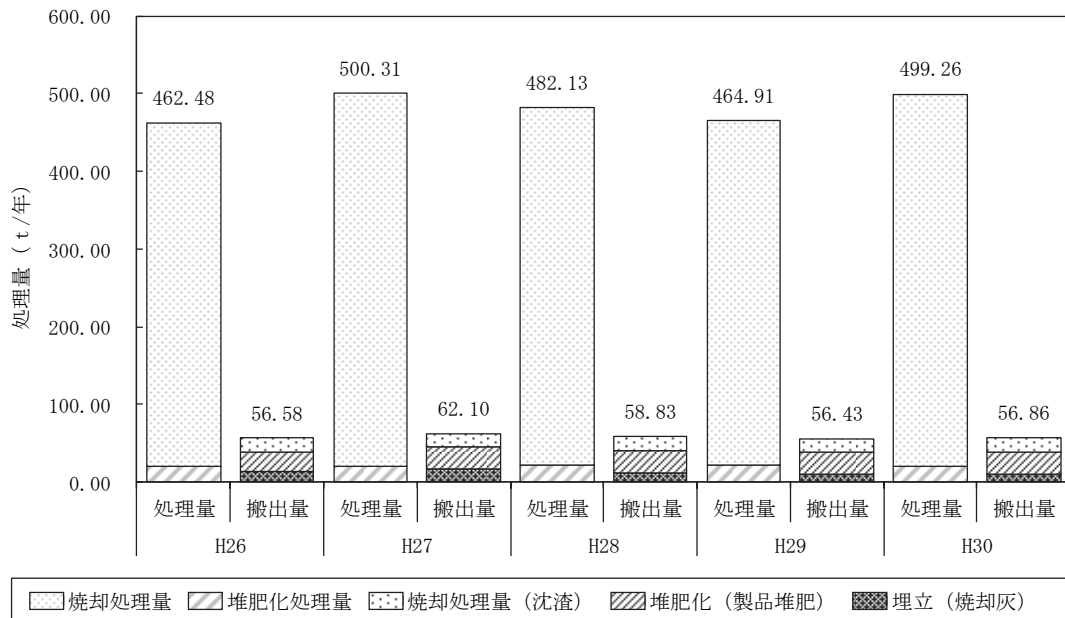
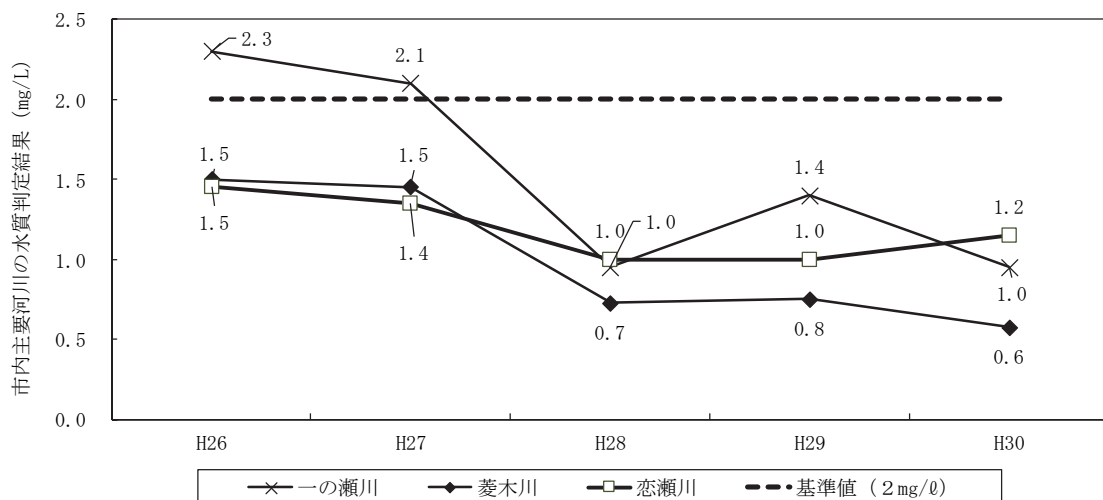


図 4-5 脱水汚泥の処理量及び搬出量の推移

(4) 主要河川の水質

図 4-6 に本市内の主要河川の水質測定結果の推移を示します。

菱木川及び恋瀬川は平成 26 年度から平成 30 年度まで基準値を下回っています。一の瀬川は平成 26 年及び 27 年度は基準値を上回っていましたが、それ以降は他の河川と同様に基準値を下回っています。今後も放流先河川において基準値を超過しないように処理施設での適正な処理を図っていきます。また、未処理の生活雑排水が流入しないように市民に啓発していく必要があります。



※基準値とは、環境省の「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」の A 類型に基づく数値です。
 ※BOD とは、河川における有機物による水質汚濁の指標で生物化学的酸素要求量です。

図 4-6 市内主要河川の水質測定結果の推移

3) 国、茨城県、前計画との比較

(1) 前計画の目標値

前計画では生活排水処理普及率を令和7年度までに100%達成し、令和11年度までその水準を維持するとしています。

数値目標 生活排水処理普及率を
令和7年度までに100%達成し
令和11年度（計画目標年次）まで100%を維持します。

(2) 生活排水処理普及率

図4-7に生活排水処理普及率の推移を示します。

本市の生活排水処理普及率は、平成28年度以降国の数値とほぼ同等で、茨城県及び前計画の目標値よりも高い値で推移しています。今後も生活排水処理普及率を100%に近付けるため、下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の整備を進めていく必要があります。

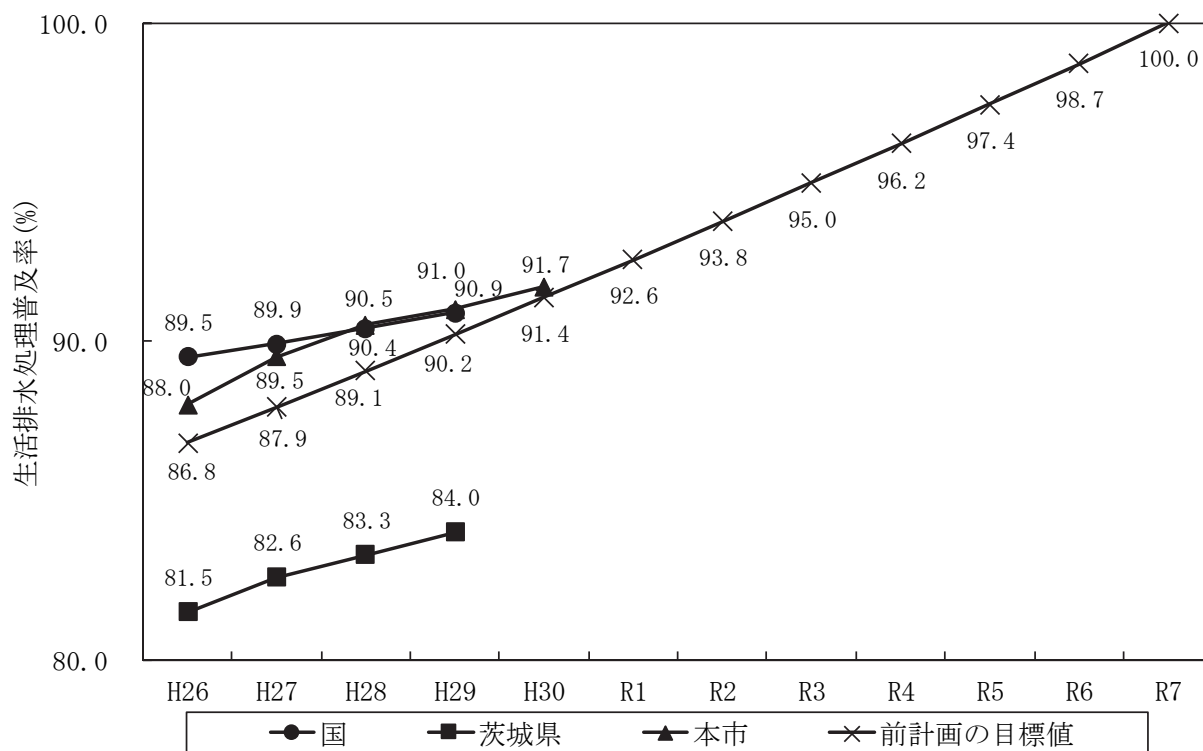


図 4-7 生活排水処理普及率の推移

4) 生活排水処理に関する課題の整理

(1) 生活排水処理普及率における課題

本市の生活排水処理普及率は、国や茨城県、前計画の目標値と比較すると高い値で推移しており、計画通りに整備が進められています。しかし単独処理浄化槽処理人口及び非水洗化人口も一定数あることから、今後も生活排水処理普及率を向上させて 100%とするために下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の維持と加入促進を進めていく必要があります。

(2) 収集・運搬計画の見直し

年々浄化槽汚泥排出量は増加する一方し尿排出量は減少しており、これらの排出量の変化に対応した収集・運搬計画を適宜検討していく必要があります。

(3) 主要河川の水質における課題

本市の主要河川の水質は平成 28 年度以降、基準値内の水質で推移しています。

今後も河川の水質管理を行いながら、生活排水処理施設及びし尿処理施設で適正な処理が行われていることを確認していく必要があります。

また、市民に対しても未処理の生活雑排水を排水しないように啓発していく必要があります。

4. 2 基本理念・方針及び目標

1) 基本理念及び基本方針

生活排水処理の現況や課題を踏まえ、本計画における基本理念を定め、それを具体化するために3つの基本方針を設定します。

【基本理念】

快適な水環境を創造するまち ～ふるさとの豊かな水環境を目指して～

【基本方針】

基本方針1：市民・事業者・行政の役割分担による生活排水の適正処理の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識するとともに、下水道、合併浄化槽への接続の重要性を周知し、生活排水の適正処理に努めます。

基本方針2：水環境の向上のための普及啓発活動の推進

豊かな水環境の創出のため、家庭及び事業所で使用している単独浄化槽、汲み取りからの下水道接続、合併浄化槽への転換・新設に関する普及啓発活動等を行います。

また、公共下水道及び農業集落排水施設整備区域外では生活排水処理普及率拡大のため、合併処理浄化槽の普及拡大を目指すとともに、浄化槽設置者への適正管理に関する呼びかけ等を行い、維持管理水準の向上を目指します。

基本方針3：安定したし尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び処理処分体制の構築

し尿及び浄化槽汚泥の収集量を整理・把握し、収集運搬体制の適宜見直しを図ります。また、量的、質的变化に対応した整備を実施し、安定的な処理を行います。

2) 計画数値目標

国及び茨城県の計画、生活排水処理の実績等を参考に生活排水処理普及率の目標値を設定します。

目標 1 生活排水処理普及率目標

生活排水処理普及率は平成 30 年度（91.7%）で
令和 6 年度までに 94.3%
令和 11 年度までに 96.9%を目指します。

3) 処理人口及び発生量の見込み

(1) 処理人口

図 4-8 に処理人口の予測を示します。

生活排水処理普及率は、非水洗化人口（単独処理浄化槽人口及びし尿処理人口）が公共下水道等に接続することで向上することになります。施策を実施した場合、単独処理浄化槽人口は平成 30 年度の 2,476 人から令和 11 年度には 855 人まで減少し、し尿収集人口は平成 30 年度の 1,031 人から令和 11 年度には 356 人まで減少すると予測されます。

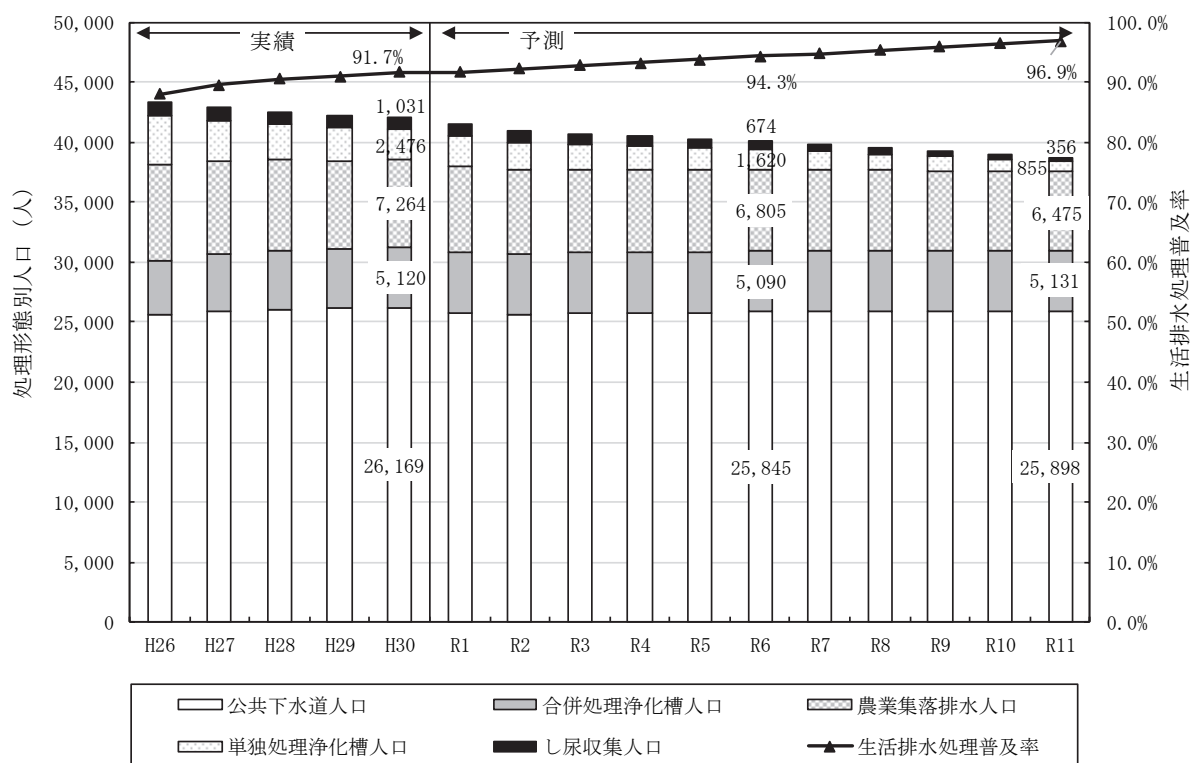


図 4-8 処理人口の予測

(2) し尿及び浄化槽汚泥排出量

図 4-9 にし尿及び浄化槽汚泥排出量の予測を示します。

し尿及び浄化槽汚泥は、収集人口の減少に伴い発生量が減少すると予測され、令和 11 年度ではし尿が 361 kℓ/年、浄化槽汚泥が 4,230 kℓ/年となります。

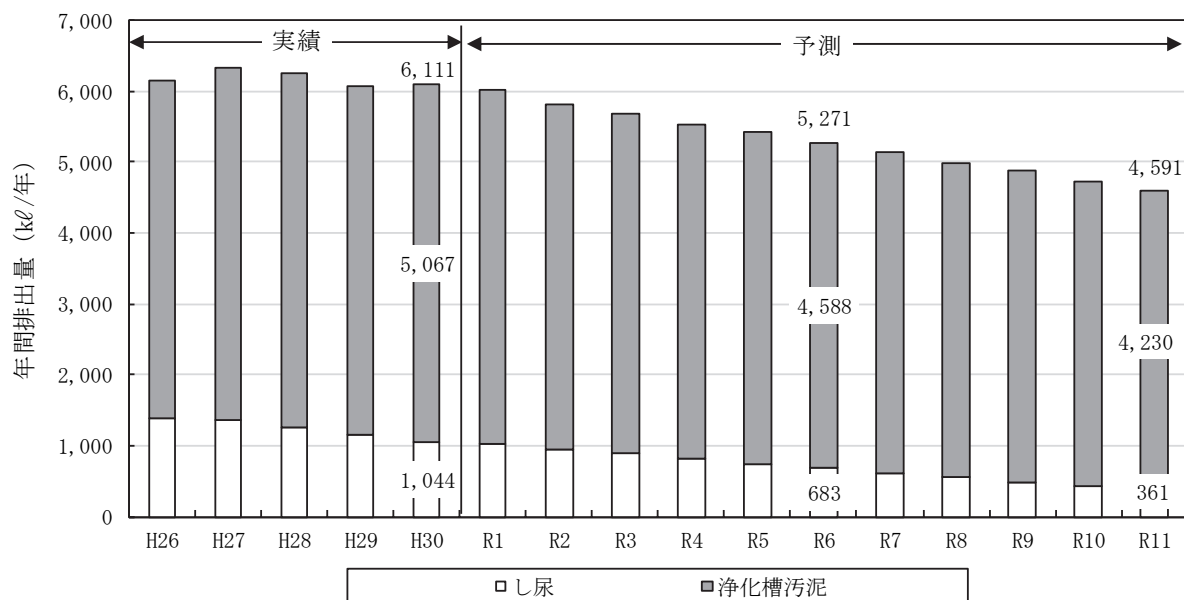


図 4-9 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

(3) 脱水汚泥の処理量及び搬出量

図 4-10 に脱水汚泥の処理量及び搬出量の予測を示します。

し尿及び浄化槽汚泥排出量の減少に伴って脱水汚泥の処理量及び搬出量も減少すると予測され、令和 11 年度では搬出量が 43t/年、処理量が 375t/年となります。

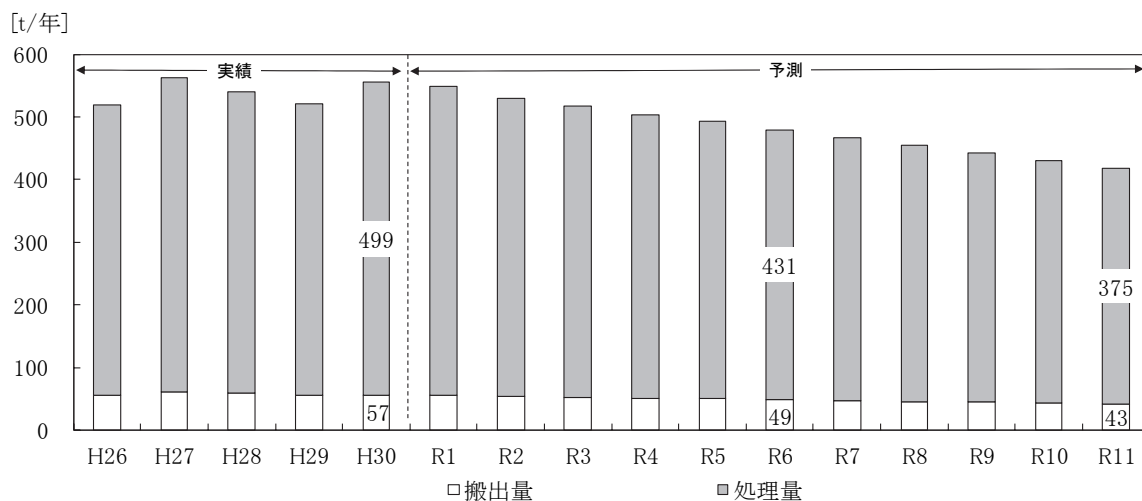


図 4-10 脱水汚泥処理量及び搬出量の予測

4) 施策体系

図 4-1 1 に施策体系図を示します。

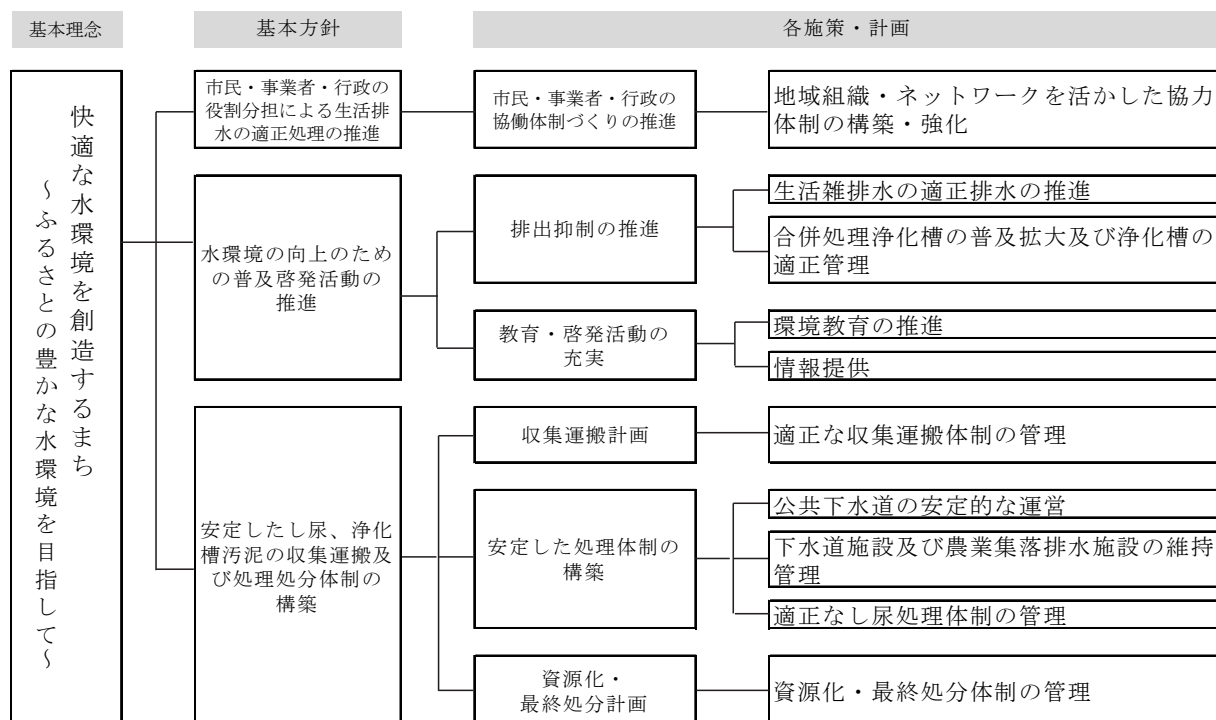


図 4-1 1 施策体系図

4. 3 生活排水処理基本計画

1) 市民・事業者・行政の協働体制づくりの推進

(1) 地域組織・ネットワークを活かした協力体制の構築・強化

表 4-1 1 に各主体の役割を示します。

環境負荷低減を推進していくためには市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解して各々が主体的に継続して取り組んで行く必要があります。

表 4-1 1 各主体の役割

主体	内容
市民	市民一人ひとりが生活排水を排出する当事者であるという責任と自覚を持って生活雑排水の適正排出や浄化槽の適正な維持管理等の環境負荷低減に努めます。また、公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換を速やかに行います。
事業者	事業活動に伴って発生する薬剤や油脂類等の汚染物質については適正な処理を行い、環境負荷低減に努めます。
行政	本市は、水環境保全及び生活排水処理施設整備に向けて市民や事業者の具体的な行動を支援し、総合的・広域的な生活排水処理対策を行います。

2) 排出抑制の推進

(1) 生活雑排水の適正排水の推進

公共用水域の保全の観点から、生活雑排水対策や浄化槽の適正な維持管理を推進するための広報・啓発活動を積極的に実施します。

また、生活雑排水による水質汚濁を防ぐため、洗剤や石鹼の使用量は適量にする、食器を洗う前には油汚れを拭き取る、調理くずや食べ残しは生ごみとして適切に処分し雑排水に含めて排出しない等、生活雑排水に含まれる汚濁物質負荷の削減について広報・啓発による普及を図り、環境負荷の少ないライフスタイルの確立を目指します。

(2) 合併処理浄化槽の普及拡大及び浄化槽の適正管理

公共下水道認可区域外及び農業集落排水施設区域外の地域では、地域の実情に沿って、合併処理浄化槽への転換に向けた指導・啓発を推進し、単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口を減らしていきます。また、合併処理浄化槽の設置者には、適切な維持管理に向けた指導を行います。

3) 教育・啓発活動の充実

(1) 環境教育の推進

生活雑排水対策を推進するためには、市民の意識啓発が必要であり、幼年期からの環境教育を積極的に行う必要があることから、本市で企画している恋瀬川探検隊や茨城県霞ヶ浦環境科学センターを活用した環境学習の拡大を図るほか、霞ヶ浦問題協議会と連携して協議の場を設ける等市民の意識高揚を図り、霞ヶ浦を含めた公共用水域の環境保全に努めます。

(2) 情報提供

市民や事業者定期的に定期的かつ継続的に水質汚濁防止に取り組んでもらうため、広報誌やホームページ、パンフレット等で必要な生活排水処理について情報提供を行います。

4) 収集運搬計画

(1) 適正な収集運搬体制の管理

石岡クリーンセンターに搬入されているし尿及び浄化槽汚泥の収集量を整理・把握し、必要に応じて関係機関との協議を行ったうえで、収集運搬体制の適宜見直しを図ります。さらに、許可業者に対して、生活環境に配慮した収集運搬業務を心がけるよう指導を行います。

5) 安定した処理体制の構築

(1) 公共下水道の安定的な運営

公共下水道認可区域では、下水道接続率向上のための未接続世帯に対する戸別訪問、文書等による指導・啓発を推進し使用料の確保をしていきます。また、下水道事業の安定的な経営を堅持していくため、将来的な経営状況を判断しながら適正な料金の設定を検討します。

(2) 下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理

下水道施設の老朽化対策及び農業集落排水施設の維持管理を徹底し、機能維持ならびに処理水や汚泥の適正管理に努めるとともに、災害時でも安定して処理を行えるよう、継続的な事業運営に努めます。

(3) 適正なし尿処理体制の管理

表 4-12 に将来の処理体制を示します。

下水道や合併処理浄化槽の普及によりし尿の処理量は減少し、浄化槽汚泥の占める割合が高くなっています。石岡クリーンセンターでし尿・浄化槽汚泥の量的、質的变化に対応した整備を実施し、安定的な処理を行います。また、今後も現在の処理体制を継続して行えるよう、事業主体との連携を図ります。

表 4-12 将来の処理体制

生活排水処理形態	管理主体 () 内はし尿・浄化槽汚泥処理施設の管理主体	処理施設	将来計画
流域関連公共下水道	本市 (茨城県)	霞ヶ浦浄化センター	継続
流域関連特定環境保全公共下水道	本市 (茨城県)	霞ヶ浦浄化センター	継続
単独特定環境保全公共下水道	本市 (本市)	田伏浄化センター	継続
農業集落排水施設	本市 (本市)	各地域農業集落排水施設	継続
合併処理浄化槽	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター	継続
単独処理浄化槽	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター	合併処理浄化槽への移行を促進
し尿汲み取り	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター	合併処理浄化槽への移行を促進

6) 資源化・最終処分計画

(1) 資源化・最終処分体制の管理

処理後に公共用水域に放流される処理水の水質管理を徹底するほか、中間処理後に発生する脱水汚泥は、更なる堆肥還元先を検討することで堆肥化処理量の拡大及び埋立量の削減を図ります。

第5章 計画の進捗管理

効果的に施策を推進し、ごみ減量目標値を達成するためには施策の実施状況やごみ減量目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

そこで図 5-1 に示すように、計画の実施に当たってはPDCA サイクルを導入し、表 5-1 に示す目標値が達成されているか評価・見直しを計画的に行うものとします。

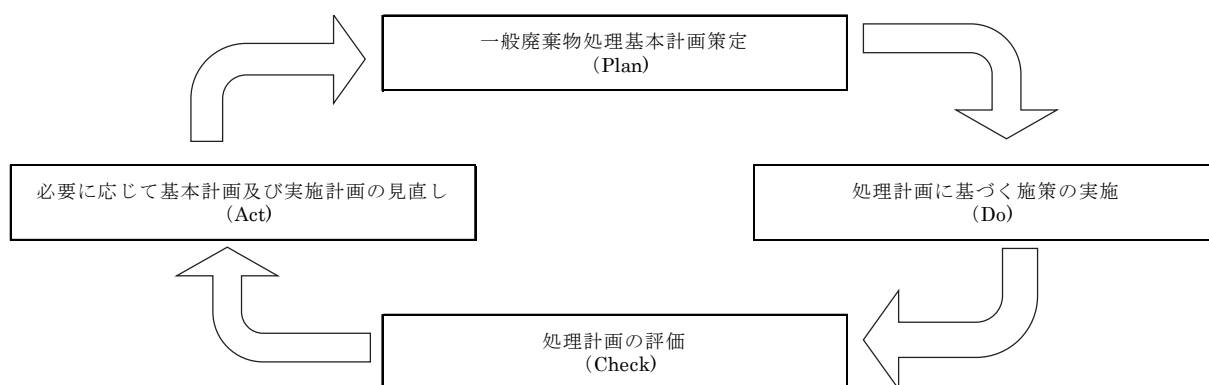


図 5-1 PDCA サイクル

表 5-1 目標値

項目			平成 30 年度 実績値	令和 6 年度 中間目標	令和 11 年度 計画目標
ごみ	1 人 1 日 当 た り ごみ排出量	g/人日	1,110g/人日	約 7.5%減 (1,027g/人日)	約 10%減 (1,000g/人日)
	資源化率	%	22.6%	27.1%	27.7%
生活排水	生活排水処理 普及率	%	91.7%	94.3%	96.9%

資料編目次

1. ごみ排出量及び生活排水処理量の予測	1
2. ごみに関する市民アンケートの調査結果	12
3. かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例	27
4. かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）	29
5. かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）	30
6. かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	31

1. ごみ排出量及び生活排水処理量の予測

ごみ排出量、処理・処分量の予測のうち、現状維持の場合を表 1～表 3、目標達成の場合を表 4～表 8 に示します。また、生活排水処理に関する予測のうち、現状維持の場合を表 9 に、目標値達成の場合を表 10 に示します。

表 1 ごみ排出量、処理・処分量の予測（現状維持）①

		実績 ←					→ 推計		中間目標年次							計画目標年次			
区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
人口	人	43,372	42,866	42,545	42,267	42,060	41,507	40,954	40,724	40,494	40,264	40,034	39,803	39,531	39,259	38,987	38,715		
世帯数	世帯	16,825	16,863	16,941	17,126	17,367													
総排出量	t/年	17,050	16,846	16,761	16,677	17,047	16,969	16,924	16,999	17,056	17,156	17,178	17,228	17,263	17,329	17,330	17,346		
家庭系ごみ	t/年	11,481	11,688	11,530	11,351	11,733	11,576	11,480	11,505	11,514	11,568	11,544	11,550	11,543	11,567	11,527	11,503		
	可燃ごみ	t/年	9,534.95	9,632.97	9,447.32	9,211.53	9,336.20	9,211	9,135	9,154	9,160	9,205	9,185	9,190	9,185	9,204	9,172	9,152	
	高分子ごみ	t/年	6.00	5.84	5.31	3.78	5.66	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	不燃ごみ・カン	t/年	417.13	426.26	415.20	406.42	395.80	390	387	388	388	390	389	389	389	390	388	388	
	粗大ごみ	t/年	456.55	572.39	673.19	777.25	1,034.37	1,021	1,013	1,015	1,016	1,020	1,018	1,019	1,018	1,020	1,017	1,015	
	ビン	t/年	333.40	331.04	326.44	307.28	301.67	298	295	296	296	297	297	297	297	297	296	296	
	無色ビン	t/年	133.34	134.39	133.27	127.54	122.95	121	120	121	121	121	121	121	121	121	121	121	
		茶色ビン	t/年	143.69	139.42	138.50	126.96	123.72	123	121	121	121	122	122	122	122	121	121	
		その他ビン	t/年	56.37	57.23	54.67	52.78	55.00	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
		プラスチック容器	t/年	104.36	108.55	106.54	107.72	112.97	111	110	110	111	111	111	111	111	111	111	110
	ペットボトル	t/年	98.54	98.88	95.47	101.63	107.23	105	104	105	105	105	105	105	105	105	105	105	
	古紙(事業者回収)	t/年	304.43	289.08	284.25	259.69	254.36	251	249	250	250	251	251	251	250	251	250	250	
	新聞・チラシ	t/年	73.29	68.13	64.91	56.40	53.72	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	
		雑誌	t/年	92.13	87.96	85.34	71.57	66.41	66	65	65	65	66	66	66	65	66	65	65
		ダンボール	t/年	137.43	131.48	132.30	130.14	132.51	130	129	130	130	130	130	130	130	130	130	130
		紙パック	t/年	1.58	1.51	1.70	1.58	1.72	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		その他紙製容器包装	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	古布	t/年	32.01	38.01	37.81	34.49	33.75	34	33	33	33	34	33	33	33	34	33	33	
	集団回収量	t/年	194.01	184.92	138.41	141.61	151.29	149	148	148	149	149	149	149	149	149	149	148	
	事業系ごみ	t/年	5,569	5,158	5,231	5,326	5,314	5,393	5,444	5,494	5,542	5,588	5,634	5,678	5,720	5,762	5,803	5,843	
	可燃ごみ	t/年	3,576.59	3,394.82	3,465.08	3,482.42	3,462.82	3,516	3,548	3,580	3,611	3,642	3,672	3,700	3,728	3,755	3,782	3,808	
	高分子ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不燃ごみ・カン	t/年	7.72	7.79	7.21	6.19	6.44	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	粗大ごみ	t/年	31.44	37.33	60.51	134.71	124.59	126	127	129	130	131	132	133	134	135	136	137	
	ビン	t/年	0.06	0.06	0.17	0.32	1.19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	無色ビン	t/年	0.06	0.06	0.17	0.17	1.02	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		茶色ビン	t/年	0	0	0.00	0.02	0.17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他ビン	t/年	0	0	0.00	0.13	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		プラスチック容器	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公共関与以外の事業系資源ごみ	t/年	1,951	1,717	1,696	1,700	1,717	1,742	1,759	1,775	1,791	1,805	1,820	1,835	1,848	1,862	1,875	1,888	
	市外で処理される事業系ごみ	t/年	1.55	0.98	1.98	1.69	1.95	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	1人1日当たりのごみ排出量	g/人日	1,077	1,077	1,079	1,081	1,110	1,117	1,132	1,144	1,154	1,164	1,176	1,186	1,196	1,206	1,218	1,228	
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	g/人日	725	747	742	736	764	762	768	774	779	785	790	795	800	805	810	814		
総排出量に対する事業系ごみの割合	%	32.7%	30.6%	31.2%	31.9%	31.2%	31.8%	32.2%	32.3%	32.5%	32.6%	32.8%	33.0%	33.1%	33.3%	33.5%	33.7%		
1日当たりの事業系ごみ量	t/日	15.26	14.13	14.33	14.59	14.56	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	16		

表 2 ごみ排出量、処理・処分量の予測（現状維持）②

		実績 ←					→ 推計		中間目標年次								計画目標年次		
区分		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
中 間 処 理	新治地方広域事務組合（手選別）																		
	搬入量	t/年	536.36	538.53	528.62	516.95	523.06	515	510	512	513	514	514	514	514	514	513	512	
	ビン	t/年	333.46	331.10	326.61	307.60	302.86	299	296	297	297	298	298	298	298	298	297	297	
	無色ビン	t/年	133.40	134.45	133.44	127.71	123.97	122	121	122	122	122	122	122	122	122	122	122	
	茶色ビン	t/年	143.69	139.42	138.50	126.98	123.89	123	121	121	121	122	122	122	122	122	121	121	
	その他ビン	t/年	56.37	57.23	54.67	52.91	55.00	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	
	プラスチック製容器包装	t/年	104.36	108.55	106.54	107.72	112.97	111	110	110	111	111	111	111	111	111	111	110	
	ペットボトル	t/年	98.54	98.88	95.47	101.63	107.23	105	104	105	105	105	105	105	105	105	105	105	
	搬出量	t/年	536.36	538.53	528.62	516.95	523.06	515	510	512	513	514	514	514	514	514	514	513	512
	カレット	t/年	290.24	287.12	266.82	285.40	268.49	265	262	263	263	264	264	264	264	264	264	263	263
	無色ビン	t/年	127.83	125.45	121.72	118.69	104.90	104	102	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
	茶色ビン	t/年	147.13	139.40	132.98	127.10	113.39	112	112	112	112	113	113	113	113	113	113	112	112
	青	t/年	0	6	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	緑	t/年	10.29	11.04	12.12	10.14	12.60	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	黒	t/年	4.99	4.93	0.00	5.44	4.42	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	ガラスびん残さ	t/年	0.00	0.00	0.00	24.03	28.94	29	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
	プラスチック容器プレス	t/年	22.23	21.37	19.26	19.67	17.47	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	ペットボトルプレス	t/年	86.48	87.71	81.10	80.03	86.72	85	84	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
	不燃残渣（ビン）	t/年	43.22	43.98	59.79	22.20	34.37	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
	可燃残渣	t/年	94.19	98.35	101.65	109.65	116.01	114	113	113	114	114	114	114	114	114	114	114	113
	プラスチック容器	t/年	82.13	87.18	87.28	88.05	95.50	94	93	93	94	94	94	94	94	94	94	94	93
	ペットボトル	t/年	12.06	11.17	14.37	21.60	20.51	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	新治地方広域事務組合（粗大ごみ処理施設、ストックヤード・手選別・二軸破碎機等）																		
	搬入量	t/年	912.84	1043.77	1156.11	1324.57	1561.23	1543	1534	1539	1541	1548	1546	1548	1548	1552	1548	1547	
	不燃ごみ・カン	t/年	424.85	434.05	422.41	412.61	402.24	396	394	395	395	397	396	396	396	397	395	395	
	廃蛍光管	t/年					0.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	粗大ごみ	t/年	487.99	609.72	733.70	911.96	1158.96	1147	1140	1144	1146	1151	1150	1152	1152	1155	1153	1152	
	搬出量	t/年	912.84	1043.76	1156.11	1323.56	1561.20	1543	1534	1539	1541	1548	1546	1548	1548	1552	1548	1547	
	スチール缶	t/年	166.21	160.45	151.06	135.83	140.78	139	138	139	139	140	139	140	140	140	140	140	
	アルミ缶	t/年	75.24	75.90	76.66	74.17	77.42	77	76	76	76	77	77	77	77	77	77	77	
	処理困難物（スチール）	t/年	205.84	226.99	236.54	251.15	240.47	0	236	237	237	238	238	238	238	239	238	238	
	不燃残渣（不燃ごみ・カン）	t/年	149.82	157.99	132.07	137.41	126.77	125	125	125	125	126	126	126	126	126	126	126	
	廃蛍光管	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	1.11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	可燃残渣（金属類）	t/年	315.73	422.43	559.78	725.00	974.65	963	958	961	963	966	965	966	966	969	966	965	

表 3 ごみ排出量、処理・処分量の予測（現状維持）③

		実績 ←					→ 推計		中間目標年次							計画目標年次			
区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
中間処理	新治地方広域事務組合（焼却処理）																		
	搬入量	t/年	13527.46	13554.41	13579.14	13532.38	13895.34	13,810	13,760	13,814	13,854	13,933	13,942	13,976	13,999	14,048	14,040	14,044	
	焼却処理量	t/年	13450.94	13480.96	13516.00	13060.83	13400.86	13,319	13,270	13,322	13,361	13,437	13,446	13,478	13,501	13,548	13,540	13,544	
		可燃ごみ	t/年	13035.02	12954.34	12849.26	12222.40	12304.54	12,236	12,193	12,242	12,278	12,351	12,361	12,392	12,415	12,459	12,454	12,460
		高分子ごみ	t/年	6.00	5.84	5.31	3.78	5.66	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		可燃残渣	t/年	409.92	520.78	661.43	834.65	1090.66	1,077	1,071	1,074	1,077	1,080	1,079	1,080	1,080	1,083	1,080	1,078
		金属類	t/年	315.73	422.43	559.78	725.00	974.65	963	958	961	963	966	965	966	966	969	966	965
		プラスチック容器	t/年	82.13	87.18	87.28	88.05	95.50	94	93	93	94	94	94	94	94	94	94	93
		ペットボトル	t/年	12.06	11.17	14.37	21.60	20.51	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		資源物選別	t/年	76.52	73.45	63.14	471.55	494.48	491	490	492	493	496	496	498	498	500	500	500
	古紙（施設自己搬入）	t/年	63.8	62.0	53.5	52.80	51.82	51	51	52	52	52	52	52	52	52	52	52	
	古布（自己搬入）	t/年	12.7	11.5	9.7	7.45	7.94	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
	草木堆肥化委託量	t/年	0.0	0.0	0.0	411.30	434.72	432	431	432	433	436	436	438	438	440	440	440	
	搬出量	t/年	1651.20	1652.13	1711.45	1679.76	1704.50	1,694	1,688	1,695	1,700	1,709	1,710	1,714	1,717	1,723	1,722	1,723	
	焼却灰	t/年	1651.20	1652.13	1711.45	1679.76	1704.50	1,694	1,688	1,695	1,700	1,709	1,710	1,714	1,717	1,723	1,722	1,723	
	残渣率	%	12.3%	12.3%	12.7%	12.9%	12.7%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	
	溶融委託処理量	t/年	318.01	310.10	272.09	292.72	367.04	365	363	365	366	368	368	369	370	371	371	371	
	焼却残渣	t/年	318.01	310.10	272.09	292.72	367.04	365	363	365	366	368	368	369	370	371	371	371	
	資源化量	t/年	3724.14	3473.25	3325.18	3748.19	3852.09	3,856	3,858	3,883	3,902	3,927	3,940	3,959	3,972	3,992	4,001	4,013	
	資源化	中間処理後資源化	t/年	846.24	859.54	831.44	846.25	832.46	822	814	818	818	822	821	822	822	823	821	821
金属類		t/年	447.29	463.34	464.26	461.15	459.78	455	451	453	453	456	455	456	456	457	456	456	
カレット		t/年	290.24	287.12	266.82	285.40	268.49	265	262	263	263	264	264	264	264	264	263	263	
ペットボトル		t/年	86.48	87.71	81.10	80.03	86.72	85	84	85	85	85	85	85	85	85	85	85	
プラスチック製容器包装		t/年	22.23	21.37	19.26	19.67	17.47	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
直接資源化量		t/年	2365.88	2118.69	2083.24	2056.31	2066.58	2,088	2,102	2,120	2,136	2,152	2,166	2,181	2,193	2,209	2,220	2,233	
古紙（事業者回収）		t/年	304.43	289.08	284.25	259.69	254.36	251	249	250	250	251	251	251	250	251	250	250	
		新聞・チラシ	t/年	73.29	68.13	64.91	56.40	53.72	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
		雑誌	t/年	92.13	87.96	85.34	71.57	66.41	66	65	65	65	66	66	66	65	66	65	65
		ダンボール	t/年	137.43	131.48	132.30	130.14	132.51	130	129	130	130	130	130	130	130	130	130	130
		紙バック	t/年	1.58	1.51	1.70	1.58	1.72	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		その他紙製容器包装	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古布（事業者回収）		t/年	32.01	38.01	37.81	34.49	33.75	34	33	33	33	34	33	33	33	34	33	33	
施設内選別		t/年	76.52	73.45	63.14	60.25	59.76	59	59	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
公共関与以外の事業系資源ごみ		t/年	1951.37	1717.17	1696.06	1700.19	1716.76	1,742	1,759	1,775	1,791	1,805	1,820	1,835	1,848	1,862	1,875	1,888	
市外で処理される事業系ごみ		t/年	1.55	0.98	1.98	1.69	1.95	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
集団回収量		t/年	194.01	184.92	138.41	141.61	151.29	149	148	148	149	149	149	149	149	149	149	148	
草木堆肥化量		t/年	0.00	0.00	0.00	411.30	434.72	432	431	432	433	436	436	438	438	440	440	440	
溶融処理量		t/年	318.01	310.10	272.09	292.72	367.04	365	363	365	366	368	368	369	370	371	371	371	
資源化率		%	21.8%	20.6%	19.8%	22.5%	22.6%	22.7%	22.7%	22.9%	23.0%	23.1%	23.2%	23.3%	23.4%	23.5%	23.6%	23.6%	
資源化率（溶融処理量を除く）	%						20.6%	20.7%	20.7%	20.7%	20.7%	20.8%	20.8%	20.9%	20.9%	20.9%	21.0%		
最終処分量	t/年	1,526	1,544	1,631	1,547	1,499	1,488	1,484	1,489	1,493	1,501	1,502	1,505	1,507	1,512	1,511	1,512		
焼却残渣	t/年	1333.19	1342.03	1439.36	1387.04	1337.46	1,329	1,325	1,330	1,334	1,341	1,342	1,345	1,347	1,352	1,351	1,352		
	不燃残渣	t/年	193.04	201.97	191.86	159.61	161.14	159	159	159	159	160	160	160	160	160	160	160	
最終処分率	%	9.0%	9.2%	9.7%	9.3%	8.8%	8.8%	8.7%	8.8%	8.8%	8.8%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%		
1人1日当たりの最終処分量	g/人日	96.41	98.68	105.04	100.25	97.62	98	99	100	101	102	103	104	104	105	106	107		

表 4 ごみ排出量、処理・処分量の予測（目標達成）①

		実績 ←					→ 推計		中間目標年次							計画目標年次		
区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
人口	人	43,372	42,866	42,545	42,267	42,060	41,507	40,954	40,724	40,494	40,264	40,034	39,803	39,531	39,259	38,987	38,715	
世帯数	世帯	16,825	16,863	16,941	17,126	17,367												
総排出量	t/年	17,050	16,846	16,761	16,677	17,047	16,969	16,185	15,505	15,337	15,197	15,002	14,836	14,660	14,512	14,312	14,128	
家庭系ごみ	t/年	11,481	11,688	11,530	11,351	11,733	11,576	11,017	10,563	10,430	10,325	10,165	10,034	9,893	9,780	9,615	9,463	
R 2 年 度 ま で	家庭系ごみ	t/年	11,481.38	11,687.94	11,529.94	11,351.40	11,733.30	11,576	11,017	10,568	10,435	10,330	10,170	10,039	9,898	9,785	9,620	9,468
	可燃ごみ	t/年	9,534.95	9,632.97	9,447.32	9,211.53	9,336.20	9,211	8,766									
	高分子ごみ	t/年	6.00	5.84	5.31	3.78	5.66	6	6									
	不燃ごみ・カン	t/年	417.13	426.26	415.20	406.42	395.80	390	371									
	粗大ごみ	t/年	456.55	572.39	673.19	777.25	1,034.37	1,021	972									
	ビン	t/年	333.40	331.04	326.44	307.28	301.67	298	283									
	無色ビン	t/年	133.34	134.39	133.27	127.54	122.95	121	115									
	茶色ビン	t/年	143.69	139.42	138.50	126.96	123.72	123	116									
	その他ビン	t/年	56.37	57.23	54.67	52.78	55.00	54	52									
	プラスチック容器	t/年	104.36	108.55	106.54	107.72	112.97	111	106									
	ペットボトル	t/年	98.54	98.88	95.47	101.63	107.23	105	100									
	古紙（事業者回収）	t/年	304.43	289.08	284.25	259.69	254.36	251	239									
	新聞・チラシ	t/年	73.29	68.13	64.91	56.40	53.72	53	50									
	雑誌	t/年	92.13	87.96	85.34	71.57	66.41	66	62									
	ダンボール	t/年	137.43	131.48	132.30	130.14	132.51	130	125									
紙バック	t/年	1.58	1.51	1.70	1.58	1.72	2	2										
その他紙製容器包装	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0										
古布	t/年	32.01	38.01	37.81	34.49	33.75	34	32										
集団回収量	t/年	194.01	184.92	138.41	141.61	151.29	149	142										
R 3 年 度 以 降	可燃ごみ	t/年							8,104	7,992	7,902	7,769	7,660	7,541	7,447	7,312	7,188	
	カン・金属類	t/年							243	240	237	234	230	227	224	220	218	
	ガラス・陶磁器類	t/年							99	98	97	95	94	93	92	90	89	
	粗大ごみ	t/年							932	920	911	897	885	873	863	848	835	
	ガラスびん	t/年							272	268	265	261	258	254	251	247	243	
	無色ビン	t/年							111	109	108	106	105	104	102	101	99	
	茶色ビン	t/年							111	110	109	107	106	104	103	101	100	
	その他ビン	t/年							50	49	48	48	47	46	46	45	44	
	プラスチック容器	t/年							267	268	269	269	269	270	271	269	269	
	ペットボトル	t/年							96	95	94	93	91	90	89	88	86	
	水銀使用製品	t /年							11	11	11	11	11	11	11	11	10	
	蛍光灯・電球	t /年							3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
	乾電池・水銀体温計	t /年							8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	危険ごみ	t /年							3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
	使い捨てライター	t /年							3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
	古紙（事業者回収）	t/年								471	471	473	471	471	470	470	468	465
	新聞・チラシ	t/年								99	99	100	99	99	99	99	99	98
	雑誌	t/年								123	123	124	123	123	123	123	122	121
	ダンボール	t/年								246	246	246	246	246	245	245	244	243
	紙バック	t/年								3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他紙製容器包装	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	古布	t/年								31	30	30	29	29	29	28	28	27
	集団回収量	t/年								136	135	133	131	130	128	126	124	122
	自己処理	t/年																
	高分子ごみ	t/年								5	5	5	5	5	5	5	5	5

表 5 ごみ排出量、処理・処分量の予測（目標達成）②

		実績					推計		中間目標年次								計画目標年次	
区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
事業系ごみ		t/年	5,569	5,158	5,231	5,326	5,314	5,393	5,168	4,942	4,907	4,872	4,837	4,802	4,767	4,732	4,697	4,665
R2年度まで	可燃ごみ	t/年	3,576.59	3,394.82	3,465.08	3,482.42	3,462.82	3,516	3,368									
	高分子ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0									
	不燃ごみ・カン	t/年	7.72	7.79	7.21	6.19	6.44	6	6									
	粗大ごみ	t/年	31.44	37.33	60.51	134.71	124.59	126	121									
	ビン	t/年	0.06	0.06	0.17	0.32	1.19	1	1									
	無色ビン	t/年	0.06	0.06	0.17	0.17	1.02	1	1									
	茶色ビン	t/年	0	0	0	0.02	0.17	0	0									
	その他ビン	t/年	0	0	0	0.13	0	0	0									
	プラスチック容器	t/年	0	0	0	0	0	0	0									
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0	0	0									
	公共関与以外の事業系資源ごみ	t/年	1,951.37	1,717.17	1,696.06	1,700.19	1,716.76	1,742	1,670									
	市外で処理される事業系ごみ	t/年	1.55	0.98	1.98	1.69	1.95	2	2									
R3年度以降	可燃ごみ	t/年								3,130	3,107	3,082	3,057	3,033	3,008	2,984	2,960	2,938
	カン・金属類	t/年								4	4	4	4	4	4	4	4	4
	不燃ごみ・カン（区分前）	t/年								6	6	6	6	6	6	6	6	6
	ガラス・陶磁器類引抜量	t/年								2	2	2	2	2	2	2	2	2
	水銀使用製品	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険ごみ	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガラス・陶磁器類	t/年								2	2	2	2	2	2	2	2	2
	粗大ごみ	t/年								116	115	114	113	112	112	111	110	109
	ガラスびん	t/年								1	1	1	1	1	1	1	1	1
	無色ビン	t/年								1	1	1	1	1	1	1	1	1
	茶色ビン	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他ビン	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック容器	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ペットボトル	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水銀使用製品	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	蛍光灯・電球	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乾電池・水銀体温計	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険ごみ	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	使い捨てライター	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公共関与以外の事業系資源ごみ	t/年								1,689	1,678	1,669	1,660	1,650	1,640	1,630	1,620	1,611
	市外で処理される事業系ごみ	t/年								2	2	2	2	2	2	2	2	2
	自己処理	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高分子ごみ	t/年								0	0	0	0	0	0	0	0	0
1人1日当たりのごみ排出量		g/人日	1,077	1,077	1,079	1,081	1,110	1,117	1,083	1,043	1,038	1,031	1,027	1,021	1,016	1,010	1,006	1,000
削減割合		%								93.9%		92.5%						90.0%
1人1日当たりの家庭ごみ排出量		g/人日	725	747	742	736	764	762	737	711	706	701	696	691	686	681	676	670
削減割合		%								93.0%		91.1%						87.7%
総排出量に対する事業系ごみの割合		%	32.7%	30.6%	31.2%	31.9%	31.2%	31.8%	31.9%	31.9%	32.0%	32.1%	32.2%	32.4%	32.5%	32.6%	32.8%	33.0%
1日当たりの事業系ごみ量		t/日	15.26	14.13	14.33	14.59	14.56	14.73	14.16	13.54	13.44	13.31	13.25	13.16	13.06	12.93	12.87	12.78

表 6 ごみ排出量、処理・処分量の予測（目標達成）③

		実績					推計		中間目標年次								計画目標年次
区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中間処理 （R2年度まで）	新治地方広域事務組合（手選別）																
	搬入量	t/年	536.36	538.53	528.62	516.95	523.06	515	490								
	ビン	t/年	333.46	331.10	326.61	307.60	302.86	299	284								
	無色ビン	t/年	133.40	134.45	133.44	127.71	123.97	122	116								
	茶色ビン	t/年	143.69	139.42	138.50	126.98	123.89	123	116								
	その他ビン	t/年	56.37	57.23	54.67	52.91	55.00	54	52								
	プラスチック製容器包装	t/年	104.36	108.55	106.54	107.72	112.97	111	106								
	ペットボトル	t/年	98.54	98.88	95.47	101.63	107.23	105	100								
	搬出量	t/年	536.36	538.53	528.62	516.95	523.06	515	490								
	カレット	t/年	290.24	287.12	266.82	285.40	268.49	265	252								
	無色ビン	t/年	127.83	125.45	121.72	118.69	104.90	104	98								
	茶色ビン	t/年	147.13	139.40	132.98	127.10	113.39	112	106								
	青	t/年	0	6	0	0	4	4	4								
	緑	t/年	10.29	11.04	12.12	10.14	12.60	12	12								
	黒	t/年	4.99	4.93	0.00	5.44	4.42	4	4								
	ガラスびん残さ	t/年	0.00	0.00	0.00	24.03	28.94	29	27								
	プラスチック容器プレス	t/年	22.23	21.37	19.26	19.67	17.47	17	16								
	ペットボトルプレス	t/年	86.48	87.71	81.10	80.03	86.72	85	81								
	不燃残渣（ビン）	t/年	43.22	43.98	59.79	22.20	34.37	34	32								
	可燃残渣	t/年	94.19	98.35	101.65	109.65	116.01	114	109								
	プラスチック容器	t/年	82.13	87.18	87.28	88.05	95.50	94	90								
	ペットボトル	t/年	12.06	11.17	14.37	21.60	20.51	20	19								
	新治地方広域事務組合（粗大ごみ処理施設、ストックヤード・手選別・二軸破碎機等）																
	搬入量	t/年	912.84	1043.77	1156.11	1324.57	1561.23	1,543	1,470								
	不燃ごみ・カン	t/年	424.85	434.05	422.41	412.61	402.24	396	377								
	粗大ごみ	t/年	487.99	609.72	733.70	911.96	1158.96	1,147	1,093								
	搬出量	t/年	912.84	1043.76	1156.11	1323.56	1561.20	1,543	1,470								
	スチール缶	t/年	166.21	160.45	151.06	135.83	140.78	139	133								
	アルミ缶	t/年	75.24	75.90	76.66	74.17	77.42	77	73								
	処理困難物（スチール）	t/年	205.84	226.99	236.54	251.15	240.47	238	226								
	不燃残渣（不燃ごみ・カン）	t/年	149.82	157.99	132.07	137.41	126.77	125	119								
	廃蛍光管	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	1.11	1	1								
	可燃残渣（金属類）	t/年	315.73	422.43	559.78	725.00	974.65	963	918								
	新治地方広域事務組合（焼却処理）																
	搬入量	t/年	13527.46	13554.41	13579.14	13532.38	13895.34	13,809	13,167								
	焼却処理量	t/年	13450.94	13480.96	13516.00	13060.83	13400.86	13,318	12,699								
	可燃ごみ	t/年	13035.02	12954.34	12849.26	12222.40	12304.54	12,235	11,666								
	高分子ごみ	t/年	6.00	5.84	5.31	3.78	5.66	6	6								
	可燃残渣	t/年	409.92	520.78	661.43	834.65	1090.66	1,077	1,027								
	金属類	t/年	315.73	422.43	559.78	725.00	974.65	963	918								
	プラスチック容器	t/年	82.13	87.18	87.28	88.05	95.50	94	90								
	ペットボトル	t/年	12.06	11.17	14.37	21.60	20.51	20	19								
	資源物選別	t/年	76.52	73.45	63.14	471.55	494.48	491	468								
	古紙（施設自己搬入）	t/年	63.8	62.0	53.5	52.80	51.82	51	49								
	古布（自己搬入）	t/年	12.7	11.5	9.7	7.45	7.94	8	8								
	草木堆肥化委託量	t/年	0.0	0.0	0.0	411.30	434.72	432	411								
	搬出量	t/年	1651.20	1652.13	1711.45	1679.76	1704.50	1,694	1,615								
	焼却灰	t/年	1651.20	1652.13	1711.45	1679.76	1704.50	1,694	1,615								
	残渣率	%	12.28%	12.26%	12.66%	12.86%	12.72%	12.7%	12.7%								
	熔融委託処理量	t/年	318.01	310.10	272.09	292.72	367.04	365	348								
	焼却残渣	t/年	318.01	310.10	272.09	292.72	367.04	365	348								

表 7 ごみ排出量、処理・処分量の予測（目標達成）④

		実績 ←					→ 推計		中間目標年次							計画目標年次	
区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中間処理（R3年度以降）	霞台厚生施設組合（破碎・選別処理）																
	破碎設備																
	搬入量	t/年							688	680	673	663	654	646	638	627	619
	カン・金属類	t/年							247	244	241	238	234	231	228	224	222
	ガラス・陶磁器類	t/年							101	100	99	97	96	95	94	92	91
	不燃性粗大ごみ	t/年							340	336	333	328	324	320	316	311	306
	搬出量	t/年							688	680	673	663	654	646	638	627	619
	スチール	t/年							240	236	233	230	225	223	221	217	214
	アルミ	t/年							58	58	57	56	56	55	54	53	53
	陶磁器類	t/年							76	76	75	74	73	72	71	70	69
	不燃残渣	t/年							96	95	94	93	92	91	89	88	87
	可燃残渣	t/年							173	171	170	167	165	163	161	158	156
	小型家電	t/年							45	44	44	43	43	42	42	41	40
	選別設備																
	搬入量	t/年							96	95	94	93	91	90	89	88	86
	ペットボトル	t/年							96	95	94	93	91	90	89	88	86
	排出量	t/年							96	95	94	93	91	90	89	88	86
	ペットボトルプレス	t/年							82	81	81	80	78	77	76	75	74
	可燃残渣	t/年							14	14	13	13	13	13	13	13	12
	保管設備																
	搬入量	t/年							273	269	266	262	259	255	252	248	244
	ガラスびん	t/年							273	269	266	262	259	255	252	248	244
	無色ビン	t/年							112	110	109	107	106	105	103	102	100
	茶色ビン	t/年							111	110	109	107	106	104	103	101	100
	その他ビン	t/年							50	49	48	48	47	46	46	45	44
	排出量	t/年							273	269	266	262	259	255	252	248	244
	カレット	t/年							244	240	238	234	231	228	225	222	218
	無色ビン	t/年							95	94	93	91	90	89	88	87	85
	茶色ビン	t/年							104	101	100	99	97	95	94	93	92
	青	t/年							4	4	4	4	4	4	4	4	3
	緑	t/年							11	11	11	11	11	11	11	10	10
	黒	t/年							4	4	4	4	4	4	4	4	4
	ガラスびん残さ	t/年							26	26	26	25	25	25	24	24	24
	不燃残渣	t/年							29	29	28	28	28	27	27	26	26
	民間処理施設（圧縮梱包処理）																
	搬入量	t/年							267	268	269	269	269	270	271	269	269
	プラスチック製容器包装	t/年							267	268	269	269	269	270	271	269	269
	搬出量	t/年							267	268	269	269	269	270	271	269	269
	プラスチック容器プレス	t/年							214	214	215	215	215	216	217	215	215
	可燃残渣	t/年							53	54	54	54	54	54	54	54	54

表 8 ごみ排出量、処理・処分量の予測（目標達成）⑤

		実績 ←					→ 推計		中間目標年次								計画目標年次		
区分		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
中間 処理 （R 3 年 度 以 降）	霞台厚生施設組合（焼却処理）																		
	搬入量	t/年								12,129	11,983	11,859	11,688	11,544	11,390	11,263	11,090	10,932	
	焼却処理量	t/年								11,595	11,453	11,330	11,163	11,021	10,871	10,746	10,578	10,423	
	可燃ごみ	t/年								10,700	10,569	10,455	10,301	10,170	10,030	9,914	9,760	9,617	
	可燃性粗大ごみ	t/年								708	699	692	682	673	665	658	647	638	
	可燃残渣	t/年								187	185	183	180	178	176	174	171	168	
	金属類	t/年								173	171	170	167	165	163	161	158	156	
	ペットボトル	t/年								14	14	13	13	13	13	13	13	12	
	資源物選別	t/年								534	530	529	525	523	519	517	512	509	
	古紙（施設自己搬入）	t/年								45	45	44	44	43	43	42	42	41	
	古布（自己搬入）	t/年								7	7	7	7	7	7	6	6	6	
	草木堆肥化委託量	t/年								482	478	478	474	473	469	469	464	462	
	搬出量	t/年								1,475	1,457	1,441	1,420	1,402	1,383	1,367	1,346	1,326	
	焼却灰	t/年								1,475	1,457	1,441	1,420	1,402	1,383	1,367	1,346	1,326	
	残渣率	%								12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	
	溶融委託処理量	t/年								318	314	310	306	302	298	294	290	285	
	焼却残渣	t/年								318	314	310	306	302	298	294	290	285	
	民間処理施設（焼却処理）																		
	搬入量	t/年									53	54	54	54	54	54	54	54	54
	焼却処理量	t/年									53	54	54	54	54	54	54	54	54
	プラスチック	t/年									53	54	54	54	54	54	54	54	54
	搬出量	t/年									7	7	7	7	7	7	7	7	7
	焼却灰	t/年									7	7	7	7	7	7	7	7	7
	残渣率	%									13.2%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%
	資源化量	t/年		3724.14	3473.25	3325.18	3748.19	3852.09	3,856	3,683	4,154	4,123	4,103	4,070	4,042	4,013	3,987	3,951	3,916
	中間処理後資源化	t/年		846.24	859.54	831.44	846.25	832.46	822	782	959	949	943	932	921	913	906	893	883
	金属類	t/年		447.29	463.34	464.26	461.15	459.78	455	433	419	414	409	403	397	392	388	381	376
	カレット	t/年		290.24	287.12	266.82	285.40	268.49	265	252	244	240	238	234	231	228	225	222	218
	ペットボトル	t/年		86.48	87.71	81.10	80.03	86.72	85	81	82	81	81	80	78	77	76	75	74
	プラスチック製容器包装	t/年		22.23	21.37	19.26	19.67	17.47	17	16	214	214	215	215	215	216	217	215	215
	直接資源化量	t/年		2365.88	2118.69	2083.24	2056.31	2066.58	2,088	2,000	2,259	2,247	2,239	2,227	2,216	2,205	2,192	2,180	2,164
	古紙（事業者回収）	t/年		304.43	289.08	284.25	259.69	254.36	251	239	471	471	473	471	471	470	470	468	465
	新聞・チラシ	t/年		73.29	68.13	64.91	56.40	53.72	53	50	99	99	100	99	99	99	99	99	98
	雑誌	t/年		92.13	87.96	85.34	71.57	66.41	66	62	123	123	124	123	123	123	123	122	121
	ダンボール	t/年		137.43	131.48	132.30	130.14	132.51	130	125	246	246	246	246	246	245	245	244	243
	紙バック	t/年		1.58	1.51	1.70	1.58	1.72	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
その他紙製容器包装	t/年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
古布（事業者回収）	t/年		32.01	38.01	37.81	34.49	33.75	34	32	31	30	30	29	29	29	28	28	27	
水銀使用製品	t/年									11	11	11	11	11	11	11	11	10	
蛍光灯・電球	t/年									3	3	3	3	3	3	3	3	2	
乾電池・水銀体温計	t/年									8	8	8	8	8	8	8	8	8	
危険ごみ	t/年									3	3	3	3	3	3	3	3	2	
使い捨てライター	t/年									3	3	3	3	3	3	3	3	2	
施設内選別	t/年		76.52	73.45	63.14	60.25	59.76	59	57	52	52	51	51	50	50	48	48	47	
公共関与以外の事業系資源ごみ	t/年		1951.37	1717.17	1696.06	1700.19	1716.76	1,742	1,670	1,689	1,678	1,669	1,660	1,650	1,640	1,630	1,620	1,611	
市外で処理される事業系ごみ	t/年		1.55	0.98	1.98	1.69	1.95	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
集団回収量	t/年		194.01	184.92	138.41	141.61	151.29	149	142	136	135	133	131	130	128	126	124	122	
草木堆肥化量	t/年		0.00	0.00	0.00	411.30	434.72	432	411	482	478	478	474	473	469	469	464	462	
溶融処理量	t/年		318.01	310.10	272.09	292.72	367.04	365	348	318	314	310	306	302	298	294	290	285	
資源化率	%		22%	21%	19.8%	22.5%	22.6%	22.7%	22.8%	26.8%	26.9%	27.0%	27.1%	27.2%	27.4%	27.5%	27.6%	27.7%	
資源化率（溶融処理量を除く）	%							20.6%	20.6%	24.7%	24.8%	25.0%	25.1%	25.2%	25.3%	25.4%	25.6%	25.7%	
最終処分量	t/年		1,526	1,544	1,631	1,547	1,499	1,488	1,418	1,366	1,350	1,336	1,316	1,300	1,282	1,268	1,247	1,230	
焼却残渣	t/年		1333.19	1342.03	1439.36	1387.04	1337.46	1,329	1,267	1,164	1,150	1,138	1,121	1,107	1,092	1,080	1,063	1,048	
不燃残渣	t/年		193.04	201.97	191.86	159.61	161.14	159	151	202	200	198	195	193	190	188	184	182	
最終処分率	%		9%	9%	10%	9%	9%	8.8%	8.4%	8.0%	8.0%	7.9%	7.8%	7.7%	7.6%	7.5%	7.3%	7.2%	
1人1日当たりの最終処分量	g/人日		96.41	98.68	105.04	100.25	97.62	98	95	92	91	91	90	89	89	88	88	87	

表 9 生活排水処理に関する予測（現状維持）

区 分	単位	実績					予 測										
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画処理区域内人口（行政人口）	人	43,372	42,866	42,545	42,267	42,060	41,507	40,954	40,724	40,494	40,264	40,034	39,803	39,531	39,259	38,987	38,715
水洗化・生活雑排水処理人口	人	38,189	38,347	38,513	38,453	38,553	38,047	37,539	37,329	37,117	36,907	36,696	36,484	36,235	35,986	35,736	35,487
コミュニティプラント人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公共下水道人口（水洗化人口）	人	25,646	25,932	26,010	26,111	26,169	25,826	25,481	25,339	25,194	25,052	24,909	24,765	24,596	24,427	24,257	24,088
合併処理浄化槽人口	人	4,530	4,712	4,882	5,000	5,120	5,053	4,985	4,957	4,929	4,901	4,873	4,845	4,812	4,779	4,746	4,713
農業集落排水人口	人	8,013	7,703	7,621	7,342	7,264	7,168	7,073	7,033	6,994	6,954	6,914	6,874	6,827	6,780	6,733	6,686
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	人	4,040	3,395	2,957	2,783	2,476	2,443	2,411	2,397	2,384	2,370	2,357	2,343	2,327	2,311	2,295	2,279
非水洗化人口	人	1,143	1,124	1,075	1,031	1,031	1,017	1,004	998	993	987	981	976	969	962	956	949
し尿収集人口	人	1,143	1,124	1,075	1,031	1,031	1,017	1,004	998	993	987	981	976	969	962	956	949
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浄化槽人口	人	8,570	8,107	7,839	7,783	7,596	7,496	7,396	7,354	7,313	7,271	7,230	7,188	7,139	7,090	7,041	6,992
生活排水処理普及率	%	88.0%	89.5%	90.5%	91.0%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%
年間排出量	kL/年	6,152	6,337	6,259	6,070	6,111	6,024	5,928	5,891	5,862	5,841	5,793	5,760	5,719	5,695	5,643	5,603
し尿量	kL/年	1,377	1,373	1,263	1,143	1,044	1,032	1,015	1,007	1,004	999	993	986	978	974	967	960
浄化槽汚泥量	kL/年	4,775	4,964	4,997	4,927	5,067	4,992	4,913	4,884	4,858	4,842	4,800	4,774	4,741	4,721	4,676	4,643
日平均排出量	kL/日	16.85	17.31	17.15	16.63	16.74	16.5	16.2	16.1	16.1	16.0	15.9	15.8	15.7	15.6	15.5	15.4
し尿量	kL/日	3.77	3.75	3.46	3.13	2.86	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6
浄化槽汚泥量	kL/日	13.08	13.56	13.69	13.50	13.88	13.6	13.5	13.4	13.3	13.2	13.2	13.1	13.0	12.9	12.8	12.7
1人1日当りし尿排出量	L/人/日	3.30	3.34	3.22	3.04	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77
1人1日当り浄化槽汚泥排出量	L/人/日	0.79	0.86	0.89	0.89	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93
処理量（脱水汚泥）	t/年	462.48	500.31	482.13	464.91	499	492	484	481	479	477	473	471	467	465	461	458
焼却処理量（し渣、脱水汚泥）	t/年	442.52	480.44	459.66	442.21	478.33	472	464	461	459	457	453	451	448	446	442	439
堆肥化投入量（脱水汚泥）	t/年	19.96	19.87	22.47	22.70	20.93	22	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20
搬出量	t/年	56.58	62.10	58.83	56.43	56.86	56	55	55	55	54	54	54	53	53	53	52
沈渣等（焼却）	t/年	17.88	16.99	17.81	17.52	18.28	18	18	18	18	17	17	17	17	17	17	17
製品堆肥（堆肥化）	t/年	24.12	27.39	28.81	27.67	27.82	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26	26
焼却灰（埋立）	t/年	14.58	17.72	12.21	11.24	10.76	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

表 10 生活排水処理に関する予測（目標達成）

区 分	単位	実績					予 測										
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画処理区域内人口（行政人口）	人	43,372	42,866	42,545	42,267	42,060	41,507	40,954	40,724	40,494	40,264	40,034	39,803	39,531	39,259	38,987	38,715
水洗化・生活雑排水処理人口	人	38,189	38,347	38,513	38,453	38,553	38,047	37,753	37,754	37,752	37,747	37,740	37,729	37,677	37,623	37,565	37,504
コミュニティプラント人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公共下水道人口（水洗化人口）	人	25,646	25,932	26,010	26,111	26,169	25,826	25,673	25,719	25,764	25,806	25,845	25,882	25,890	25,896	25,898	25,898
合併処理浄化槽人口	人	4,530	4,712	4,882	5,000	5,120	5,053	5,030	5,046	5,061	5,075	5,090	5,103	5,111	5,118	5,125	5,131
農業集落排水人口	人	8,013	7,703	7,621	7,342	7,264	7,168	7,050	6,989	6,927	6,866	6,805	6,744	6,676	6,609	6,542	6,475
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	人	4,040	3,395	2,957	2,783	2,476	2,443	2,260	2,097	1,936	1,777	1,620	1,464	1,309	1,155	1,004	855
非水洗化人口	人	1,143	1,124	1,075	1,031	1,031	1,017	941	873	806	740	674	610	545	481	418	356
し尿収集人口	人	1,143	1,124	1,075	1,031	1,031	1,017	941	873	806	740	674	610	545	481	418	356
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浄化槽人口	人	8,570	8,107	7,839	7,783	7,596	7,496	7,290	7,143	6,997	6,852	6,710	6,567	6,420	6,273	6,129	5,986
生活排水処理普及率	%	88.0%	89.5%	90.5%	91.0%	91.7%	91.7%	92.2%	92.7%	93.2%	93.7%	94.3%	94.8%	95.3%	95.8%	96.4%	96.9%
年間排出量	kL/年	6,152	6,337	6,259	6,070	6,111	6,024	5,822	5,679	5,541	5,420	5,271	5,136	4,997	4,872	4,723	4,591
し尿量	kL/年	1,377	1,373	1,263	1,143	1,044	1,032	953	883	814	750	683	617	551	487	423	361
浄化槽汚泥量	kL/年	4,775	4,964	4,997	4,927	5,067	4,992	4,869	4,796	4,727	4,670	4,588	4,519	4,446	4,385	4,300	4,230
日平均排出量	kL/日	16.85	17.31	17.15	16.63	16.74	16.5	16.0	15.6	15.2	14.8	14.4	14.1	13.7	13.3	12.9	12.6
し尿量	kL/日	3.77	3.75	3.46	3.13	2.86	2.8	2.6	2.4	2.2	2.1	1.9	1.7	1.5	1.3	1.2	1.0
浄化槽汚泥量	kL/日	13.08	13.56	13.69	13.50	13.88	13.6	13.3	13.1	13.0	12.8	12.6	12.4	12.2	12.0	11.8	11.6
1人1日当りし尿排出量	L/人/日	3.30	3.34	3.22	3.04	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77
1人1日当り浄化槽汚泥排出量	L/人/日	0.79	0.86	0.89	0.89	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93
処理量（脱水汚泥）	t/年	462.48	500.31	482.13	464.91	499	492	476	464	453	443	431	420	408	398	386	375
焼却処理量（し渣、脱水汚泥）	t/年	442.52	480.44	459.66	442.21	478.33	472	456	445	434	424	413	402	391	381	370	359
堆肥化投入量（脱水汚泥）	t/年	19.96	19.87	22.47	22.70	20.93	22	21	20	20	19	19	18	18	17	17	16
搬出量	t/年	56.58	62.10	58.83	56.43	56.86	56	54	53	52	50	49	48	46	45	44	43
沈渣等（焼却）	t/年	17.88	16.99	17.81	17.52	18.28	18	17	17	17	16	16	15	15	15	14	14
製品堆肥（堆肥化）	t/年	24.12	27.39	28.81	27.67	27.82	27	27	26	25	25	24	23	23	22	22	21
焼却灰（埋立）	t/年	14.58	17.72	12.21	11.24	10.76	11	10	10	10	10	9	9	9	9	8	8

2. ごみに関する市民アンケートの調査結果

(1) アンケート調査の概要

① 目的

かすみがうら市では、「みんなでごみゼロ大作戦！～きらきら 豊かなめぐみ野 かすみがうら」を基本理念に、ごみの減量化を進めています。

このアンケートは、「かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画」改定にあたって、現在のごみ処理のあり方などに関する市民の皆様の意向を把握する目的で実施するものです。

② 調査項目

調査票にご答いただく方ご本人について、おたずねいたします。
【問1】 性別について、○をつけてください。
【問2】 年齢について、○をつけてください。
【問3】 職業について、○をつけてください。
【問4】 世帯の人数について、○をつけてください。
【問5】 居住の形態について、○をつけてください。
【問6】 かすみがうら市にお住まいになっている年数について、○をつけてください。
【問7】 お住まいの地区について、○をつけてください。
【問8】 世帯（生計を共にしている）の年収について、○をつけてください。
ごみの収集回数や分別・出し方などについて、おたずねいたします。
【問9】 ごみの収集回数（頻度）についてどう思いますか。
【問10】 あなたのご家庭がごみを出す集積所において、「ごみ出しの分別ルールが守られているか」について、○をつけてください。
【問11】 あなたのご家庭から出る1週間（週2回）あたりの可燃ごみの量について、○をつけてください。 ※45リットルの袋で出した場合でお答えください。
【問12】 あなたのご家庭で使用しているごみ袋について、○をつけてください。
【問13】 集積所への資源物の出し方についておたずねいたします。
【問14】 「プラスチック容器」ごみの処理について、今後、どのように処理することが望ましいとお考えか、○をつけてください。
ごみの減量化やリサイクルなどについて、おたずねいたします。
【問15】 ごみの減量・再使用・再生利用への関心について、○をつけてください。
【問16】 ごみの減量について、取り組んでいることをおたずねいたします。
【問17】 あなたのご家庭で「食べられるのに捨てられてしまう食品」（食品ロス）を出さないために取り組んでいることをおたずねいたします。
【問18】 あなたのご家庭での生ごみの処理方法について、○をつけてください。
【問19】 生ごみ処理容器等設置事業補助金について、○をつけてください。
【問20】 ごみの出し方等で、お困りのことがありましたらご記入ください。

③ 調査仕様

調査地域	かすみがうら市全域
調査対象	令和元年 10 月 1 日現在で市内在住の 18 歳以上の男女 3,000 人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	調査票発送開始：令和元年 10 月 18 日（金曜日） 調査票投函期限：令和元年 11 月 8 日（金曜日）到着分

④ 回収数・回収率

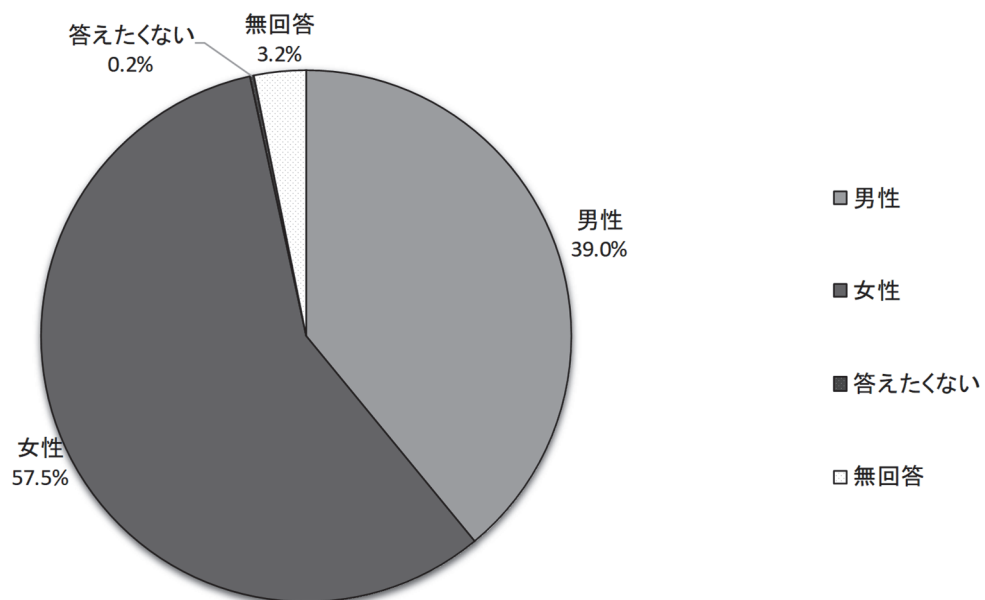
発送数	3,000 通
返却数	1,232 通
回答率	41.1%

※注意：「割合」は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

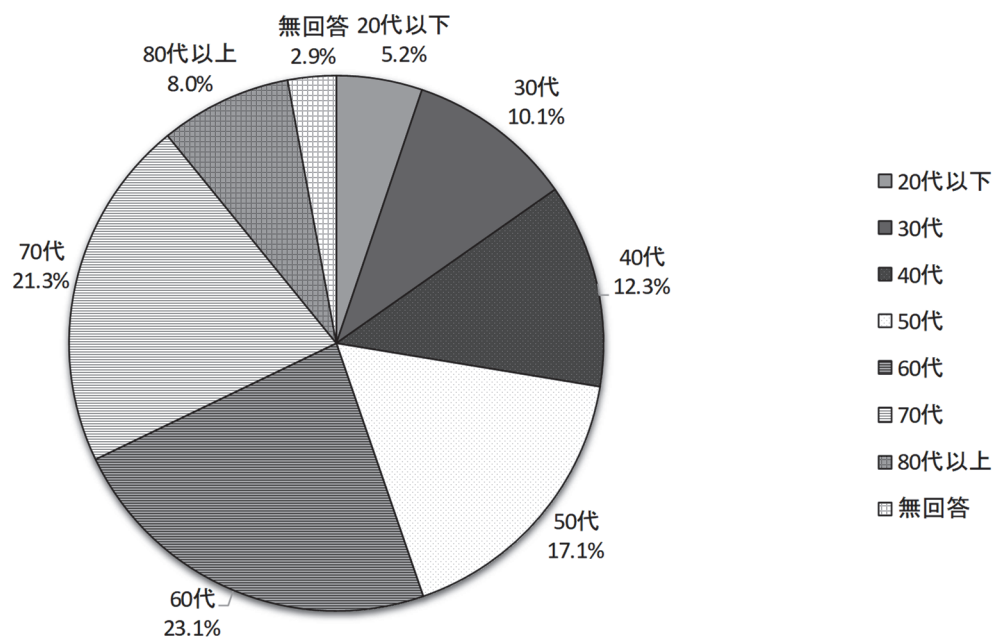
(2) アンケート調査結果の概要

① 調査票にご答いただく方ご本人について

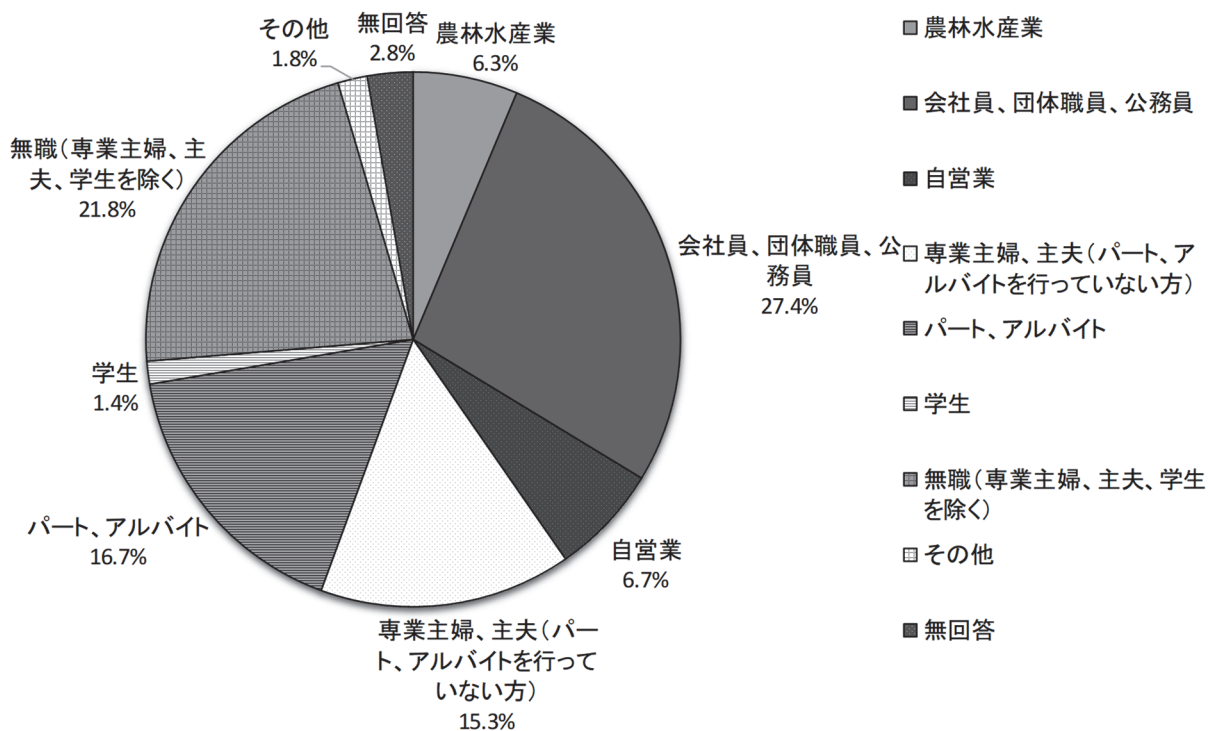
【問1】 性別



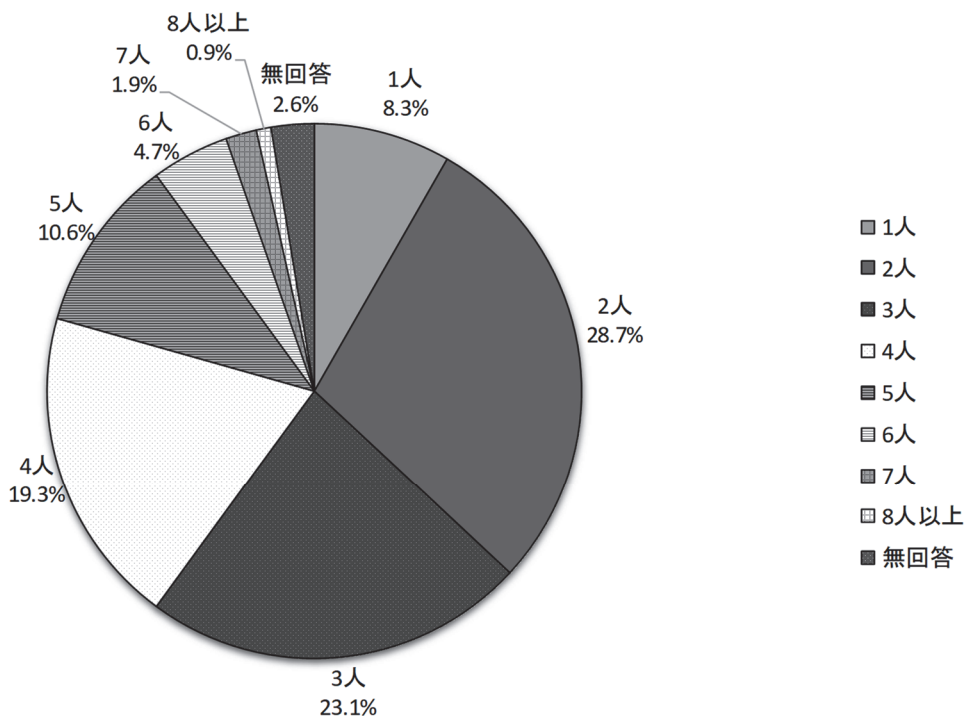
【問2】 年齢



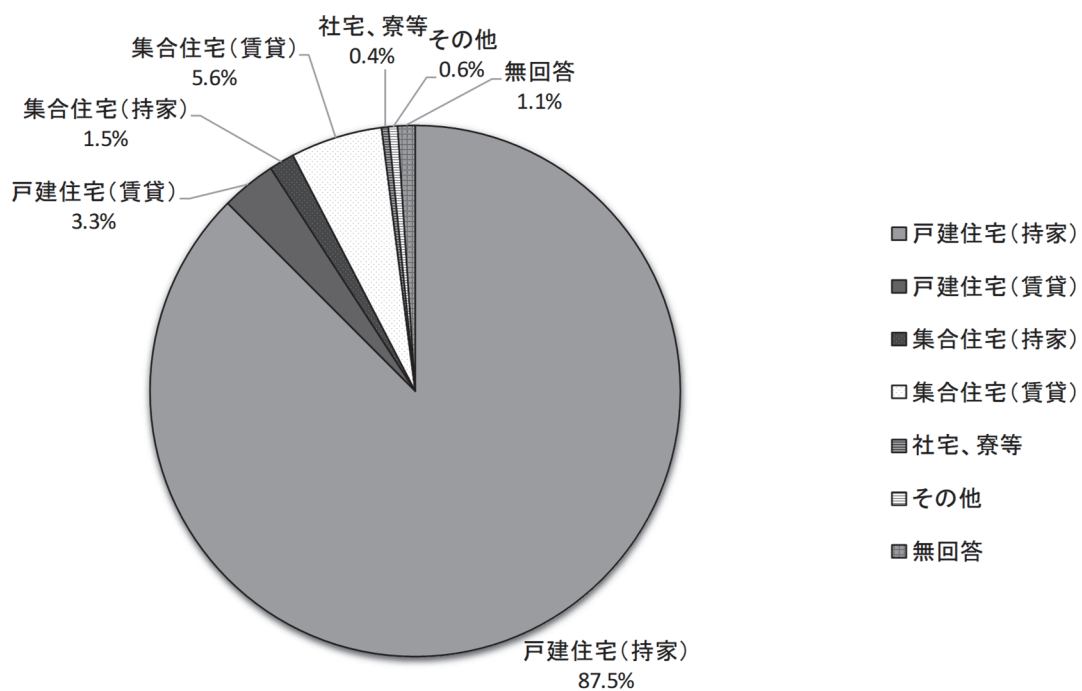
【問3】 職業



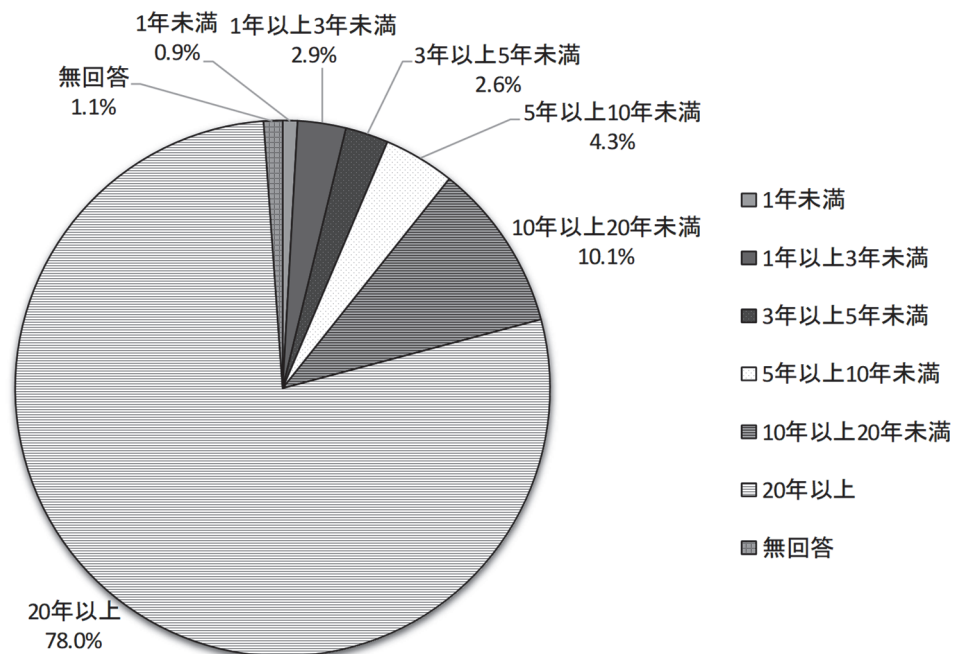
【問4】 世帯の人数



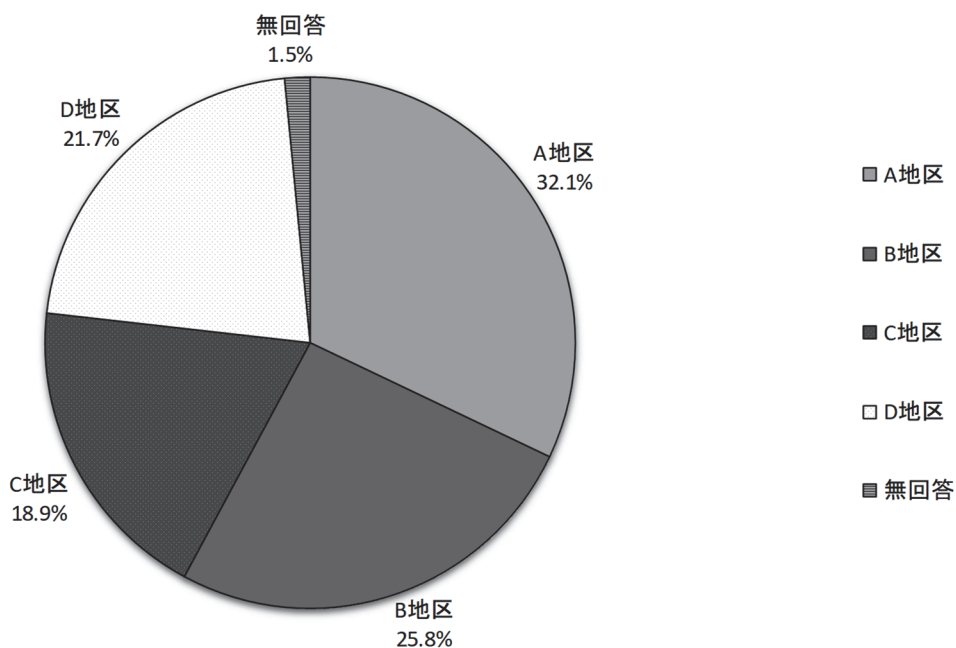
【問5】 居住の形態



【問6】 かすみがうら市にお住まいになっている年数



【問7】 お住まいの地区



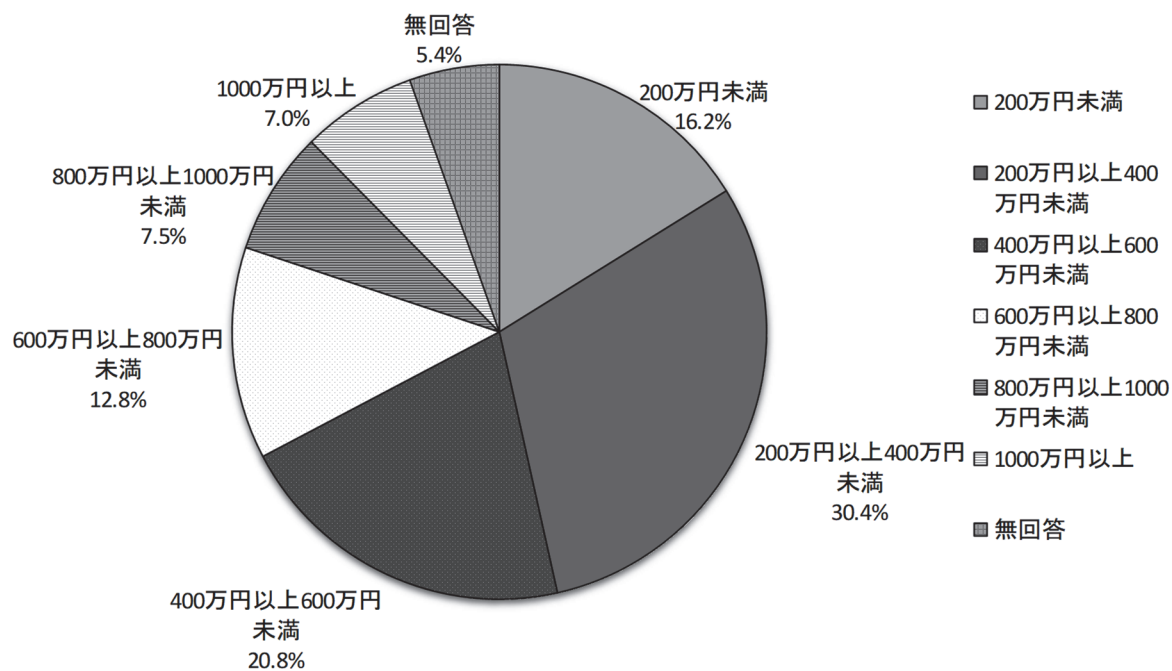
(A地区)：志筑地区・新治地区（市村・根当・八幡下周辺を含む）・稲吉一丁目～三丁目地区・稲吉東一丁目～六丁目地区・角来地区

(B地区)：七会地区（6号国道、土浦・千代田工業団地より西側）、千代田ハウス～大塚団地～逆西11区周辺地区、稲吉南一丁目～三丁目地区

(C地区)：美並・安飾・佐賀地区

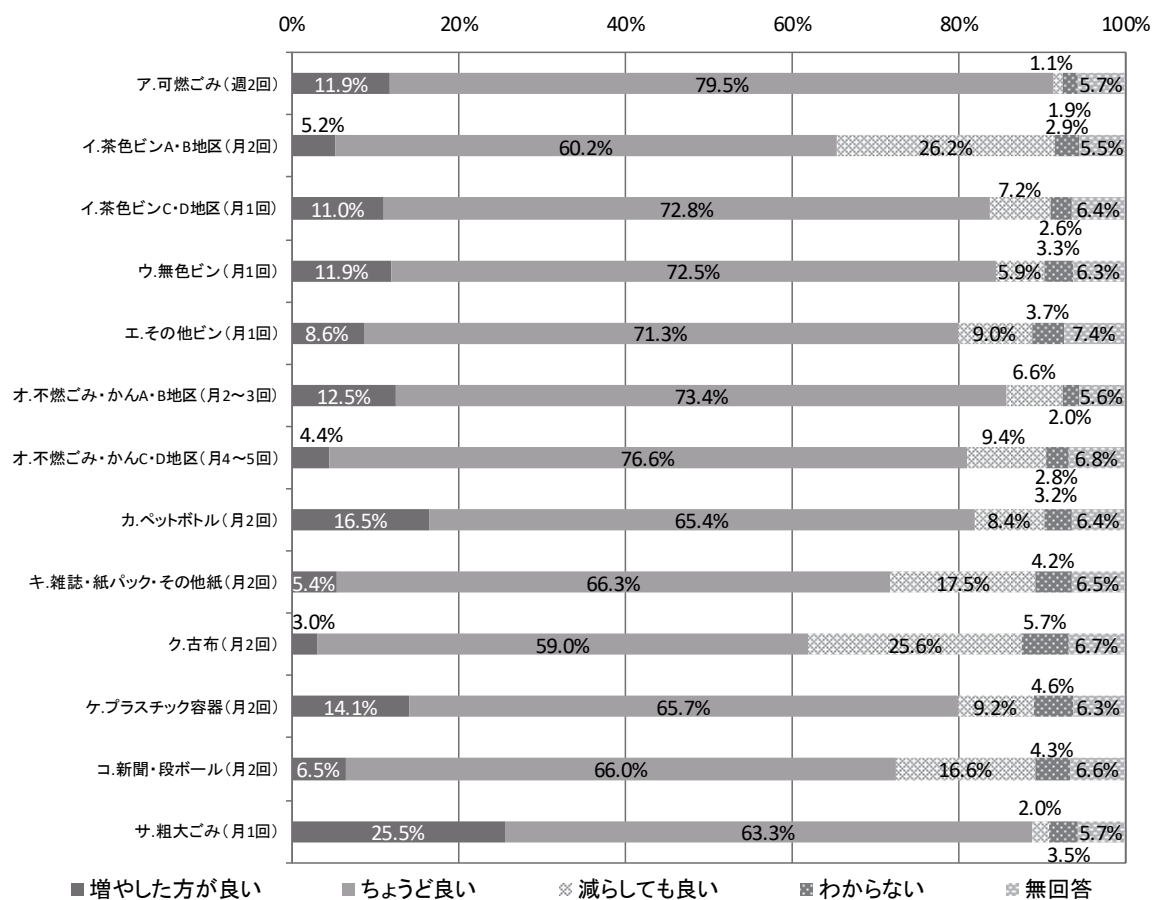
(D地区)：下大津・志土庫・牛渡地区

【問8】 世帯（生計を共にしている）の年収

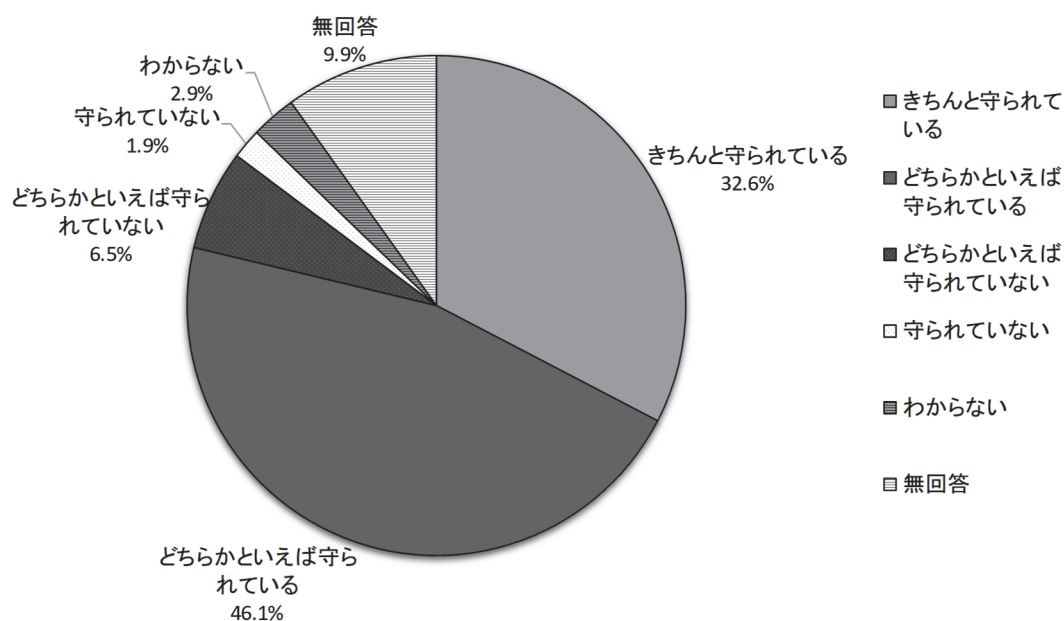


② ごみの収集回数や分別・出し方などについて

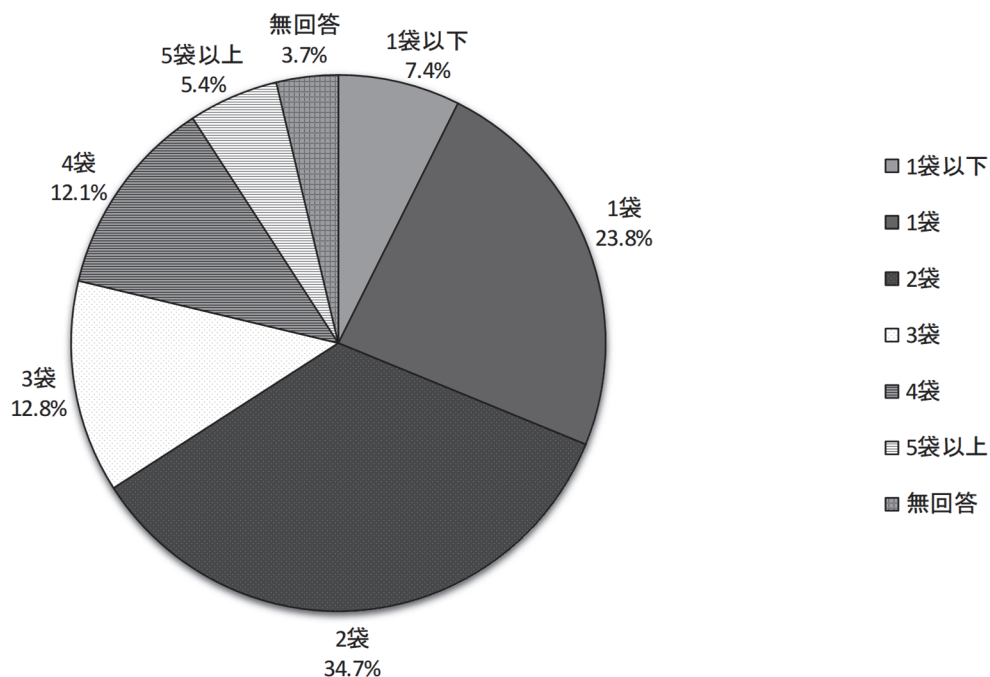
【問9】 ごみの収集回数（頻度）についてどう思いますか。



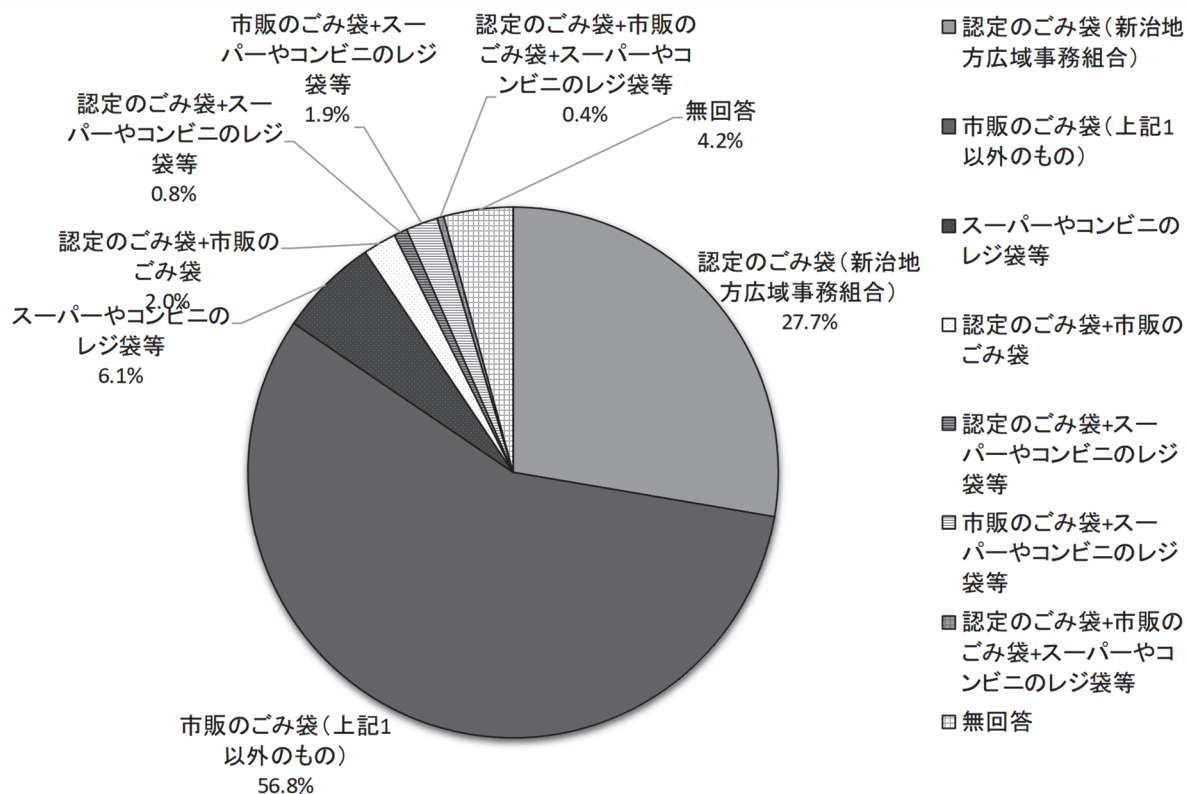
【問10】 あなたのご家庭がごみを出す集積所において、「ごみ出しの分別ルールが守られているか」について、○をつけてください。



【問11】 あなたのご家庭から出る1週間（週2回）あたりの可燃ごみの量について、○をつけてください。 ※45リットルの袋で出した場合でお答えください。

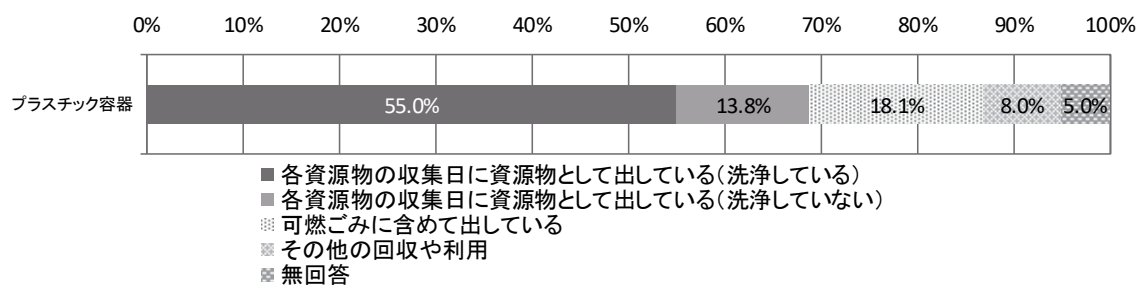
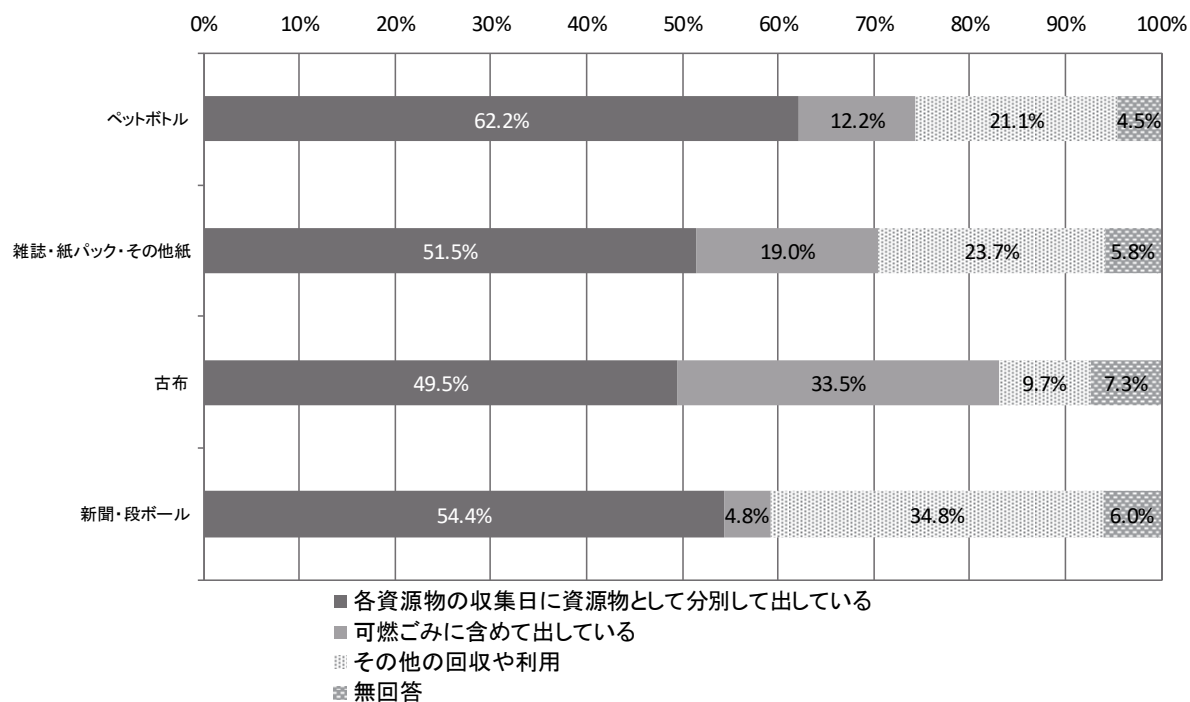


【問12】 あなたのご家庭で使用しているゴミ袋について、○をつけてください。

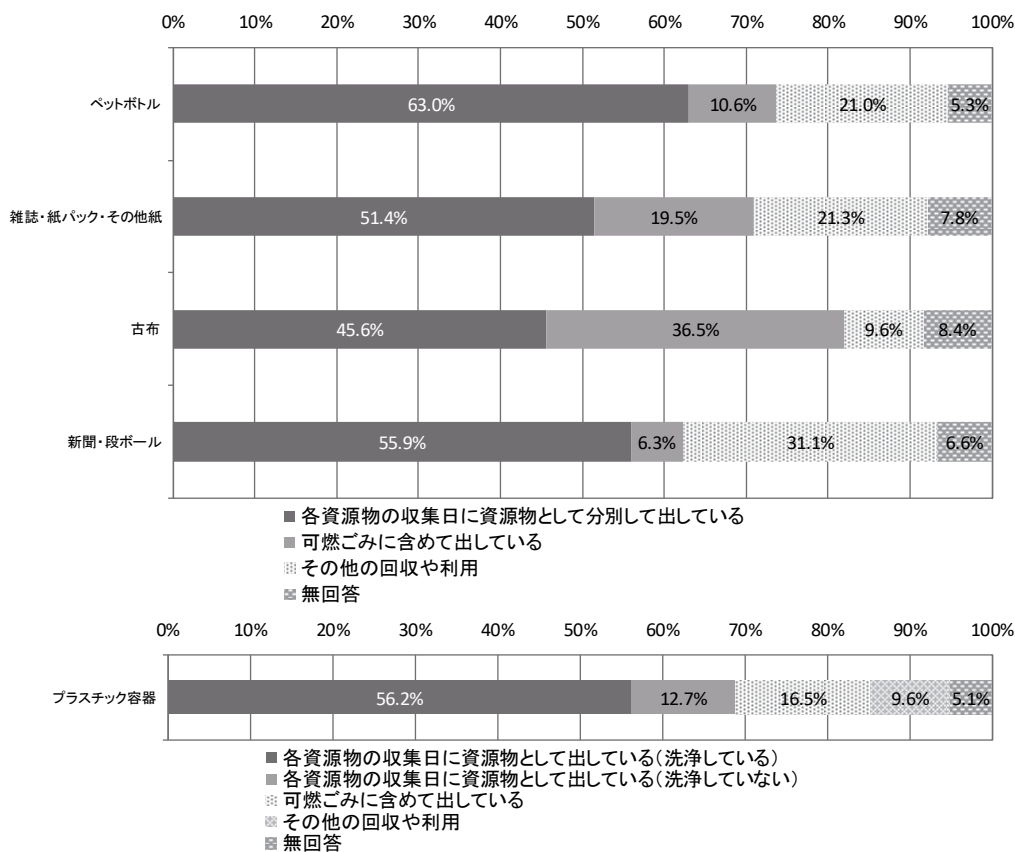


【問13】 集積所への資源物の出し方についておたずねいたします。

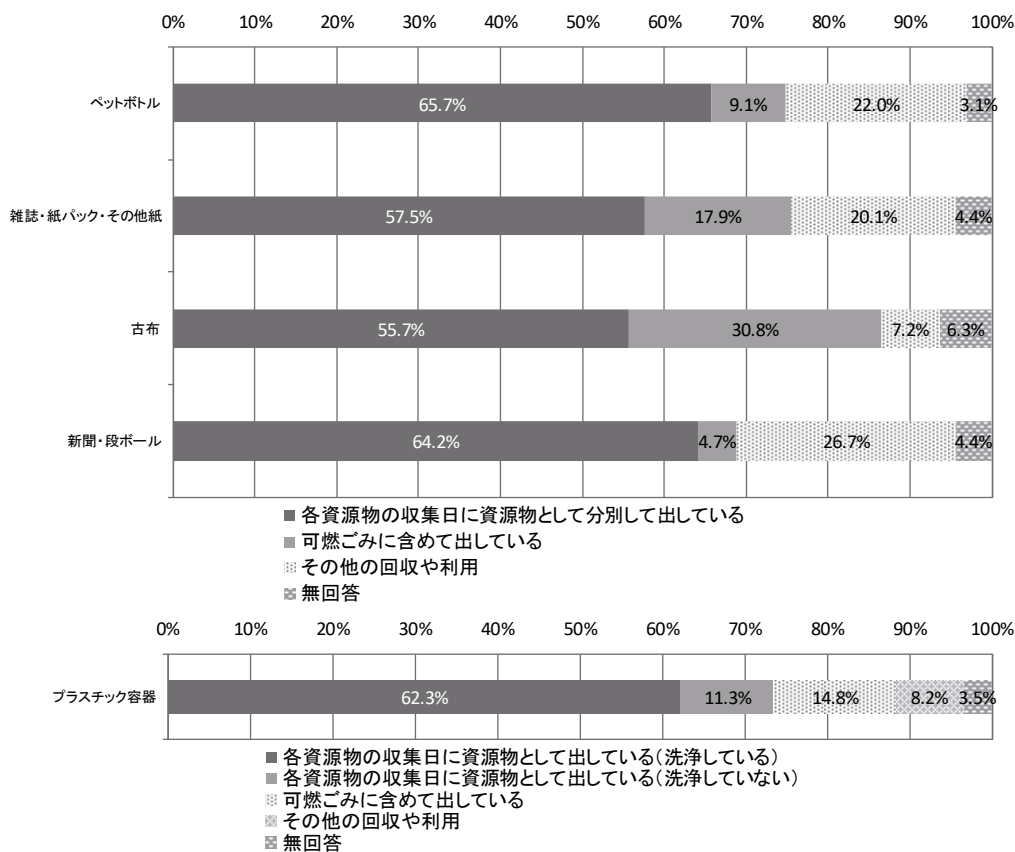
(全体)



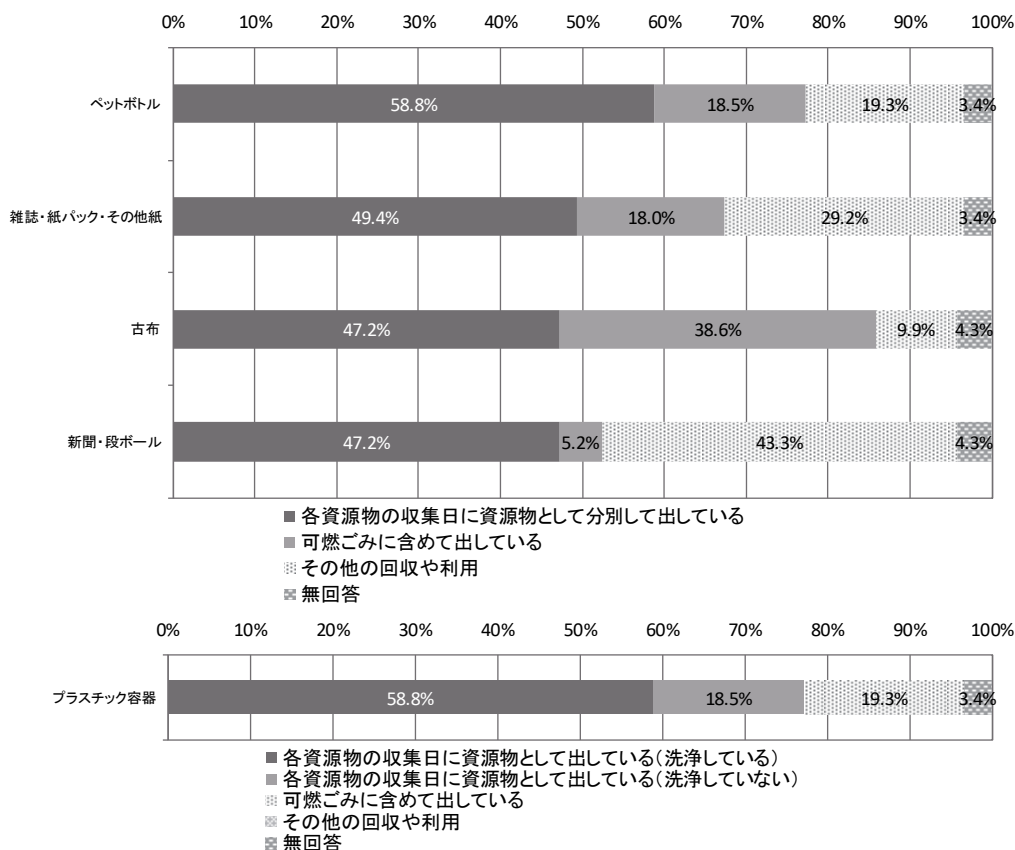
(A 地区) 志筑地区・新治地区（市村・根当・八幡下周辺を含む）・稲吉一丁目～三丁目地区・稲吉東一丁目～六丁目地区・角来地区



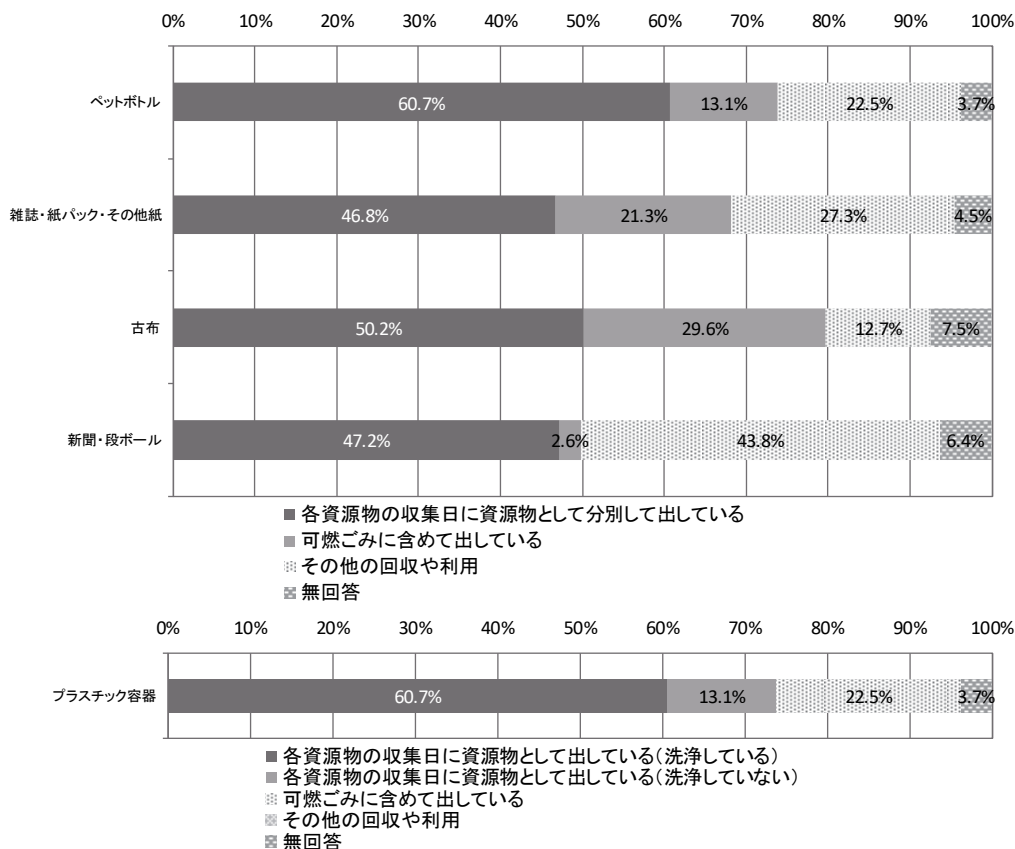
(B 地区) 七会地区（6号国道、土浦・千代田工業団地より西側）、千代田ハウス～大塚団地～逆西11区周辺地区、稲吉南一丁目～三丁目地区



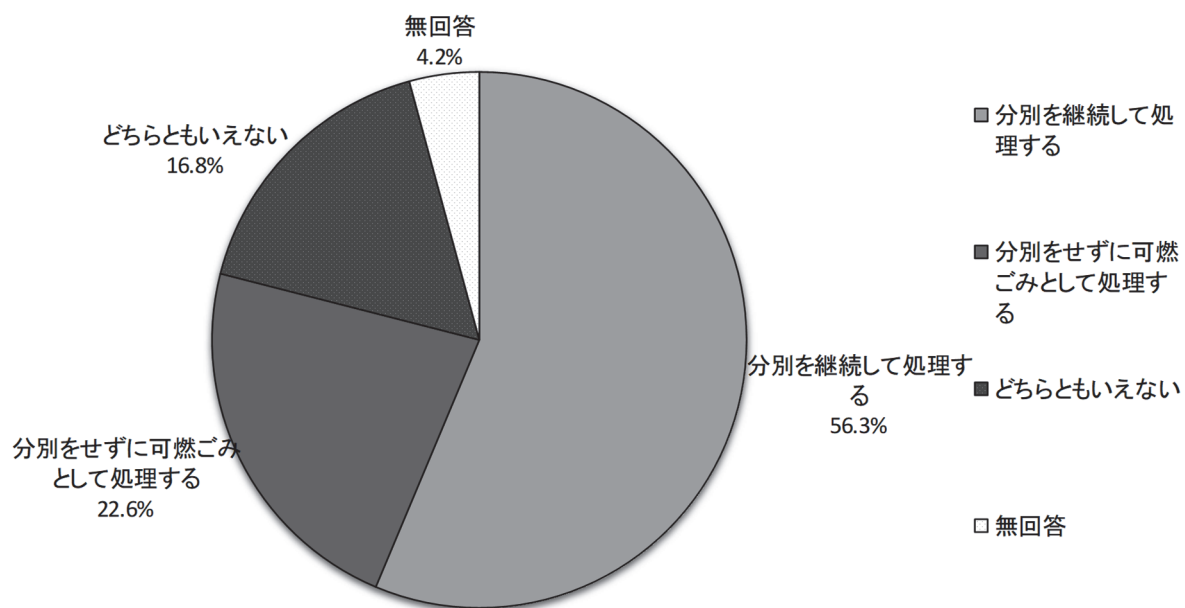
(C 地区) 美並・安飾・佐賀地区



(D 地区) 下大津・志士庫・牛渡地区

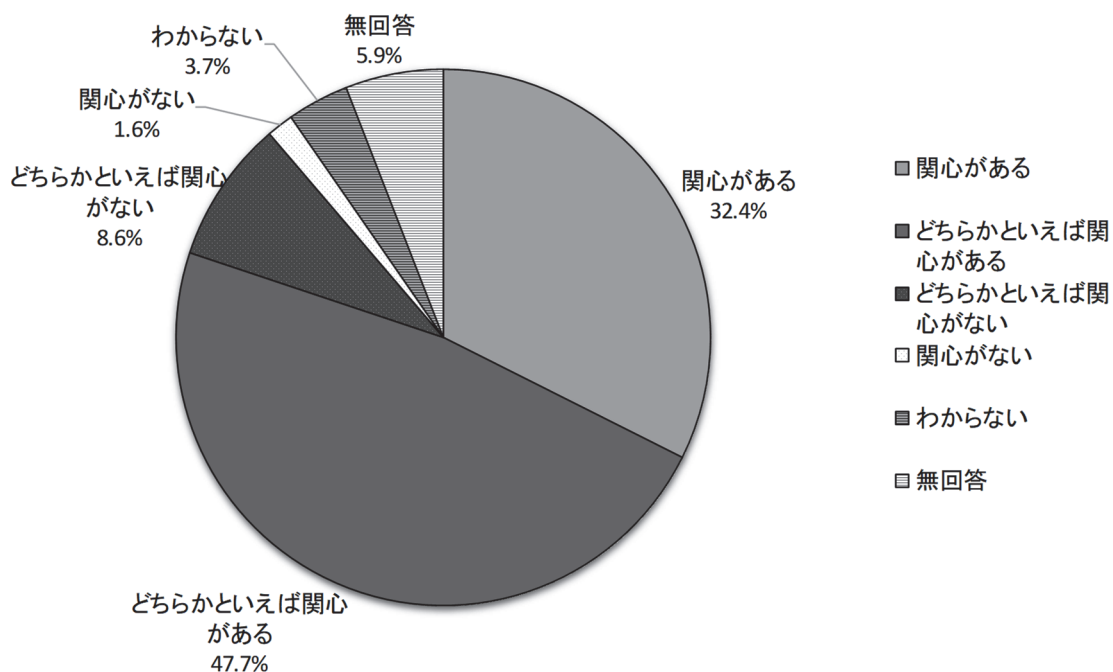


【問14】 「プラスチック容器」ごみの処理について、今後、どのように処理することが望ましいとお考えか、○をつけてください。

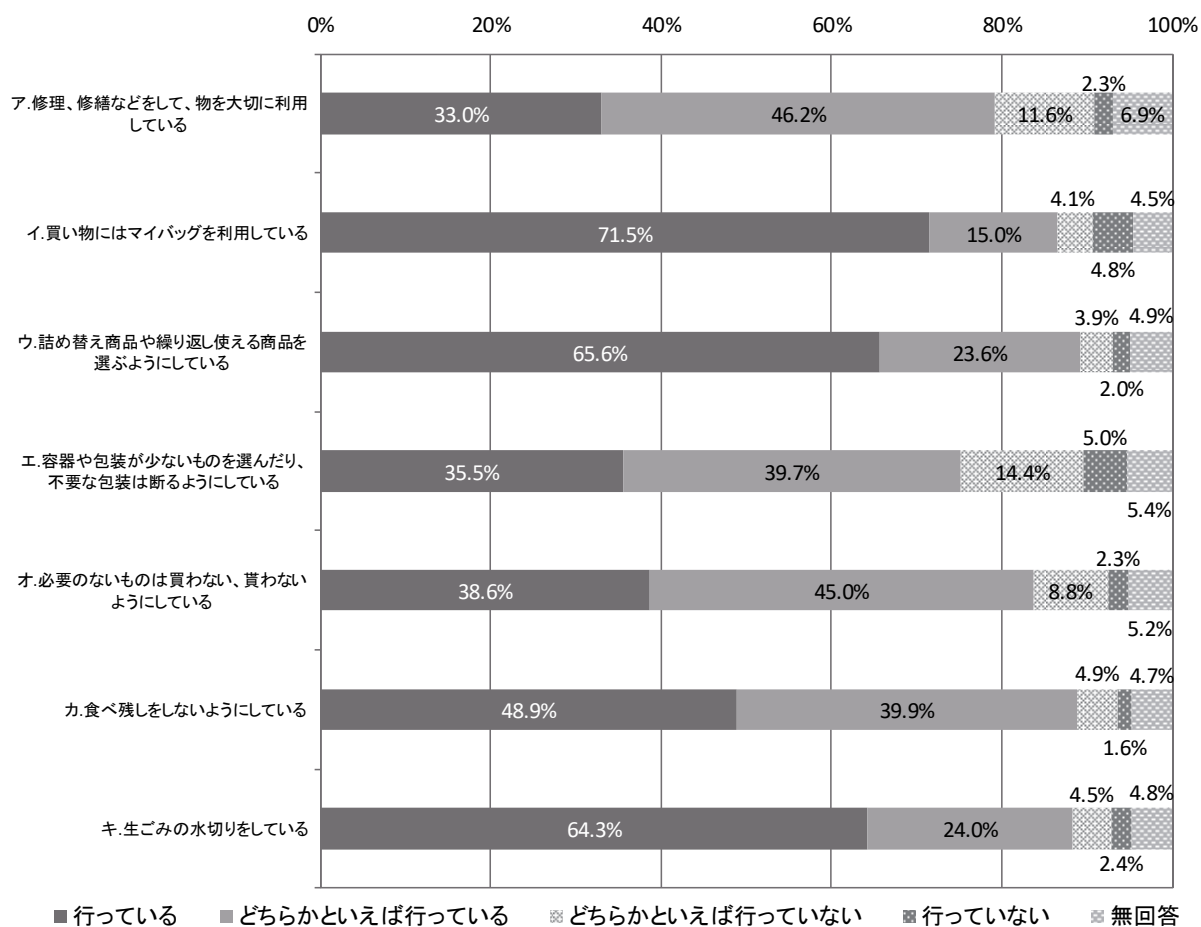


③ ごみの減量化やリサイクルなどについて

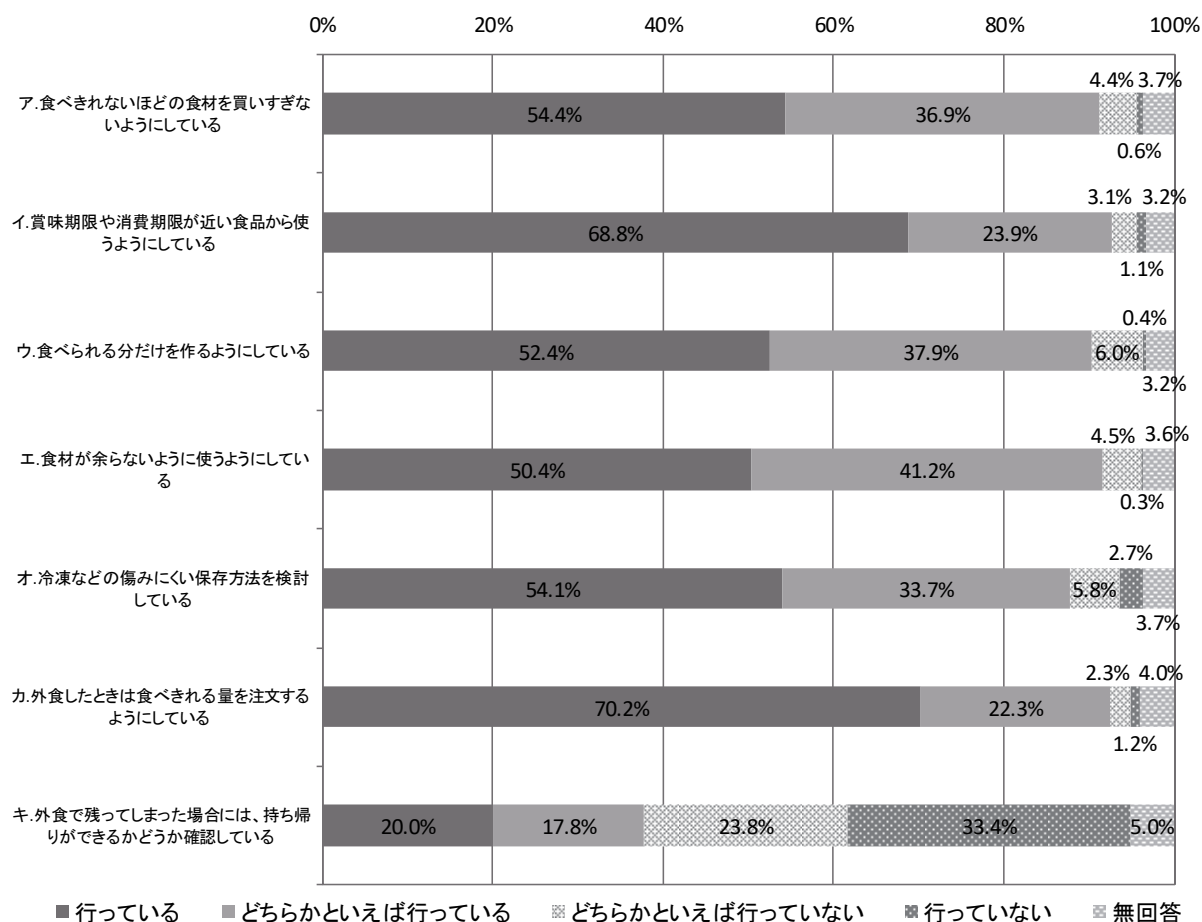
【問15】 ごみの減量・再使用・再生利用への関心について、○をつけてください。



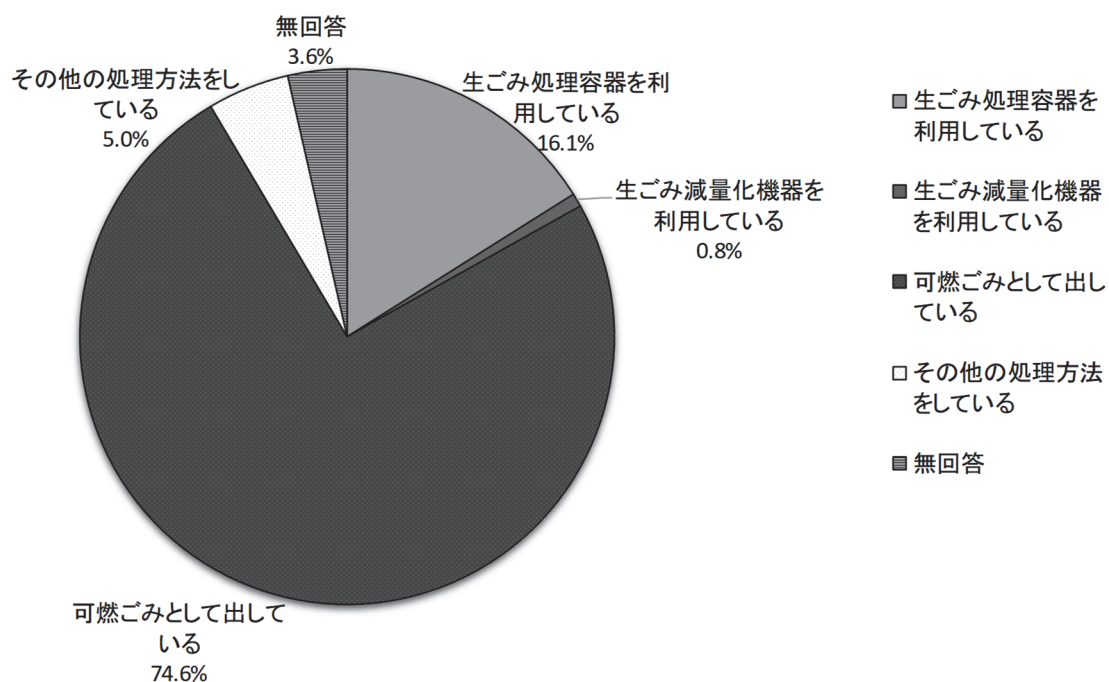
【問16】 ごみの減量について、取り組んでいることをおたずねいたします。



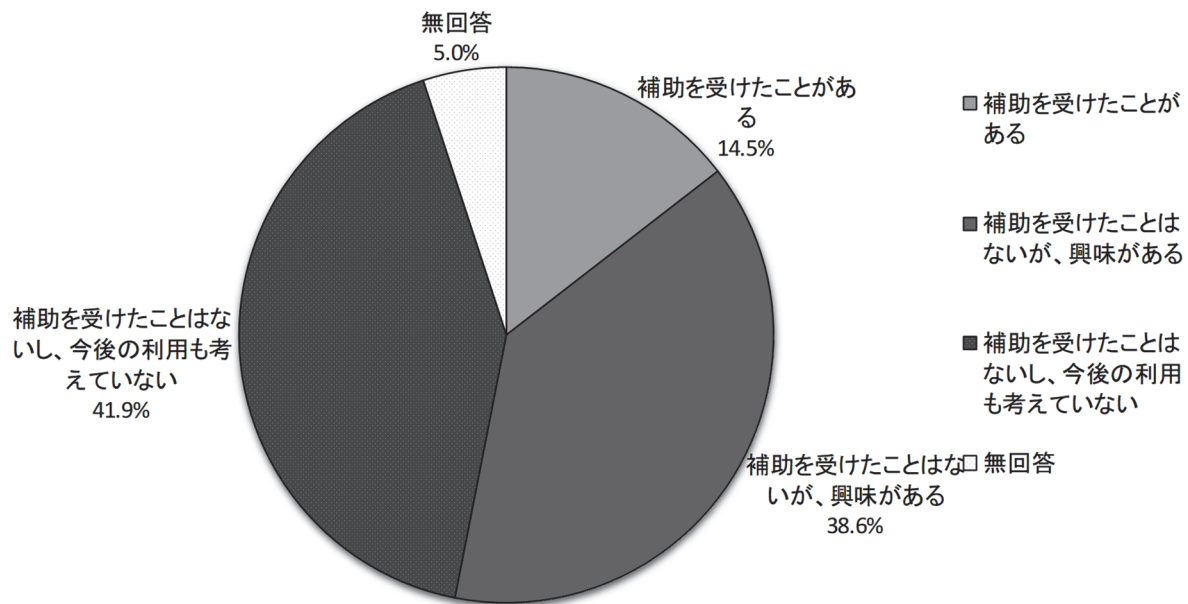
【問17】 あなたのご家庭で「食べられるのに捨てられてしまう食品」(食品ロス)を出さないために取り組んでいることをおたずねいたします。



【問18】 あなたのご家庭での生ごみの処理方法について、○をつけてください。



【問19】 生ごみ処理容器等設置事業補助金について、○をつけてください。



【問20】 ごみの出し方等で、お困りのことがありましたらご記入ください。

主な内容			件数
分別	種類が多い/面倒/シンプルにしてほしい	8	
	分別が分らない/分かり難い/分別区分に迷う	20	
	分別区分の詳細情報（区分カレンダー・HPへの詳細記載・検索ツール等）が欲しい	34	
	回収業者の分別区分の認識を統一化してほしい	3	
	その他	20	
プラ ごみ	分別が分かり難い/迷う	18	
	収集回数を増してほしい	16	
	その他	12	
びん 類	分別の種類が多い/大変/面倒/シンプルにしてほしい	9	
	分別が分らない/分り難い/分別区分に迷う/回収されていない	11	
	収集回数が少ない/増やしてほしい	5	
粗大	分別が分かり難い/迷う	6	
	その他	9	

主な内容			件数
生ごみが十分に水切りされていない/コンポスト容器の使い方が分からない/補助金制度を知らなかった			14
集積所が壊れている/遠い/数を増やしてほしい			40
収集日・収集回数を増やしてほしい			38
年末年始等のごみ回収が休みの期間を短縮してほしい			7
コンテナ以外に袋でも排出したい(出し方)			20
収集時間を遅くしてほしい			6
個(戸)別収集をしてほしい			3
マナー・ルールが守られていない			61
不法投棄・ポイ捨てされる			31
資源ごみ等が持ち去りされている			9
野焼きしている			8
カラスや猫にごみが荒らされる			9
啓発・周知・広報をしてほしい			32
高齢化に考慮してほしい			15
減量化への取り組みについて			9
現在のままでいい			9
特になし			18
その他			48

3. かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例

かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例

平成30年3月30日

条例第3号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 地域住民組織の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4. かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

令和2年3月16日

かすみがうら市長 坪井 透 様

かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会
会 長 甲斐田 直子 

かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

令和元年12月13日付け令和元年か生活諮問第15号をもって貴職より諮問のありましたかすみがうら市一般廃棄物処理基本計画の改定について、本審議会において慎重に審議を行いましたので、下記のとおり意見を付して答申します。

記

- (1) 本計画は、社会経済情勢の変化や各施策の進捗状況、現状と課題などを踏まえて、改定される内容となっており、今後の市のごみ減量化に向けて有効な取り組みとなることが期待される。
については、本計画が、基本理念のもと実効性のあるものとなるよう、本審議会の意見等に十分に配慮し、今後の取組推進に努められたい。
- (2) プラスチックごみの排出については、世界的にも深刻な環境問題となっており、喫緊の対策が求められている。そうしたことへの取り組みの一環でもあるプラスチック容器のリサイクルについては、これまでも分別収集を実施しており、また、可燃ごみの減量化にも繋がることから、新広域ごみ処理施設への移行後も継続されたい。
- (3) 排出割合の最も多い可燃ごみについては、現在、透明または半透明な袋での排出を可としているが、資源化できるごみも多く含まれ、減量化が進んでいない状況にある。また、認定ごみ袋が販売流通しているものの、それを使用している市民は少ない状況にあり、適切でない袋等による排出なども見られるほか、地域外からのごみも持ち込まれやすい状況にある。ごみの減量化や資源化に対する市民意識の向上や不法投棄の防止等を図るため、指定ごみ袋制度を早期に導入されたい。

5. かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）



令和元年か生活諮問第15号

令和元年12月13日

かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会

会長 甲斐田 直子 様

かすみがうら市長 坪 井 透



かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）

標記について、かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例（平成30年3月30日条例第3号）第2条の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。

記

一般廃棄物処理基本計画は、本市における一般廃棄物の処理及び処分について、一般廃棄物の発生抑制及び排出から収集運搬、中間処理、最終処分に至るまでの一般廃棄物の適正な処理を行うために必要な基本事項を定めることを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、廃棄物を取り巻く情勢の変化、本市の現状・推移等を踏まえ、長期的・総合的な視点から検討を行い、平成27年3月に策定したものです。

同計画は、15年後の令和11年度を計画目標年次としており、さらに、計画の進捗状況を把握し、5年ごとの見直しを適切に実施していくため、中間目標年次を令和元年度に設定しております。

つきましては、同計画の改定について、本市の状況、国及び県の施策、近年の技術的動向、社会的環境などを十分に踏まえ慎重なる審議をお願いいたします。

6. かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

平成30年4月1日～令和2年3月31日

No.	氏名	所属	備考
1	甲斐田直子	筑波大学システム情報系社会工学域准教授	会長
2	石塚勝道	タキロンシーアイ（株）東京工場	
3	松浦典行	東京製綱（株）土浦工場	
4	堀越美樹朗	水郷つくば農業協同組合総務部総務課	
5	坂本雅子	かすみがうら市教育委員	
6	額田源衛	かすみがうら市区長会長	
7	飯塚敏夫	地域住民組織代表	副会長
8	濱野秋子	地域住民組織代表	
9	荘司達夫	県南県民センター環境・保安課長	
10	三浦秋夫	新治地方広域環境クリーンセンター業務課長	

かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画
令和 2 年 3 月

かすみがうら市 市民部 生活環境課

〒300-0192 茨城県かすみがうら市大和田 562
TEL 029-897-1111
TEL 029-886-3304
FAX 029-897-1243

<http://www.city.kasumigaura.lg.jp/>